

ともに育て ともに育ち ともに支えあう
地域づくり



平成22年3月

結城市

はじめに

国では、急速な少子化が進む中、国と地方公共団体、事業主等が一体となって、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進していくために、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定いたしました。

その後、平成 19 年 12 月には「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を取りまとめました。

結城市においては、平成 17 年 3 月に「結城市次世代育成支援行動計画」を策定し、前期計画期間の平成 17 年度から平成 21 年度にかけて計画的に子育て支援施策の推進に努めてまいりました。

このたび、前期計画期間の終了に伴いまして、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画を策定いたしました。この計画では、「ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが結城に生まれ、心豊かで健やかに育つために、地域社会全体で支えあう環境づくりを進めてまいります。

後期計画の策定にあたりましては、アンケートや子育て懇談会を実施して、子育ての現状や課題、市民ニーズなどの把握に努めました。また、「結城市次世代育成支援行動計画推進委員会」においても、貴重なご意見やご提言をいただき、市民の皆様とともに策定してまいりました。

今後も引き続き、国や茨城県、市民、地域、企業や関係機関・団体などの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

結城市長 小 西 栄 造

目次

第1章 背景	1
1 策定の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 行動計画の期間.....	2
第2章 子どもを取り巻く地域の状況	3
1 子育てに関する現状.....	3
(1) 少子化の動向.....	3
(2) 家族・地域の状況.....	7
(3) 市の就業環境.....	9
2 保育及び教育環境.....	11
(1) 保育所(園).....	11
(2) 学童クラブ及び利用状況(放課後児童健全育成事業).....	12
(3) 幼稚園.....	12
(4) 学校教育.....	13
3 平成20年度ニーズ調査結果の概要.....	14
(1) 平成20年度ニーズ調査結果の概要.....	14
(2) アンケート調査結果(抜粋).....	15
4 子育て懇談会の概要.....	32
(1) 子育て懇談会の目的.....	32
(2) 意見の概要(要旨).....	32
第3章 計画の基本方針	35
1 計画の基本理念.....	35
2 計画の視点.....	36
3 計画の基本目標.....	37
4 施策の体系.....	39
5 重点プロジェクト.....	40
第4章 行動計画	43
1 人口の見通しについて.....	43
(1) 人口推計の基本的な考え方.....	43
(2) 人口推計.....	44
2 主要保育サービスの目標事業量について.....	46
(1) 平日昼間の保育サービス.....	46
(2) 夜間帯の保育サービス.....	47

(3) 休日保育事業	47
(4) 病児・病後児保育事業	48
(5) 一時預かり事業	48
(6) 放課後児童健全育成事業	49
(7) 放課後子ども教室	49
(8) 地域子育て支援拠点事業	49
(9) ファミリーサポートセンター事業	50
3 施策の展開	51
基本目標 1 子どもの生命と健康を守る	51
(1) 子どもの健康をつくる・守る	51
妊娠・出産期における母子の健康づくり	51
安心して出産・育児ができる環境づくり	53
乳幼児及び児童・生徒の健康と命を守る	55
歯を守る活動の充実	57
食育の推進	58
障害のある子の療育体制の整備	60
小児医療の充実	61
(2) 思春期保健対策を充実する	62
成長期における健康づくり	62
母体・生命尊厳意識の育成	63
(3) 児童虐待を防止する	64
早期発見・早期対応・ケア体制の整備	64
市民への「子ども虐待」についての理解の促進	65
(4) 子どもの生命の安全を守る	66
交通事故から子どもを守る	66
犯罪から子どもを守る地域づくりの推進	68
基本目標 2 子どもの遊びと学びを豊かにする	70
(1) 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する	70
教育環境の整備	70
学校と地域の連携による豊かな心の育成	72
遊ぶ場・学ぶ場の整備の推進	74
(2) スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する	75
スポーツ活動の充実	75
レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実	76
基本目標 3 家庭における子育てを支援する	77
(1) 家庭における子育て力を高める	77
情報提供・相談体制の充実	77
子育て支援体制の充実	79
(2) 子育て家庭への経済的支援を推進する	81

医療費等の軽減	81
子育てにかかる経済的負担の軽減	82
基本目標 4 子育て支援施設及び保育サービスを充実する	84
(1) 保育所(園)を充実する	84
保育所(園)の充実	84
多様な保育需要に応えるサービスの充実	86
(2) 幼稚園を充実する	88
幼稚園の充実	88
(3) 学童クラブを充実する	90
学童クラブの充実	90
基本目標 5 地域の子育て環境を豊かにする	91
(1) 「子育て」「育ち」を支援する地域環境をつくる	91
子育て支援の輪の拡大	91
男女共同参画社会の構築	92
子どもと家族にやさしい環境の整備	94
(2) 安心して働ける労働環境の充実を図る	95
職場における理解の推進	95
子育て後の再就職・再雇用の促進	96
第5章 計画の推進のために	97
1 計画の推進体制の整備・推進	97
(1) 市民参加の推進	97
(2) 庁内推進体制の整備	97
2 子どもと子育て家庭を支える協働体制づくり	97
(1) 情報共有・情報公開の推進	97
(2) 点検・評価・見直しの推進	97
資料編	99
1 施策・事業の一覧表	99
2 計画策定体制	113
3 結城市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要項	114
4 結城市次世代育成支援行動計画推進委員会委員名簿(敬称略)	115
5 結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議設置要項	116
6 結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議委員名簿	117
7 策定の経緯	118

第 1 章 背景

第1章 背景

1. 策定の目的

我が国における急速な少子化の進行への取り組みと、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりのため、『次世代育成支援対策推進法』が平成15年7月16日に公布・施行され、同法に基づき、平成17年度（2005年度）から10年間、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるため、すべての自治体において次世代育成支援に関する行動計画が策定されました。

計画の初年度である平成17年は合計特殊出生率1.26と過去最低となり、翌年の平成18年に1.32と僅かながら回復したものの、依然として少子化の傾向は続いています。

また、平成19年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針」、
「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」、平成20年には、「新待機児童ゼロ作戦」、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」などが示され、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が望まれているところです。

これらの新たな少子化対策の方向性や前期5ヵ年計画の進捗状況・達成状況、前期行動計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえ、「女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上でのサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備」や「利用者の視点にたった点検・評価」など新たな視点にたった見直しが必要となっています。また、今後の子育て支援には、多様な主体による参画・協働の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、「前期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成22年度を初年度とする「結城市次世代育成支援後期行動計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、児童福祉、母子保健・医療、教育など、本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画を始め各種の部門別計画との整合・調整を図りながら策定します。

3. 行動計画の期間

次世代育成支援対策推進法は平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法であり、市町村行動計画は次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項において、5 年を 1 期として策定することとなっています。

前期行動計画の計画期間が平成 21 年度で終了することから、後期行動計画は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

年度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	
	(平成9年～) 母子保健計画															
	ゆきエンゼルプラン															
					見直し	次世代育成支援行動計画(前期計画)					次世代育成支援行動計画(後期計画)					
						実行状況を公表・適宜見直し				見直し	実行状況を公表・適宜見直し					

第2章 子どもを取り巻く地域の状況

第2章 子どもを取り巻く地域の状況

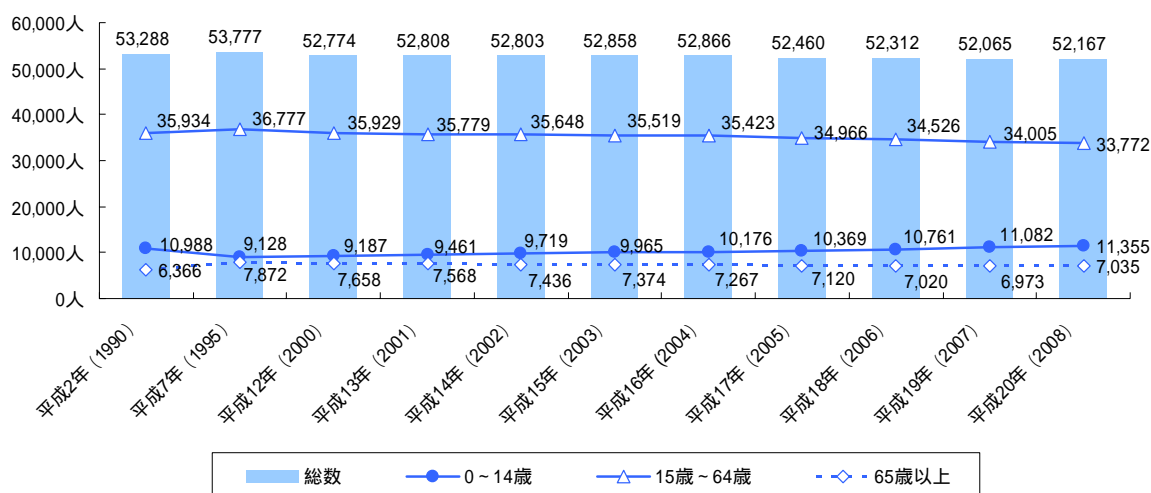
1. 子育てに関する現状

(1) 少子化の動向

総人口年齢3区分の推移

人口は、平成12年の国勢調査によると、初めて5万2千人台となりましたが、その後一貫して5万2千人台を確保しています。

しかし、年齢3区分の構成比の推移を平成7年と平成20年で比較すると、0～14歳は17.0%から13.5%に、15～64歳は68.4%から64.8%に、65歳以上は14.6%から21.7%に変化しており、少子化、高齢化の推移が顕著となっています。



茨城県常住人口調査(平成2,7,12,17年は国勢調査)

人口構成比の推移

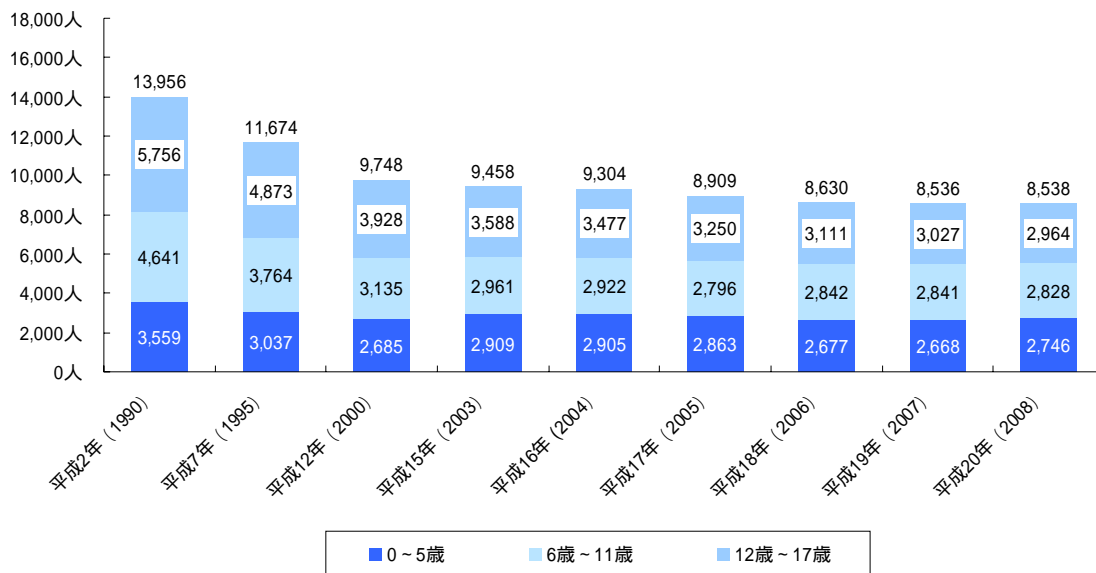
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成2年	結城市	20.6%	67.5%	11.9%
	茨城県	19.6%	68.3%	11.9%
平成7年	結城市	17.0%	68.4%	14.6%
	茨城県	17.1%	68.7%	14.2%
平成12年	結城市	14.5%	68.1%	17.4%
	茨城県	15.4%	68.0%	16.6%
平成13年	結城市	14.3%	67.8%	17.9%
	茨城県	15.1%	67.8%	17.1%
平成14年	結城市	14.1%	67.5%	18.4%
	茨城県	14.9%	67.5%	17.7%
平成15年	結城市	14.0%	67.2%	18.9%
	茨城県	14.6%	67.2%	18.2%
平成16年	結城市	13.8%	67.1%	19.1%
	茨城県	14.4%	66.9%	18.7%
平成17年	結城市	13.6%	66.7%	19.8%
	茨城県	14.2%	66.4%	19.4%
平成18年	結城市	13.5%	66.1%	20.4%
	茨城県	14.0%	65.7%	20.2%
平成19年	結城市	13.4%	65.5%	21.1%
	茨城県	13.9%	65.3%	20.7%
平成20年	結城市	13.5%	64.8%	21.7%
	茨城県	13.8%	64.6%	21.6%

茨城県常住人口調査(平成2,7,12,17年は国勢調査)

児童人口（子ども数）の推移

0歳から17歳までの子ども数の推移では、平成2年の13,956人から平成20年の8,564人へと約5,400人（約39%）が減少しており、18年間での少子化の傾向が顕著にみられます。

年齢別の構成比では、平成2年では0～5歳25.5%、6～11歳33.3%、12～17歳41.2%だったものが、現在ではそれぞれ32.1、33.0、34.9%とほぼ同数となっています。



茨城県常住人口調査(平成2,7,12,17年は国勢調査)

	0～5歳	6～11歳	12～17歳
平成2年(1990)	25.5%	33.3%	41.2%
平成7年(1995)	26.0%	32.2%	41.7%
平成12年(2000)	27.5%	32.2%	40.3%
平成15年(2003)	31.2%	31.0%	37.8%
平成16年(2004)	31.6%	31.2%	37.2%
平成17年(2005)	31.2%	32.5%	36.3%
平成18年(2006)	30.9%	32.8%	36.2%
平成19年(2007)	31.1%	33.0%	35.9%
平成20年(2008)	32.1%	33.0%	34.9%

茨城県常住人口調査(平成2,7,12,17年は国勢調査)

出生数、出生率の推移

本市における出生数・出生率は平成12年からの数値を見ると、ほとんど変化していません。このことが総人口年齢3区分の推移でもみたように、人口がほとんど減少していないことへとつながっていることがうかがえます。

出生数・出生率(人口千人あたり)

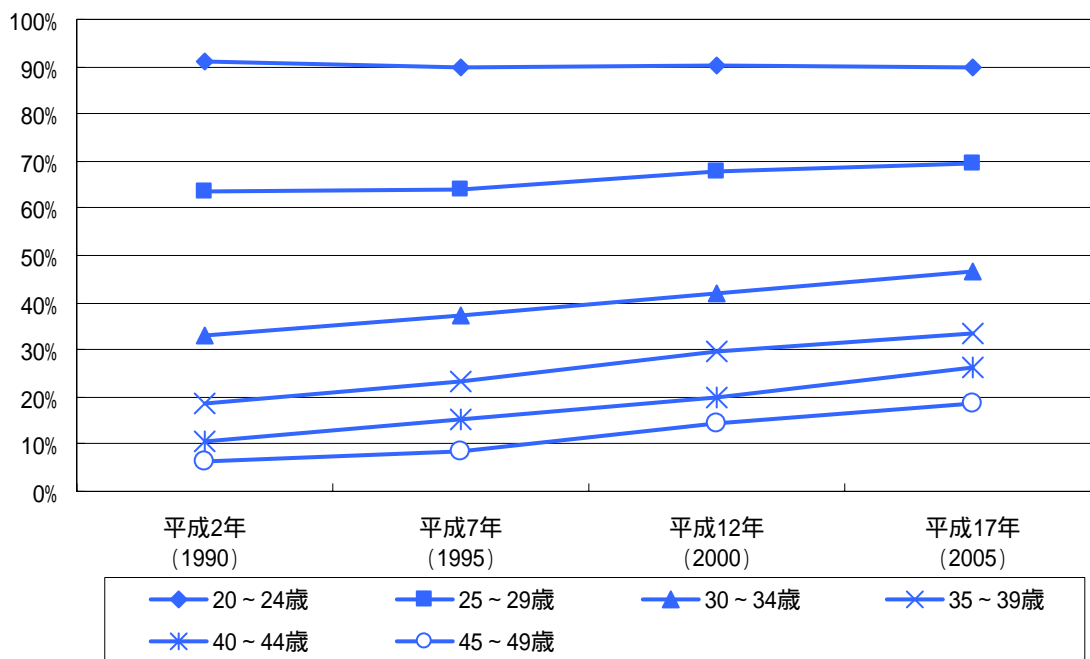
	結城市	
	出生数	出生率
平成12年	476人	9.2人/千人
平成13年	477人	9.2人/千人
平成14年	439人	8.5人/千人
平成15年	445人	8.6人/千人
平成16年	467人	9.0人/千人
平成17年	392人	7.6人/千人
平成18年	414人	8.1人/千人
平成19年	471人	9.2人/千人
平成20年	452人	8.8人/千人

茨城県保健統計年報(平成20年度は概数)

年齢別未婚者の割合

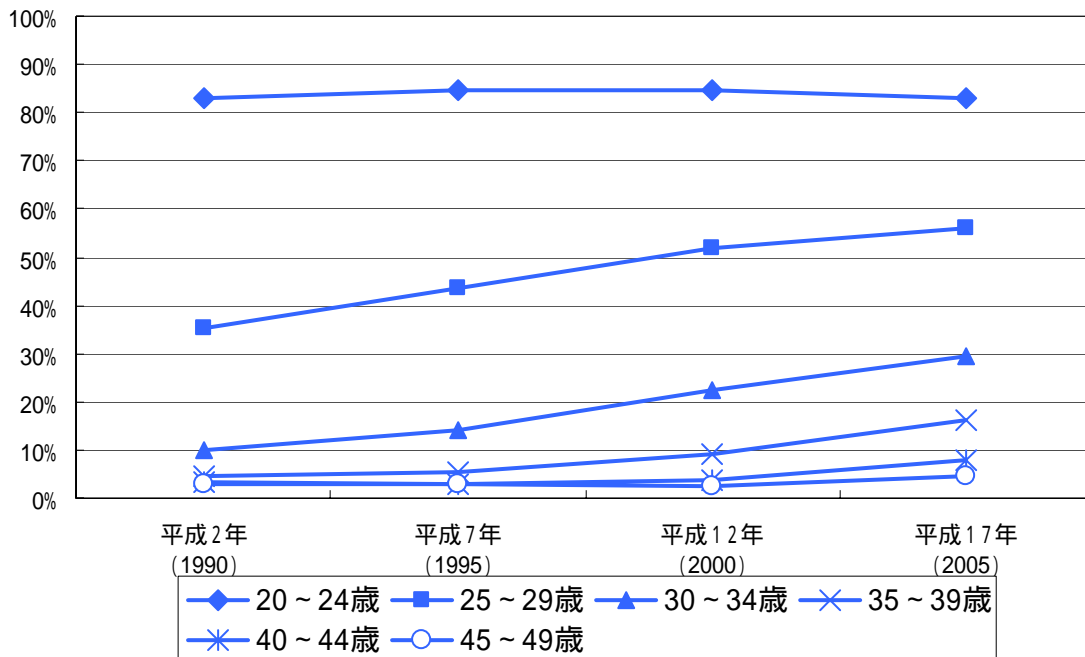
未婚者の推移を年齢別に見ると、男性では25～29歳、30～34歳の未婚者の比率が高まっており、晩婚の傾向がうかがえます。女性においても同様の傾向が見られますが、25～29歳の未婚者は平成2年では30%強だったものが、平成17年では50%を超えるなど、20代後半の未婚者の割合が高まっています。

1) 男性



国勢調査

2) 女性



国勢調査

初婚年齢の推移

本市における初婚年齢の推移を見ると、夫、妻ともに、平成12年と平成19年を比べると、夫が1.4歳、妻が1.3歳ほど、初婚年齢が高くなっています。

	結城市	
	夫	妻
平成12年	28.6歳	26.0歳
平成13年	28.4歳	26.3歳
平成14年	28.6歳	26.6歳
平成15年	29.7歳	27.1歳
平成16年	29.9歳	27.4歳
平成17年	29.2歳	27.3歳
平成18年	29.5歳	27.6歳
平成19年	30.0歳	27.3歳

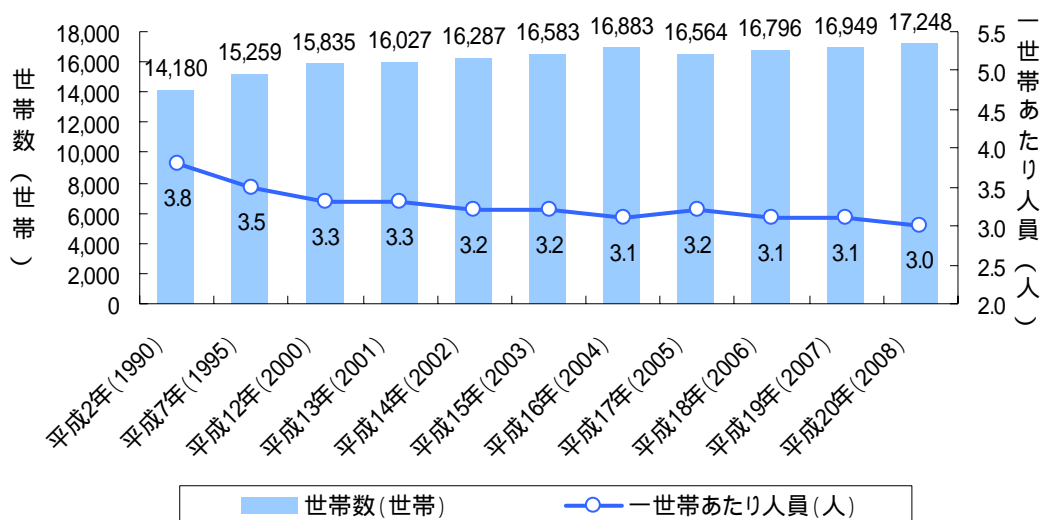
人口動態統計

このように少子化傾向は、結婚年齢が高くなり、また未婚者の割合が高くなること等も要因の1つとなっていることがうかがえます。

(2) 家族・地域の状況

世帯数、世帯人員

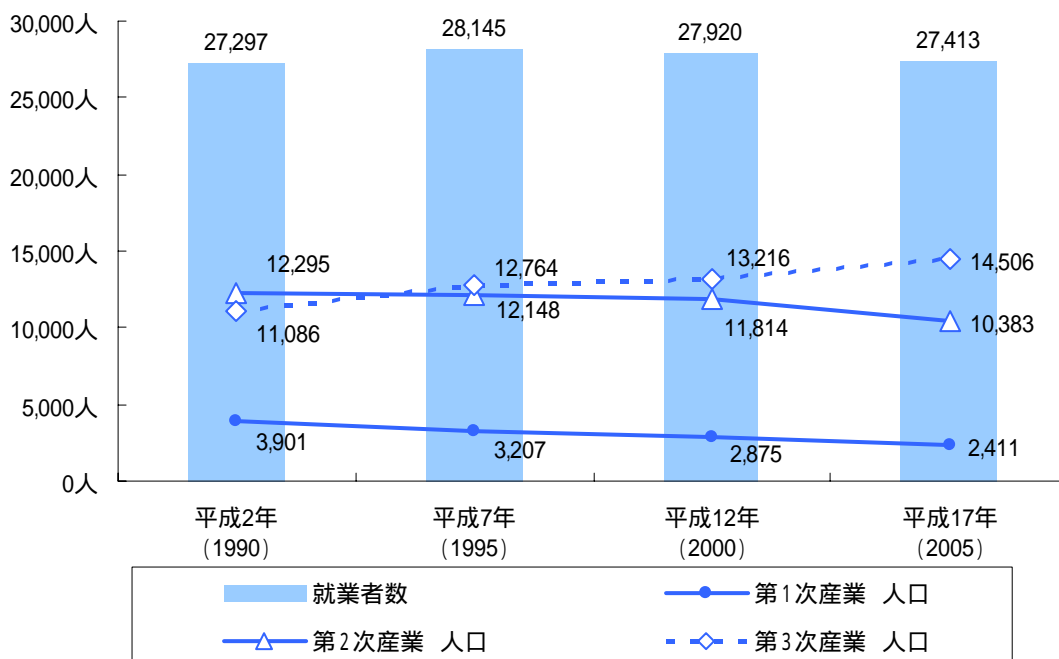
人口は、わずかに減少していますが、世帯数は着実に増加傾向にあり、平成2年から平成20年の間に、約22%（3,068世帯）増加しています。
それに対し、一世帯あたりの人員は、同年の間に3.8人から3.0人に減少しています。



茨城県常住人口調査（平成2、7、12、17年は国勢調査）

就業人口の変化

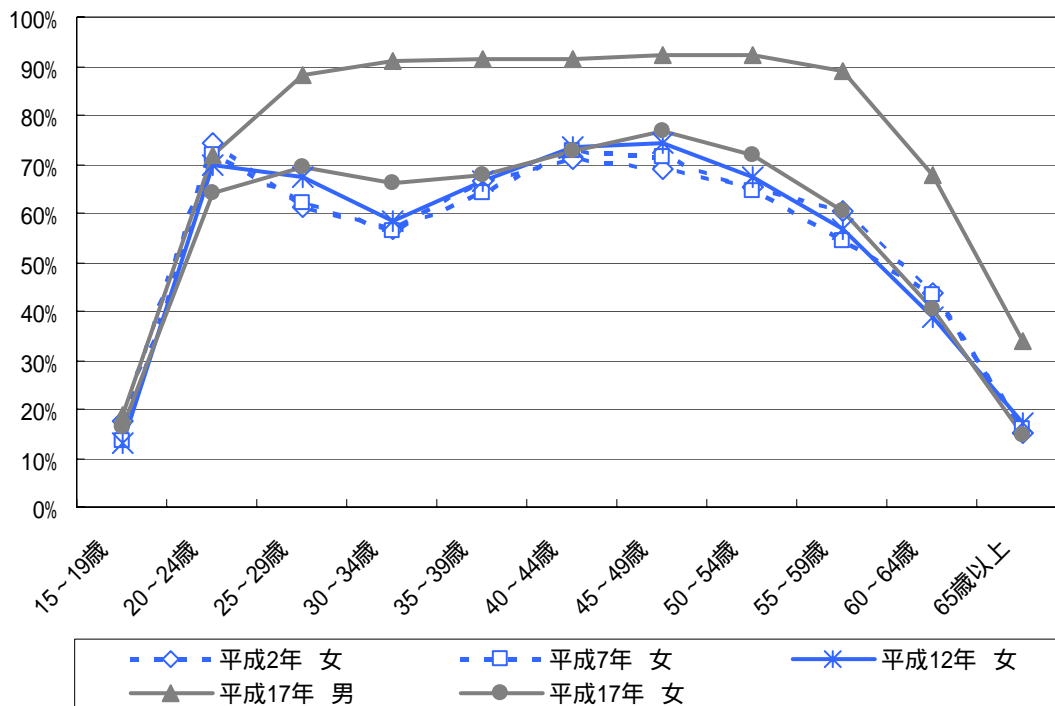
就業人口は平成7年をピークに若干減少傾向にあります。
就業構造は、平成7年に第2次産業と第3次産業の比率が逆転しましたが、その後第3次産業が一貫して増加し、第1次、第2次産業は減少が続いています。



国勢調査

女性の就業率

女性の就業率は、M字の形に大きな変化はありませんが、30～34歳の就業率は、平成2年～平成12年にかけて、ほぼ60%弱であったものが、平成17年では約67%程度に上昇していることが新たな傾向として読み取れます。20～24歳以外は、総じて、女性の就業率は、過去に比べて最も高い値を示しています。



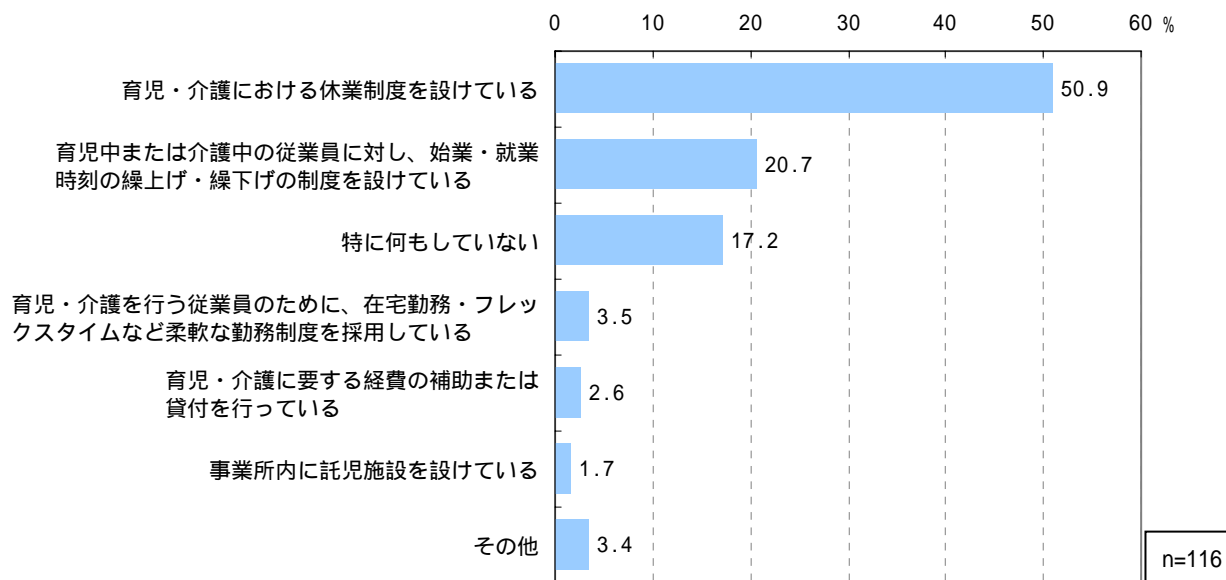
国勢調査

(3) 市の就業環境

結城市男女共同参画に関する事業所アンケート調査報告書(女性政策室より)

男女が共に育児・介護をしながら働くことについて(複数回答)

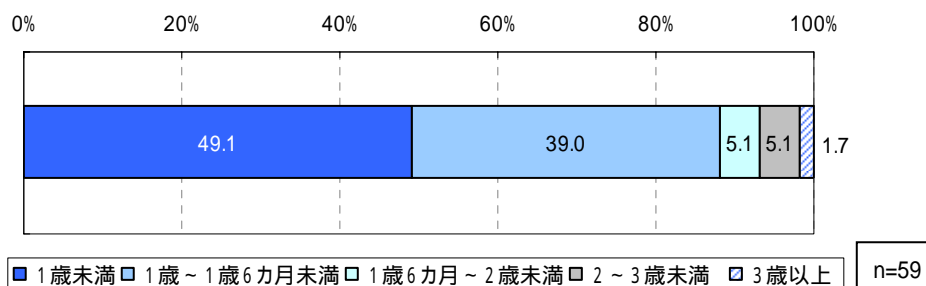
育児・介護における休業制度を設けている事業所が50.9%であるのに対し、特に何もしていない事業所が17.2%となっています。



- * その他
- ・ 申し出による残業制度。
 - ・ 事業所内に託児施設を設けることを検討中。
 - ・ 制度としては設けていないが必要に応じ臨機応変に対処している。

(上記設問のうち、「育児・介護における休業制度を設けている」と回答した事業所) 子どもが何歳になるまで育児休業を取得することができるか。

育児休業制度については、「1歳未満」が49.1%と最も多く、次いで「1歳～1歳6カ月未満」が39%となっています。



平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に出産又は配偶者が出産した従業員の人数。

育児休業の取得率は、女性が 57.6%に対し、男性は 2.6%と低くなっています。

	本人又は配偶者が出産した 従業員人数	育児休業を取得した 従業員人数	取得率
女性	99 人	57 人	57.6%
男性	115 人	3 人	2.6%

2. 保育及び教育環境

(1) 保育所(園)

保育所(園)は公立3所、私立8園で合計11所(園)となっています。
定員は公立200名、私立805名、合計で1,005名となっています。
休日保育は、私立保育園3園で実施しています。

保育所(園)の状況(平成21年3月1日現在)

保育所(園)名	定員	保育時間(平日)	保育時間(土曜・休日)	通園バス	特別保育事業等実施状況				
					延長保育	育児相談	地域活動事業	休日保育	一時保育
公立	城西保育所	80名	7時30分～19時00分	7時30分～12時30分					
	山川保育所	60名	7時50分～18時00分	7時50分～12時00分					
	上山川保育所	60名	7時50分～18時00分	7時50分～12時00分					
私立	明照保育園	90名	7時00分～19時00分	7時00分～12時00分					
	みにく保育園	150名	7時00分～19時30分	7時00分～17時30分	あり				
	ふたば保育園	150名	7時00分～19時00分	8時00分～13時00分	あり				
	つくば保育園	130名	7時30分～19時30分	8時00分～17時00分(休日8時30分～17時00分)	あり				
	たま保育園	90名	7時30分～19時00分	7時30分～17時30分	あり				
	あすなる保育園	60名	7時00分～19時00分	8時00分～16時00分					
	かなくぼ保育園	90名	7時00分～19時30分	8時00分～13時00分	あり				
	もろ保育園	45名	7時30分～19時00分	8時00分～13時00分	あり				

「地域活動事業」は、補助事業として実施しているものであり、私立保育園が対象となります。公立保育所では異年齢児交流事業等、独自の地域活動事業を実施しています。

社会福祉課

(2) 学童クラブ及び利用状況(放課後児童健全育成事業)

学童クラブを行っているのは、市の小学校9校のうち6校となっています。
 保育時間として、平日はどの学童クラブも13時～18時です。また、土曜日に実施しているのは2校です。
 学童クラブ利用者は、各学年とも70人前後で、総数に対する割合は、平均で14.2%です。

学童クラブの状況(平成21年3月1日現在)

名称	保育時間(平日)	長期休暇 学校の振り替え	土曜日
結城西小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時40分～18時00分	7時40分～18時00分
結城小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時30分～18時00分	8時00分～18時00分
城西小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時30分～18時00分	-
城南小学童クラブ	13時00分～18時00分	8時00分～18時00分	-
江川北小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時30分～18時00分	-
絹川小学童クラブ	13時00分～18時00分	7時00分～18時00分	-

学年	人数	学童クラブ利用者	割合
1年生	484人	74人	15.3%
2年生	499人	73人	14.6%
3年生	494人	63人	12.8%
計	1477人	210人	14.2%

社会福祉課

(3) 幼稚園

幼稚園は、私立のみで4園となっています。
 土曜日の開園は1園で実施しています。

幼稚園の状況(平成21年3月1日現在)

	園名	保育時間(平日)	保育時間(土)	預かり保育
私立	富士見幼稚園	9時00分～14時00分	休園	有
私立	つくば幼稚園	9時00分～15時30分	休園	有
私立	結城ひかり幼稚園	8時00分～15時00分	8時00分～12時00分(第1、2、3)	有
私立	玉岡堯舜幼稚園	9時00分～14時00分	休園	有

学校教育課

(4) 学校教育

小学校数は市内9校です。
児童総数は、2,870人です。

小学校の状況(平成21年3月1日現在)

	児童数	学級数
結城小学校	699人	23学級
城南小学校	527人	18学級
結城西小学校	399人	14学級
城西小学校	308人	13学級
絹川小学校	254人	12学級
上山川小学校	183人	8学級
山川小学校	187人	7学級
江川北小学校	219人	9学級
江川南小学校	94人	7学級
計	2,870人	111学級

学校教育課

中学校数は市内3校です。
生徒総数は、1,429人です。

中学校の状況(平成21年3月1日現在)

	生徒数	学級数
結城中学校	523人	16学級
結城東中学校	363人	13学級
結城南中学校	543人	16学級
計	1,429人	45学級

学校教育課

3. 平成 20 年度ニーズ調査結果の概要

(1) 平成 20 年度ニーズ調査結果の概要

アンケート調査実施概要

1) アンケート調査の方法

本調査は、結城市に住む未就学児童及び小学生児童の保護者、13 歳～18 歳の中高生、10 歳代～60 歳代の一般市民を対象に行いました。

設問内容は、国が作成した全国統一のモデル調査票による質問内容・形式を基本としたものに、結城市の実情を加味し、前回調査（平成 15 年度）と同じ設問を盛り込んだものを作成しました。

対象者は住民基本台帳から無作為抽出とし、配布・回収方法は、それぞれ以下のような方法で行いました。

就学前児童保護者へのアンケート

A. 住民基本台帳より就学前児童のいる世帯を抽出し郵送にて配布、保育所来所時に回収

B. 保育所（園）を利用していない保護者には、郵送にて配布・回収

小学生児童（保護者・児童本人）へのアンケート

A. 市内の学校を通して、教室で配布・回収

中高生へのアンケート

A. 中学生：市内の中学校を通して、教室で配布・回収

B. 高校生：郵送にて配布・回収

一般市民へのアンケート

A. 郵送にて配布・回収

2) アンケート調査の期間

平成 21 年 2 月 23 日 ~ 平成 21 年 3 月 6 日

アンケート配布・回収状況

今回の調査は、質問数も多く、また回答形式もやや複雑だったこともあり、回収率は 51.7%で、前回調査の回収率（53.9%、配布総数 4,557）を下回りました。その中で、中高生のみ、前回調査を上回っています。

調査対象者	配布数(票)	回収数(票)	回収率(%)	前回調査回収率(%)
未就学	905	416	46.0	56.7
就学(小学生)	920	726	78.9	85.2
中高生	692	418	60.4	56.2
一般市民	1,529	533	34.8	43.1
計	4,046	2,093	51.7	53.9

(2) アンケート調査結果(抜粋)

調査結果については、以下の13項目について、抜粋して取りまとめたものです。

(()内はアンケート対象者)

1. 子どもの主な世話者の就業状況(未就学児童、就学児童)
2. 子どもが病気の時の対応について(未就学児童)
3. 緊急の場合の対応について(未就学児童)
4. 保育サービスの利用状況(未就学児童)
5. 学童保育サービスの利用状況(就学児童)
6. 子育て意識(未就学児童、一部就学児童)
7. 地域の環境について(未就学児童)
8. 地域に望むこと(未就学児童、就学児童、一般市民)
9. 「子どもの生命と健康を守る」ことについて(未就学児童、一部就学児童)
10. 「子どもの遊びと学びを豊かにすること」について(未就学児童、就学児童)
11. 思春期保健対策に関する中高生の意識と実態について(中高生)
12. 市への要望(未就学児童、就学児童、一般市民)
13. 自由意見(未就学児童、就学児童、中高生、一般市民)

調査結果の見方

- (1) 結果は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%に満たない、または上回ることがあります。なお、回答者を絞った枝問では、質問該当者を100%とするのを原則としています。
- (2) 複数回答の設問では、回答の合計を回答者の合計で割った比率を用いているため、100%を上回ることがあります。
- (3) 本文や図中の選択肢表記では、語句を短縮・省略化しているものもあります。

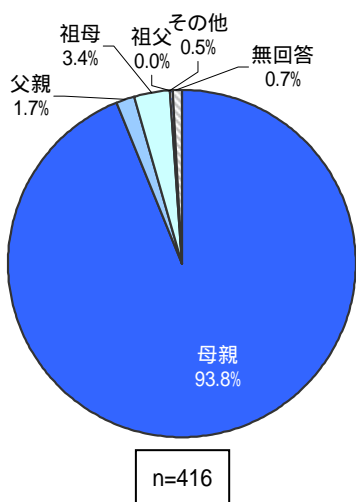
子どもの主な世話者の就労状況（未就学児童、就学児童）

子どもの主な世話者は、未就学児童、就学児童とも 90%以上が母親となっています。その母親の就労状況は、未就学児童は半数以上、就学児童は約 70%が何らかの形で就労している状況にあります。

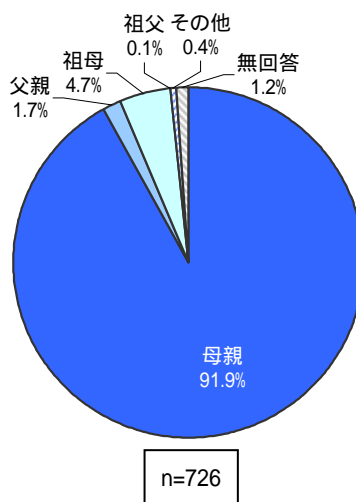
子どもの主な世話者は母親であることが断然多いですが、就学児童の母親の就労が特に高い比率を占めており、子どもがある程度大きくなってからは、母親の就業率が高くなるのがわかります。

子どもの身の回りの世話をしている人

未就学児童

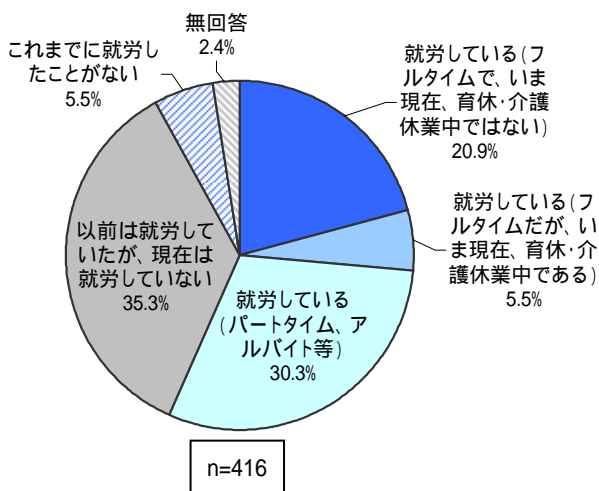


就学児童

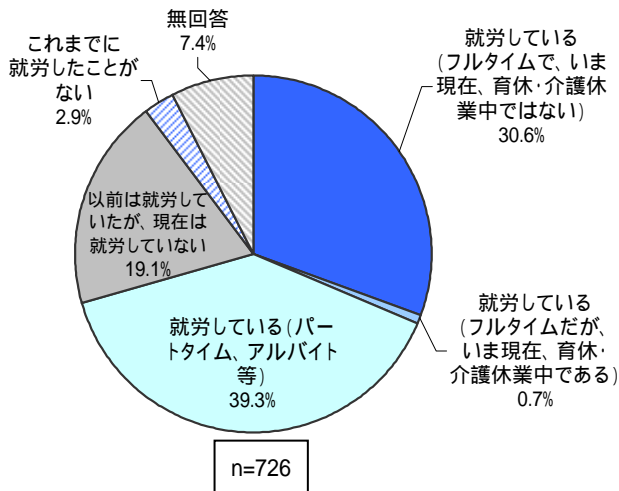


母親の就労状況（パート、アルバイトを含む）

未就学児童



就学児童

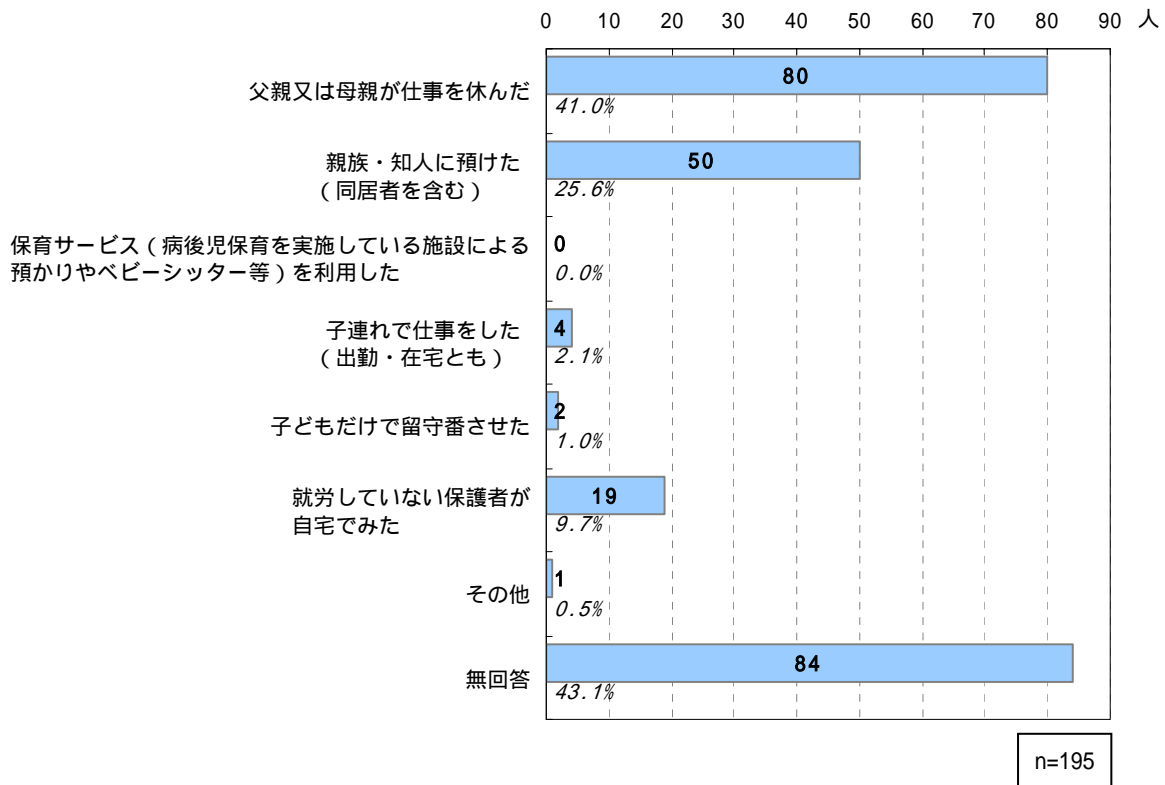


子どもが病気の時の対応について（未就学児童）

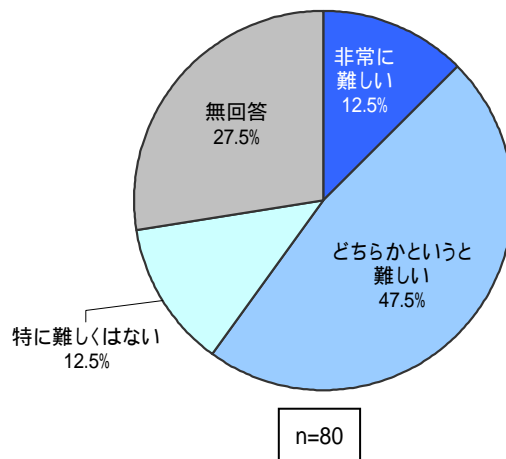
保育所(園)や幼稚園を利用している子どもが病気になった場合の対応については、「父親又は母親が仕事を休む」、または「親族等に預ける」の2つを合わせて、約67%を占めています。

父親または母親が仕事を休むことの困難度については、60%の人が難しいと答えています。

病気の場合の対応



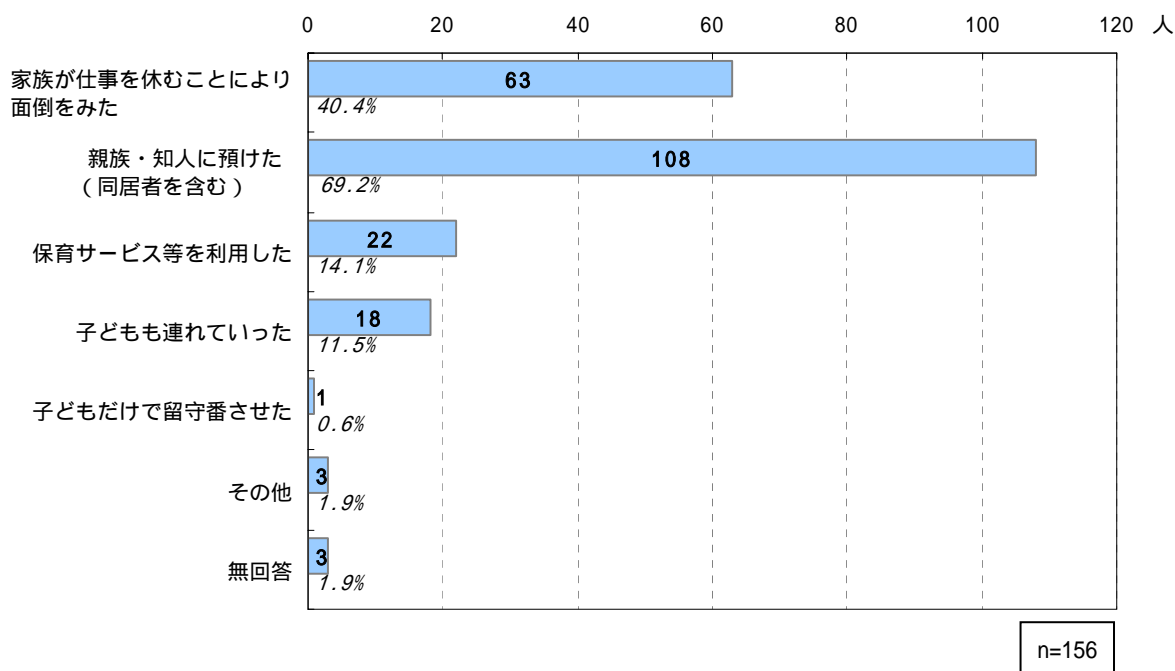
対応の困難度



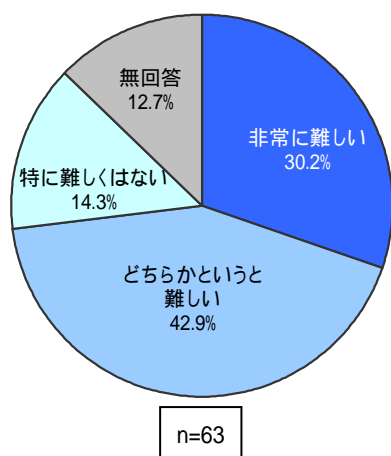
緊急の場合の対応について（未就学児童）

冠婚葬祭や保護者の病気など緊急時の場合の対応については、「家族が仕事を休む」か「親族等に預ける」ことが多く、親族に預けた経験を持つ人は約70%に達しています。また、「仕事を休む」場合は、約73%が「難しい」と答えています。「親族等に預けた」場合は「どちらかというとなんか」と「特に難しくはない」がともに40%弱でほぼ同数となっています。

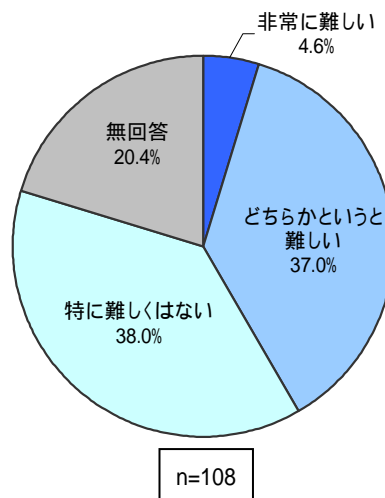
緊急の場合の対応方法



仕事を休む場合の困難度



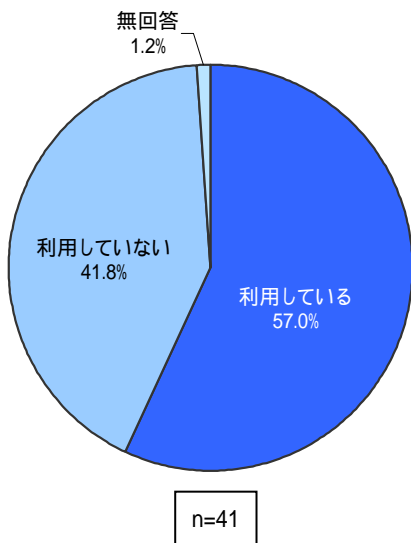
親族等に預けた場合の困難度



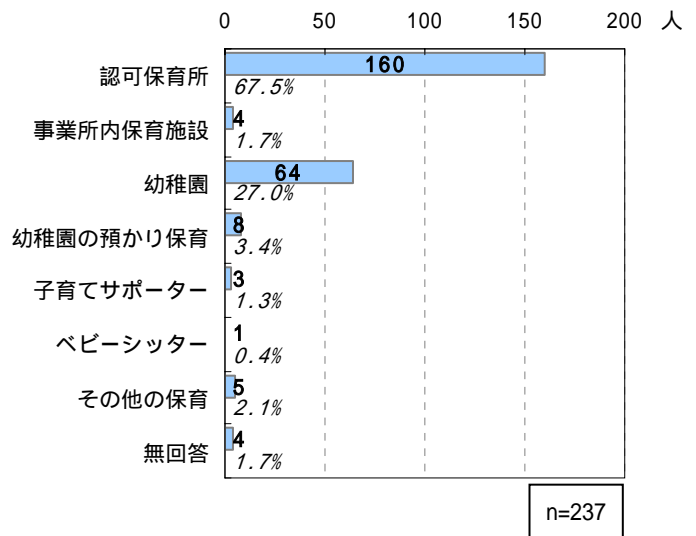
保育サービスの利用状況（未就学児童）

保育サービスの利用者は、57%となっています。また、利用サービスとしては認可保育所と幼稚園が大半を占めています。
 保育サービスを利用していない理由は、「保護者が就労していない」が最も多く、次いで「祖父母等が見ている」、「子どもがまだ小さい」などの理由が続いています。一方、預けたいが利用できない理由としては「保育サービスの空きがない」や「経済的理由で利用できない」となっています。

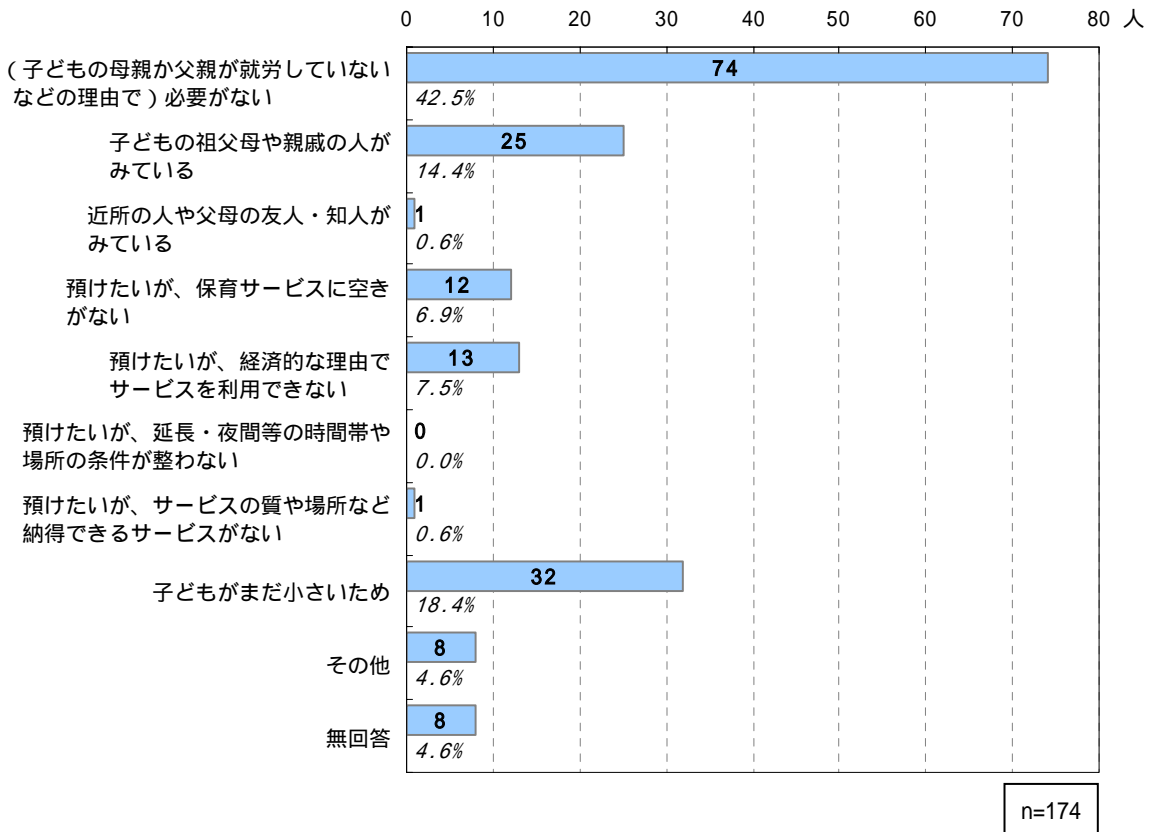
保育サービスの利用の有無



利用している保育サービスの内容



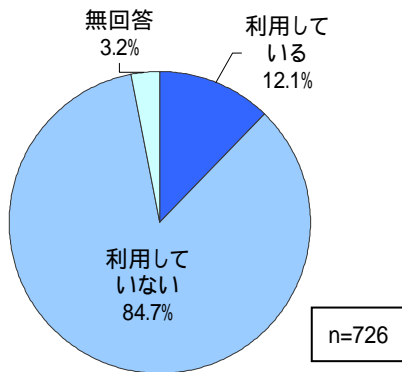
保育サービスを利用していない理由



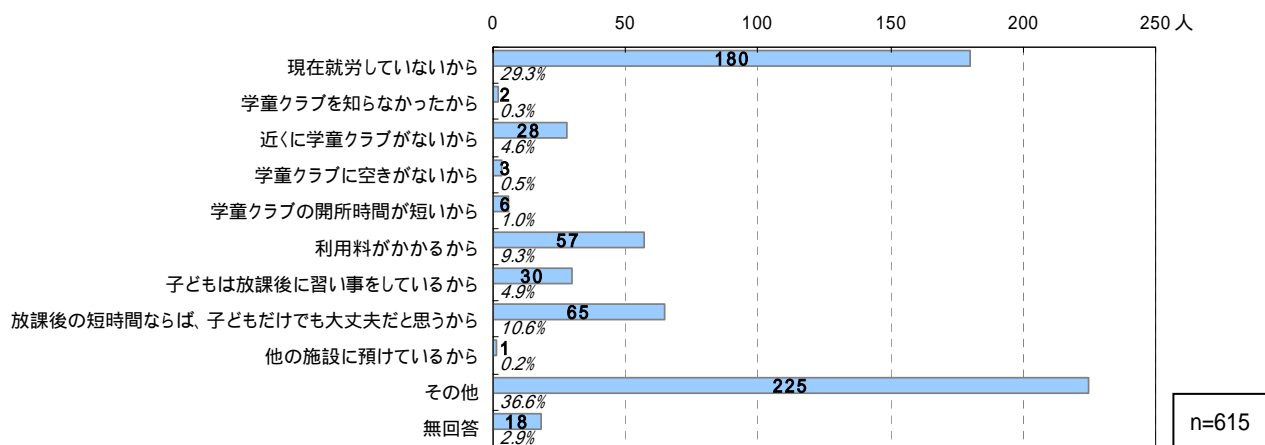
学童クラブの利用状況（就学児童）

学童クラブを利用しているのは約 12% となっています。
 利用していない理由は、「現在就労していないから」が最も多く、次いで「短時間なら子どもだけでも大丈夫」、「利用料がかかる」となっています。
 学童クラブの満足度では、「利用者間のネットワークづくり」を除いた全ての項目で満足傾向（「大変満足」+「ほぼ満足」）が半数以上を占め、概ね満足としています。

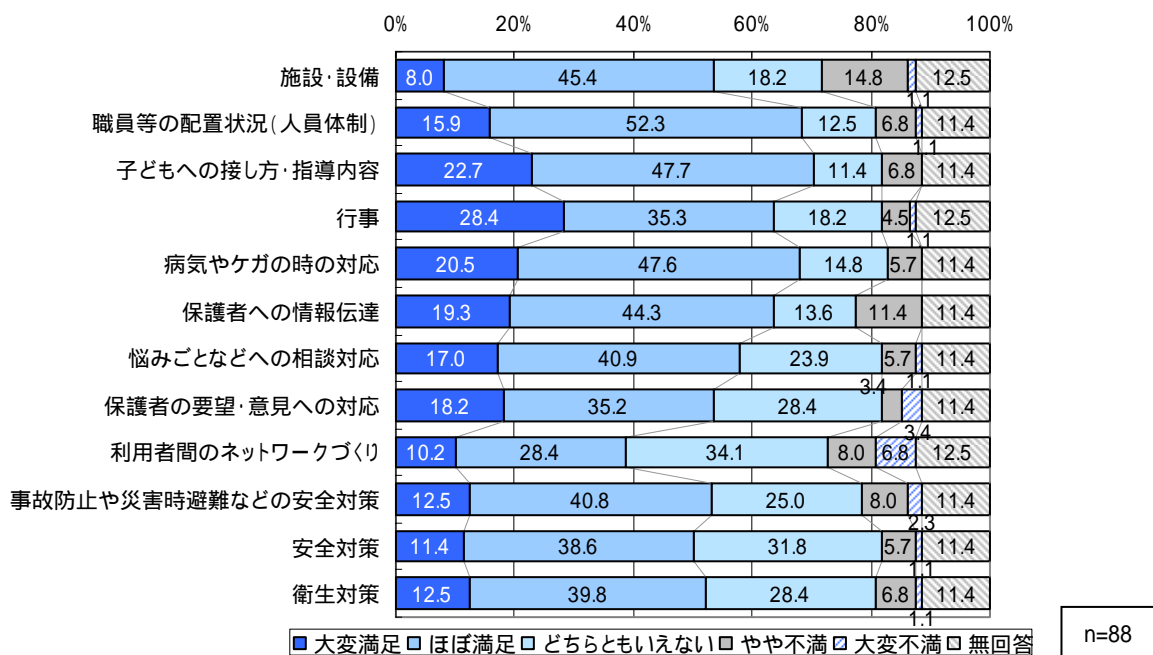
学童クラブの利用の有無



学童クラブを利用していない理由



学童クラブの満足度

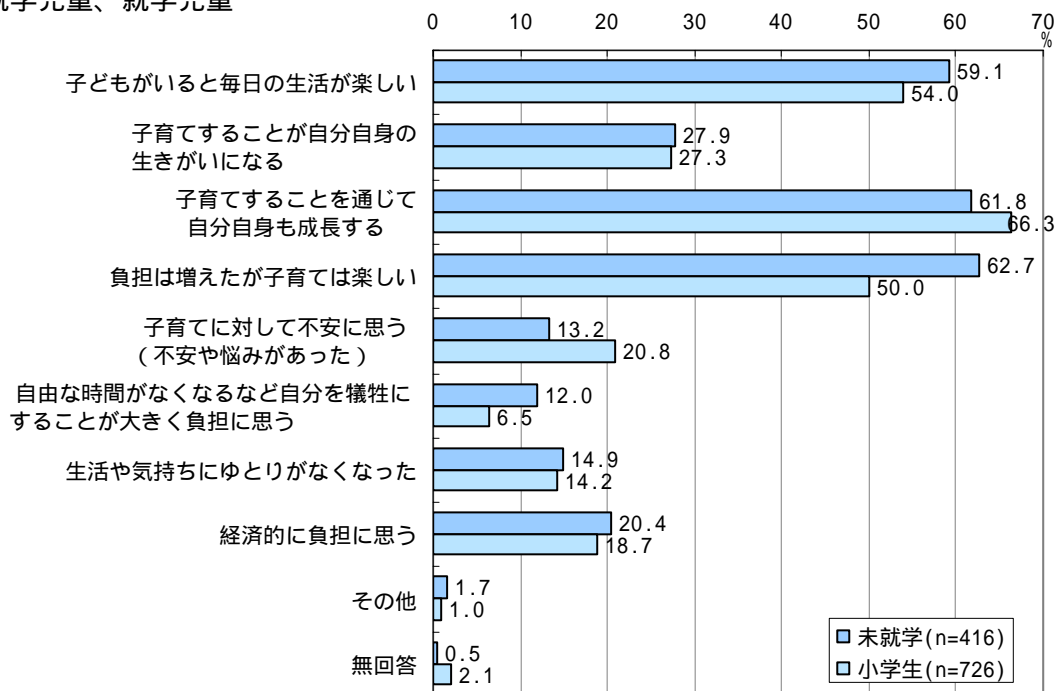


子育て意識（未就学児童、一部就学児童）

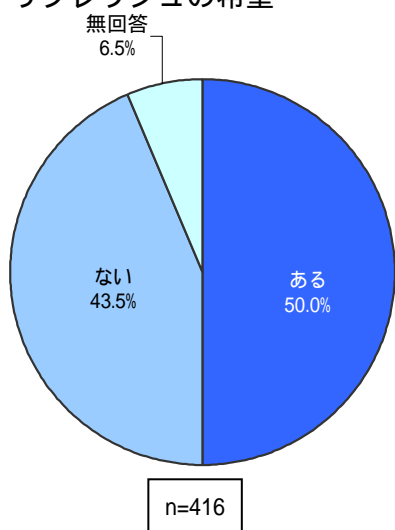
子育て意識としては、「毎日の生活が楽しい」、「自分自身も成長すると感じる」などへの回答が多く、負担は増えても、多くの人は楽しいと感じていることがわかります。他方、「経済的な負担」や「不安や悩み」を感じている人も少なくありません。そのため、半分の人がリフレッシュを希望しています。

子育ての生活意識

未就学児童、就学児童

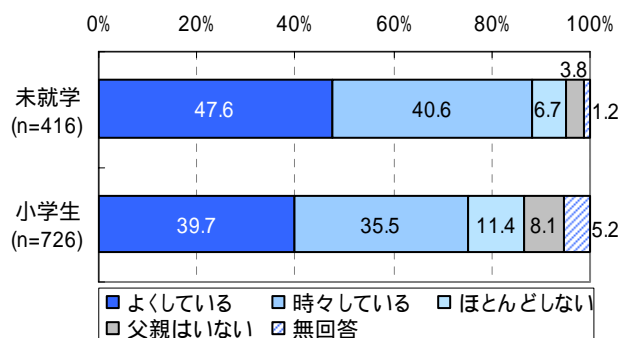


リフレッシュの希望



父親の育児参加の状況

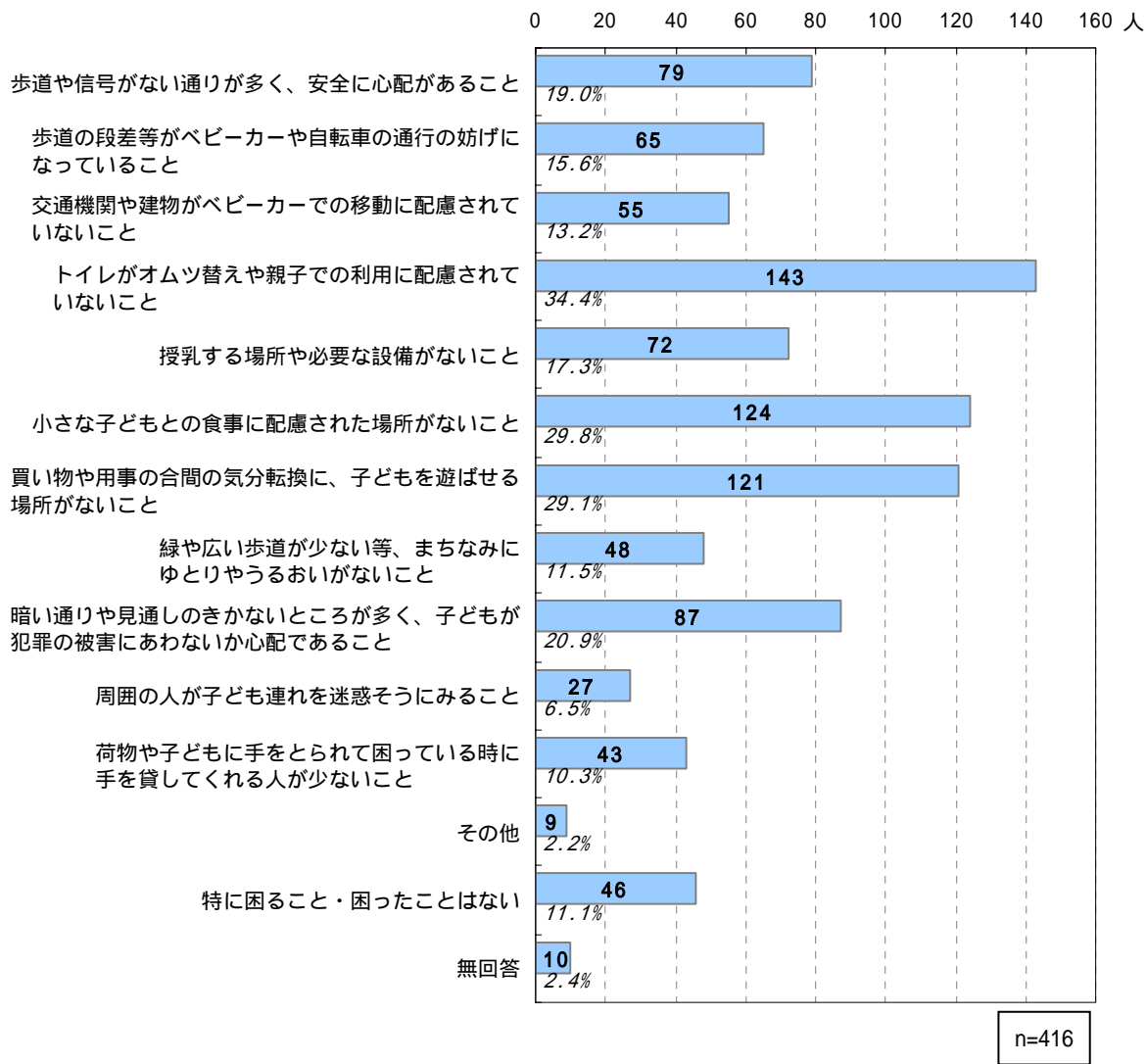
未就学児童、就学児童



地域の環境について（未就学児童）

子ども連れで外出時に困ることとして、回答は多岐にわたっていますが、最も多いのは、「トイレやオムツ替えの利用に配慮されていない」ことであり、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」、「買い物等の合間に子どもを遊ばせる場所がない」が続いており、出かけた先の施設での小さな子どもに対する配慮が少ないことが多く挙げられています。

子ども連れで外出時に困ること

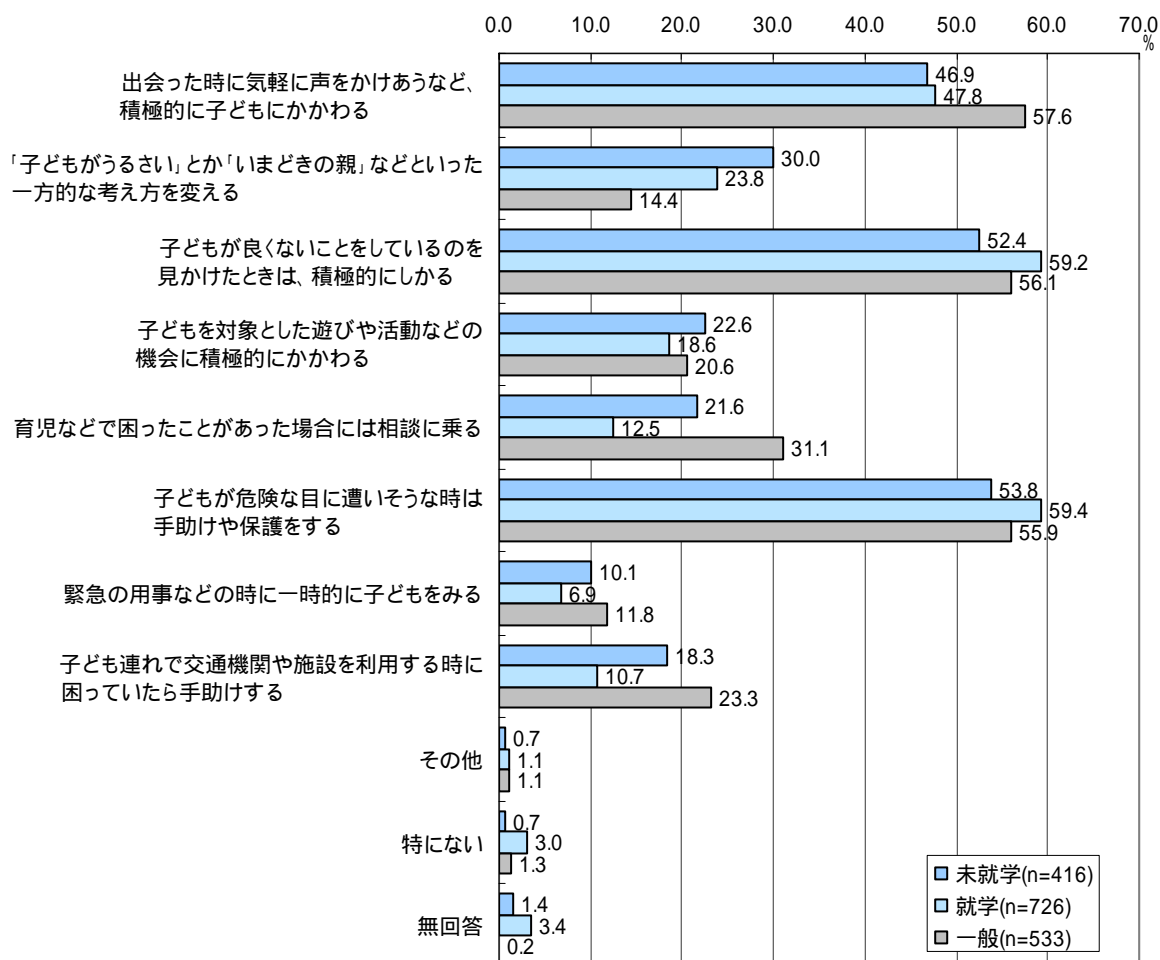


地域に望むこと（未就学児童、就学児童、一般市民）

未就学児童、就学児童の保護者、一般市民のいずれの対象でも共通して多い回答は、「気軽に声を掛け合う」、「良くないことをした場合積極的にしかる」、「危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をする」で、地域と子どもとの積極的な関わりが望まれています。

一方、対象によって回答にばらつきが見られるのは、「子どもがうるさい」とか「いまどきの親」などといった考え方を变える」で、未就学児童の保護者の回答が多いのに対し、一般市民では少なく、意識の違いが感じられます。反対に、「困ったことがあったら相談に乗る」は、一般市民に多く、就学児童の保護者では少なくなっています。

地域全体での子育て支援



「子どもの生命と健康を守る」ことについて（未就学児童）

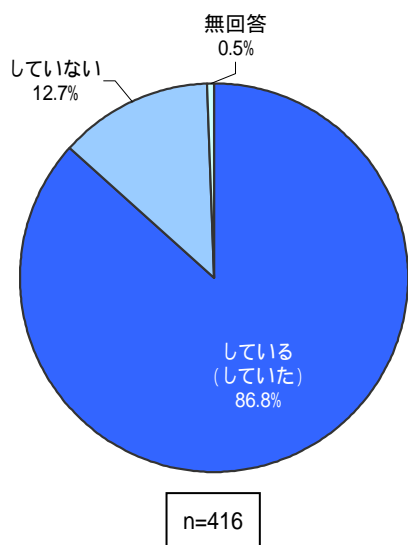
家庭内での事故防止の工夫は、約 87%が「している」に対し、応急処置の学習経験が「ある」は約 55%に留まっています。心肺蘇生法の認知度でも、「知っている」は約 55%で低い結果となっています。チャイルドシートの使用では、約 65%が「必ず使用している」状況にあります。

また、児童虐待防止法の認知度としては、内容まで知っている人は、20%に満たない状況です。

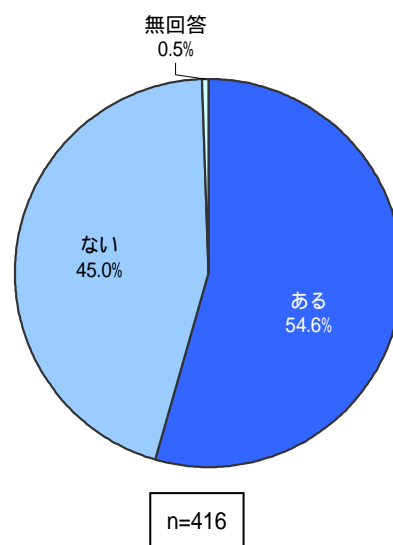
かかりつけ医の有無では、未就学児童ではほとんどのいる（「小児科医」+「内科医」）のに対し、就学児童では「特にいない」が約 10%となっています。

妊娠中の食生活では、「気をつけていた」と「時々気をつけていた」がほぼ半数ずつとなっています。

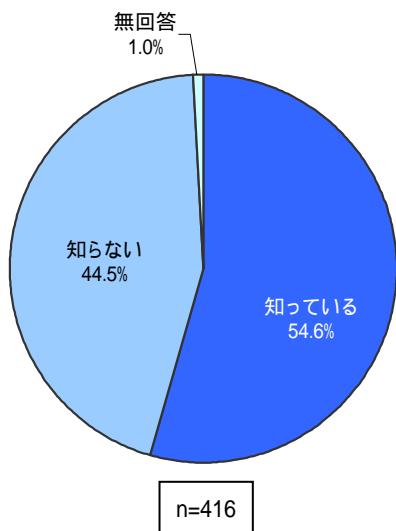
家庭内の事故防止の工夫



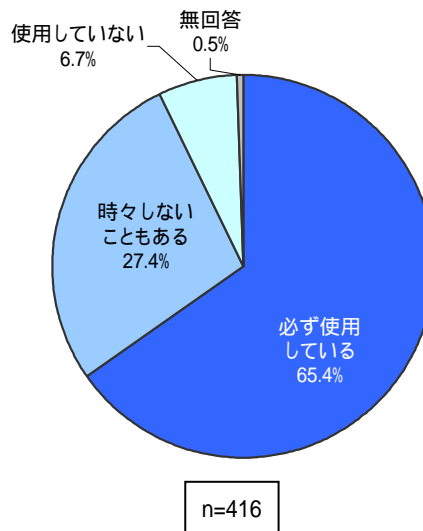
家庭内での応急処置の学習経験



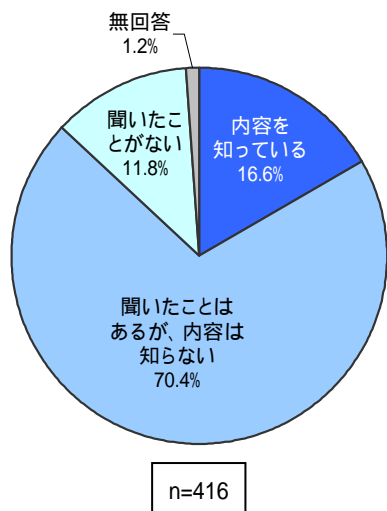
心肺蘇生法の認知度



チャイルドシートの使用状況

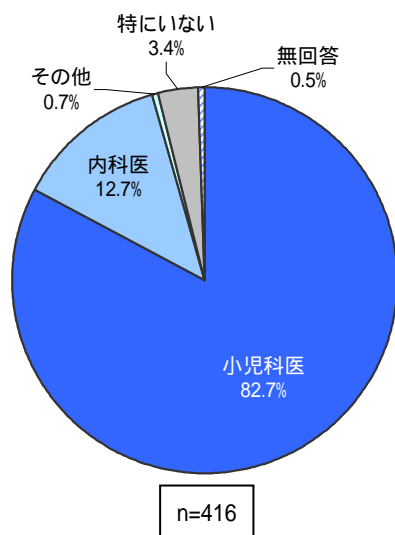


児童虐待防止法の認知度（未就学児童）

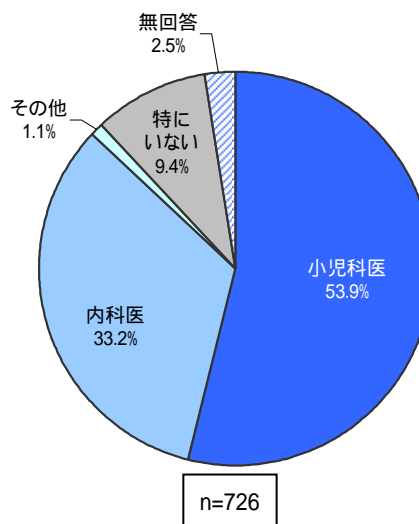


かかりつけ医の有無

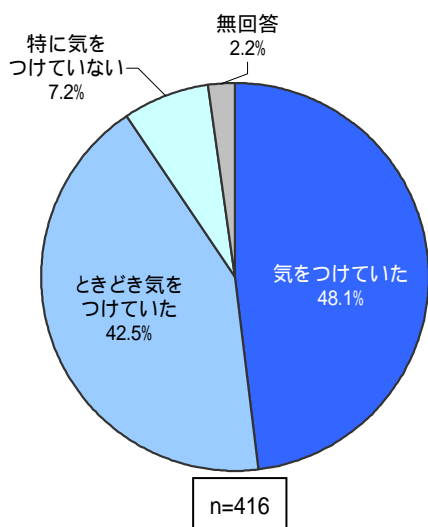
未就学児童



就学児童



妊娠中の食生活（未就学児童）

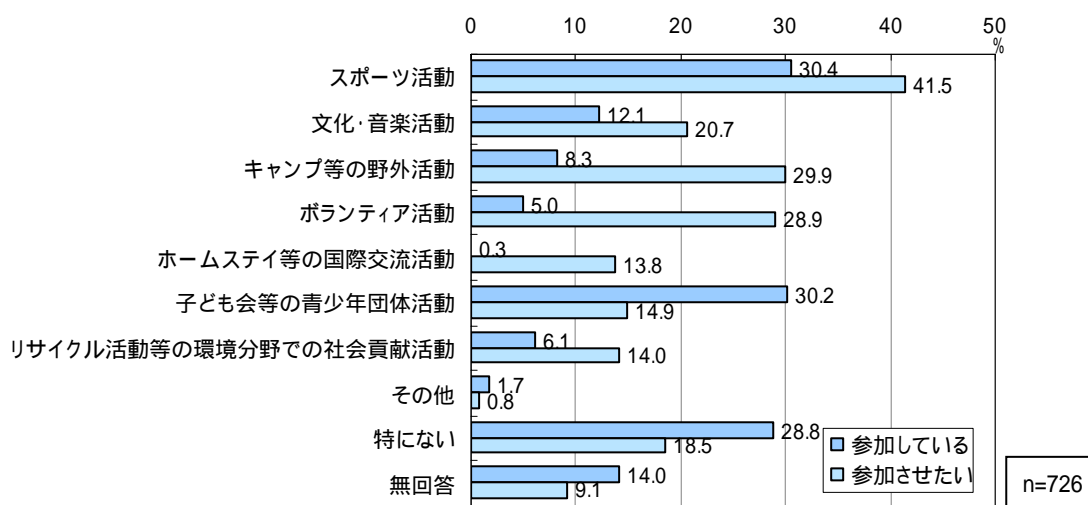


「子どもの遊びと学びを豊かにすること」について（未就学児童、就学児童）

就学児童の地域活動等への参加状況・参加意向についてみると、スポーツ活動は、参加状況、参加希望とも高い。現在は参加していないが、参加を希望するものは、文化・音楽活動、キャンプ等野外活動、ボランティア活動などが多くなっています。
 子どもの遊び場について感じていることは、未就学児童と就学児童は、大体似た傾向にあり、「近くに遊び場がない」、「雨の日に遊べる場所が無い」といった回答が多く、遊び場の不足に対する不満が強いことがうかがえます。

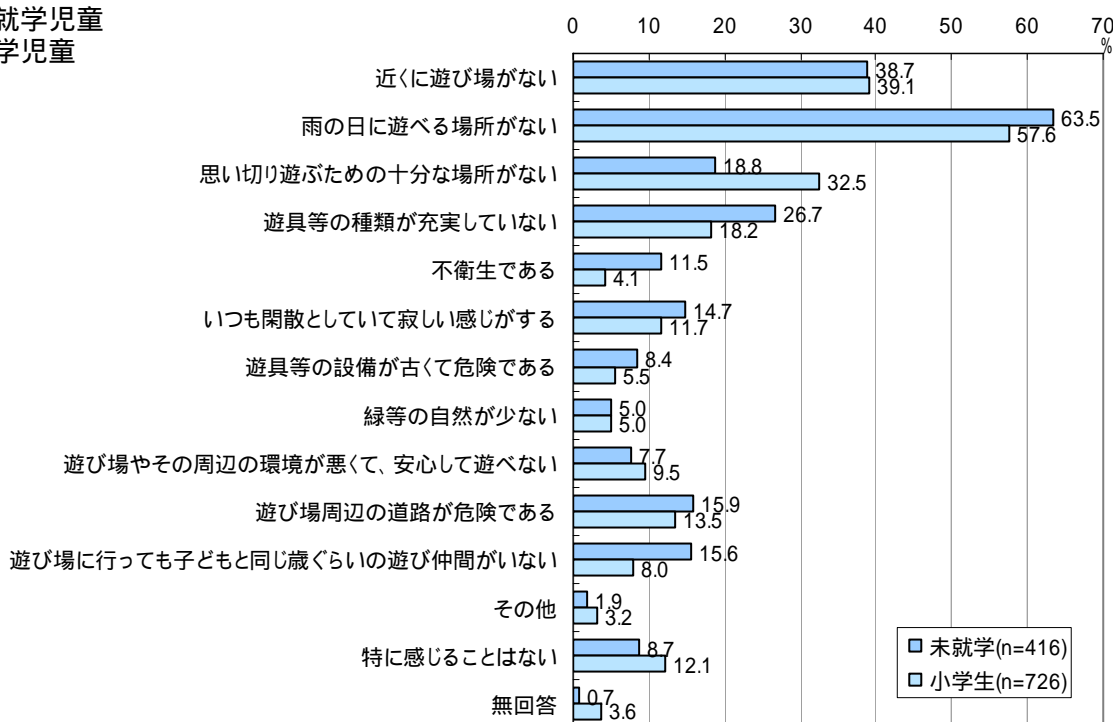
地域活動等への参加状況・参加意向

就学児童



子どもの遊び場について感じていること

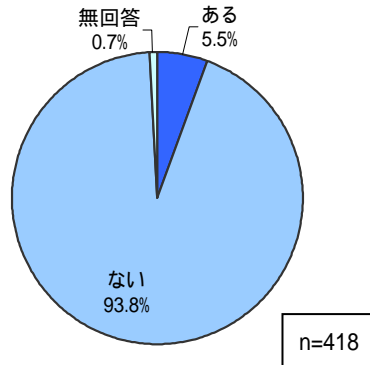
未就学児童
 就学児童



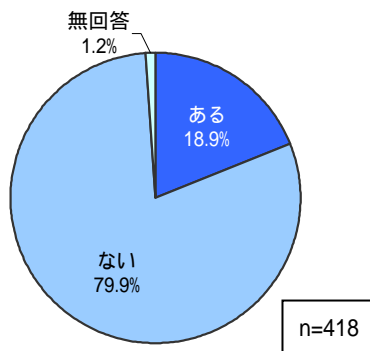
思春期保健対策に関する中高生の意識と実態について（中高生）

中高生の5.5%は、喫煙経験があり、18.9%は飲酒経験があります。また、ダイエット経験は21.1%となっています。薬物等に関する知識は、認識されているものの、性感染予防や避妊については、30%強が知らないという結果となっています。

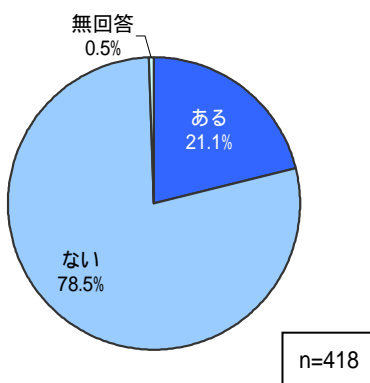
喫煙経験の有無



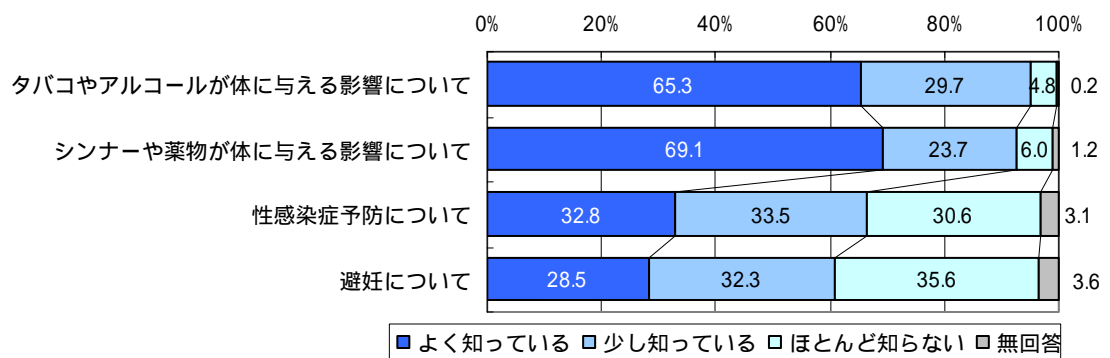
飲酒経験の有無



ダイエットのための食事制限

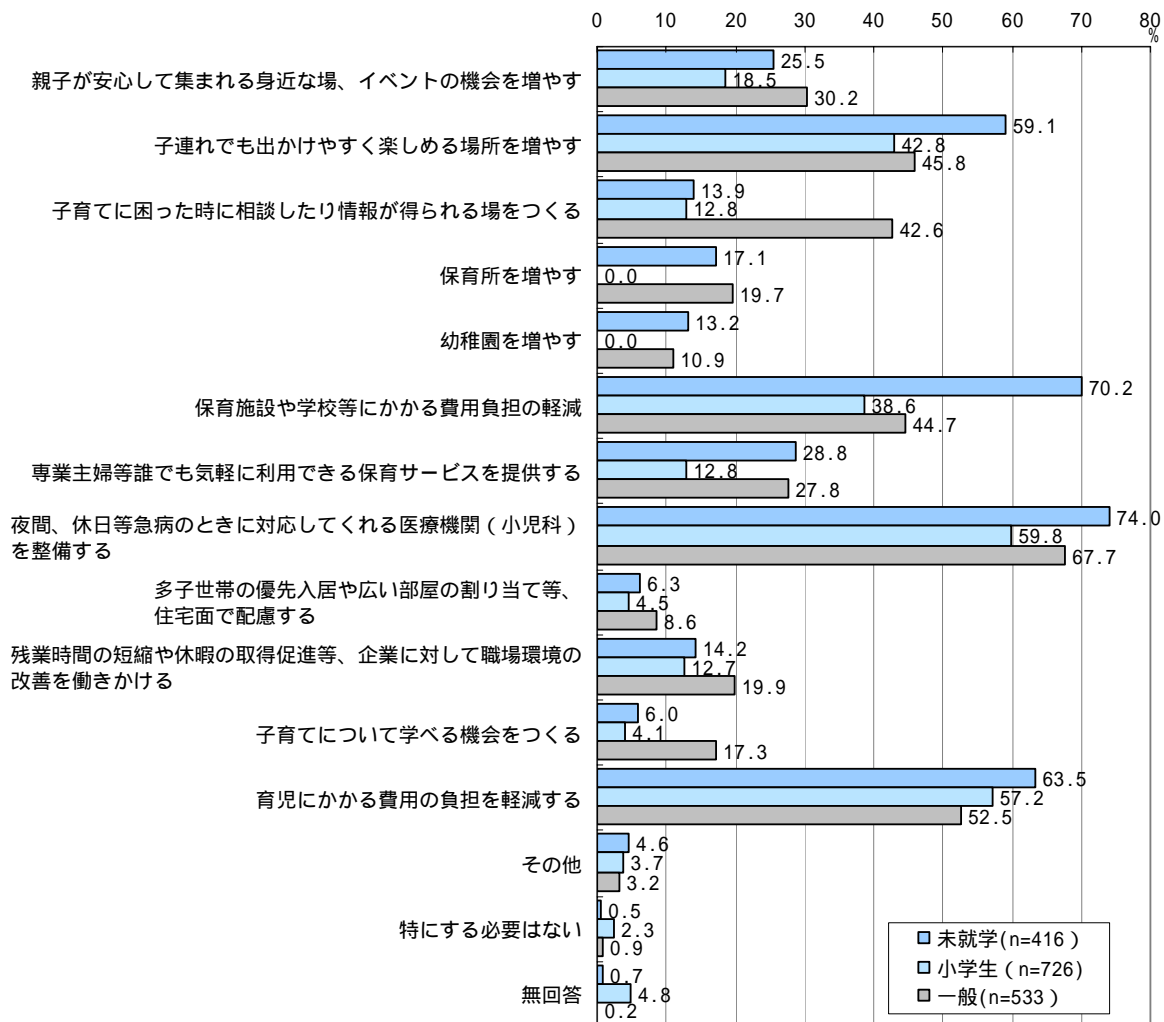


薬物・アルコール・性等に関する知識



子育て環境に関する市への要望（未就学児童、就学児童、一般市民）

子育て環境に関する市への要望では、いずれの対象でも、子どもの健康を守る「医療機関の整備」や経済的負担の軽減（「保育施設や学校等にかかる費用負担の軽減」、「育児にかかる費用の負担を軽減する」）が求められており、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」も多くなっています。



自由意見

未就学児童の保護者の意見では、各分類の中で多いのが、「C.市の子育て支援対策」に関するもので、中でも「C.3.子育て環境・子育て設備」に関する回答が最も多く57人(22.3%)、次いで「C.2.経済的支援、負担軽減」で50人(19.5%)となっており、この2項目が突出しています。

未就学児童の保護者

自由意見の内容	意見数総計 256 人
A.地域の中にあるもので子育て支援のために開放したほうが良いと思うもの	計 32 人
1. 幼稚園・保育園	11 人
2. 学校	3 人
3. 体育館・公共施設	12 人
4. その他	6 人
B. あったらいいなと思う地域における交流イベントや運動	計 35 人
1. 行事関係	7 人
2. 習い事・体験教室	9 人
3. 定例の交流	9 人
4. 映画・ショー等	6 人
5. その他	4 人
C. 市の子育て支援対策に関する意見やその他の意見、要望	計 167 人
1. 保育サービスの充実、サービス水準	22 人
2. 経済的支援、負担軽減	50 人
3. 子育て環境・子育て設備の整備・充実・管理	57 人
4. 福祉、教育、地域社会のあり方	6 人
5. 行政への不満・注文・期待	13 人
6. 医療サービス、医療施設	16 人
7. その他	3 人
D. 市の情報提供について	計 22 人
1. 子育て情報	10 人
2. 医療情報	3 人
3. 施設の情報	2 人
4. インターネット	3 人
5. その他	4 人

就学児童の保護者の意見では、各分類にまんべんなく意見が出されています。
 比較的多い意見として、「C.子育て支援対策」に関するものが多く、「C.2.経済的
 支援・負担軽減」が最も多く48人(16.8%)となっています。

就学児童の保護者

自由意見の内容	意見数総計285人
A.地域の中にあるもので子育て支援のために開放したほうが良いと思うもの	計86人
1.学校・幼稚園・保育園	17人
2.図書館	6人
3.公園	12人
4.1～3以外の施設	36人
5.その他	15人
B.あったらいいなと思う地域における交流イベントや運動	計73人
1.イベント・行事	19人
2.交流イベント	13人
3.スポーツ	13人
4.施設・設備	15人
5.親子	6人
6.その他	7人
C.市の子育て支援対策に関する意見やその他の意見、要望	計99人
1.保育サービスの充実、サービス水準	13人
2.経済的支援、負担軽減	48人
3.子育て環境・子育て設備の整備・充実・管理	19人
4.福祉、教育、地域社会のあり方	7人
5.行政への不満・注文・期待	5人
6.医療サービス、医療施設	3人
7.その他	4人
D.市の情報提供について	計27人
1.市報	4人
2.ホームページ	2人
3.学校	2人
4.情報の内容	5人
5.その他	14人

中高生の意見では、「5. アンケートの感想」が最も多く、次いで「2. 環境・施設・設備」となっています。

アンケートの感想では、アンケートの意義や将来への期待などの内容が多く、子育てに関する関心や積極的な姿勢がうかがえます。

中高生

自由意見の内容	意見数総計 166 人
1. 治安	12 人
2. 環境・施設・設備	44 人
3. 行政への不満・注文・期待	22 人
4. 学校・教育	7 人
5. アンケートの感想	66 人
6. その他	15 人

一般市民の意見では、「2. 経済的支援、負担軽減」が最も多く、次いで「3. 子育て環境・子育て施設等」「8. 行政への不満・注文・期待」となってます。

一般市民

自由意見の内容	意見数総計 201 人
1. 保育サービスの充実、サービス水準	6 人
2. 経済的支援、負担軽減	50 人
3. 子育て環境・子育て施設の整備・充実・管理	38 人
4. 職場環境、就労環境	9 人
5. 子育て情報、広報、イベント情報	9 人
6. 福祉、教育のあり方	7 人
7. 入園等の条件、あり方	2 人
8. 行政への不満・注文・期待	36 人
9. 医療サービス、医療施設	7 人
10. 子育て中の親へのアドバイス、意見	14 人
11. 結婚・出会い	8 人
12. その他	15 人

4. 子育て懇談会の概要

(1) 子育て懇談会の目的

市内で活動する子育てサークルや子育て支援を行っている関係者等で構成する「結城市子育て支援ネットワーク連絡会」の協力を得て、活動を進める上での課題や問題点等についてご意見をいただき、計画策定に反映させることとします。

(2) 意見の概要(要旨)

【保育サービスの供給体制について】

働きに出たいと思っても、保育園へ入るのが困難で幼稚園に入れています。幼稚園での延長保育が割高なので、助成金があれば、幼稚園に行かせていても働けると思います。保育サービスが多様化してきたのに、それを実現させるための人的・物的環境の不備が就労や子育てに不安を与えているのではないかと思います。

保育園の入所条件の緩和を望みます。就労するのに育児中にハローワークに行くことも困難です。ハローワークにいかずに情報を得られるとか、市が子育て中のお母さん方に対して積極的に支援してほしいです。

学童保育の充実を望みます。

預ける場所がないと働きません。希望する保育園に入れたくても入れない人がたくさんいます。保育園を増やしてほしいです。

結城市の中での地域差が激しいので住みにくいです。保育園や幼稚園などを均等に配置してほしいです。

ファミリーサポートはお子さんを日中預けることはできますが、夜間(宿泊を含む)預けることができません。お年寄りにあるショートステイのようなものがあればいいなと思います。

障害児のお子さんがあるお母さんからのお話で、今度小学校に入る年齢で、養護学校に入ることは決まっていますが、夏休みなどは学童に入れたくても、あすなる教室はお子さんがすでにいっぱいです。結城市には1か所しかないなので、そういう施設を増やしてほしいです。

【子育て情報・子育て相談について】

現在子育て中ですが、子育て支援のクラブをはじめてみて、子育てを終えてゆとりのある方にもっと携わっていただき、悩みの相談や情報交換ができればいいと思います。

子どもをなかなか授けられない方に対しての支援を望みます。治療に対する援助などがあるとしますので、市からもわかりやすい周知や説明をしてあげてほしいです。

【小児医療体制について】

医療費の免除を就学児までではなく、もう少し延ばしてほしいです。

結城市での夜間医療を充実させてほしいです。

保育園で、急に熱を出したときなどはお家の方に連絡して迎えに来てもらいますが、来るまでの間、お子さんに水分を取らせたり冷やしたりと心配しながら待つことがあります。こんなときに看護師さんがいて専門的な知識で対応できれば、安心してお預かりできるのと思います。

【子どもの遊び場について】

幼児から学童までが遊べる公園と屋内型施設が市内にあると、休日に家族で行けて、地域の人と触れ合えると思います。

公園の除草や壊れた遊具の修理を早めにしてほしいです。

【その他のご意見】

地域の環境づくりが大切で、男女共同参画社会の意識づけを強化し、子育ては両親の共同作業であることが認識されるようになれば、育児負担も減り、出産も前向きになれるかと考えます。

地域ぐるみでのレクリエーションの充実を望みます。

安心して自分も働けて、子どもも預けられる環境をつくってほしいです。

以前あったチャイルドシートの助成を復活してほしいです。これからは二人乗り・三人乗り自転車に対する助成も必要になると思います。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本後期計画は、結城市総合計画の部門計画であり、引き続き前期計画の基本理念を継承していくこととします。

結城市の人口は、この数年5万人余りで推移し、その傾向が今も続いています。人口構造を見ると、少子高齢社会が一層進行していることが判ります。こうした情勢の中で、本市の活力を持続していくためには、地域全体が次世代を担う子どもたちを大切に、市民みんなで次世代育成に取り組んでいく必要があります。

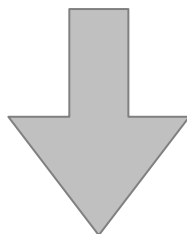
本計画は、本市に多くの子どもが生まれ、健やかに育っていくように、子育て世代の皆さんのニーズを取り入れながら、次代の担い手を育成支援していくための施策を示すものです。

現在、子育て中の親にとって、また、これから子どもを産み、育てていく若い世代にとっては、「子育ての楽しさを感じることができる地域であること」が必要です。また、若い世代が、「働きながら安心して子育てができる環境づくり」や、本市で「子どもを産み、健やかに育てることができる地域社会」を形成する一員となることが大切になります。

そのため、市民一人ひとりが、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要となっています。

子どもにとって、親にとって、地域にとって、人と人との出会いや交流がやさしさと思いやりのあるものならば、次世代の地域社会は明るいものとなります。

そこで、本市においては、前期計画に引き続き、次のような基本的な考え方（基本理念）を掲げて、次世代育成支援に関する施策及び事業を推進していきます。



【本市における次世代育成支援の基本理念】

ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり

2. 計画の視点

(1) 子どもへの視点～「子育て」のために

子どもがさまざまな環境の中で、個性を伸ばし、可能性を發揮しながら健やかに成長し、次代の担い手となるような環境づくりが求められています。

そのため、「子どもの生きる権利、育つ権利、みんなに守られる権利、参加する権利」を大切に、のびのびと心豊かに育つことを支援する施策を進めます。

視点1 子どもの権利を守り育てる

(2) 保護者・家庭への視点～「子育て」のために

子どもの成長にとって、明るく愛情に満ちた家庭生活は何よりも大切です。また、親が子どもを育てることで多くの喜びを感じ、子どもと強い絆で結ばれることも重要です。しかし、社会環境の変化が著しい中、共働き家庭や女性の就労希望者の増加、核家族化の進展により子育て家庭をとりまく環境が変化しています。こうした中、保護者の状況や子育てに関する多様なニーズに応えた支援が求められています。

そのため、すべての子育て家庭において、子どもを産み、育てることへの負担感や悩みを解消し、「夢と希望」が持てるように、社会環境の変化に対応した支援を進めます。

視点2 明るい家庭づくりと子育てを支援する

(3) 地域への視点～「地域づくり」のために

人は、地域で生まれ地域のさまざまな関わり・体験を通じて成長します。しかし、地域では人間関係の希薄化や働く環境の変化などにより、子育てに対する関心が低くなっています。

そのため、市民、子育て施設や機関、企業、行政等が相互に連携・協力し、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援をしていく体制と地域づくりを進めます。

視点3 地域ぐるみで子育て・子育てを支援する

3. 計画の基本目標

基本目標1 子どもの生命と健康を守る

子どもの健康づくりは、母親の妊娠・出産期から始まります。そのため、子どもを妊娠し、出産する母親の自主的な健康管理が必要です。また、子育てに迷う保護者を精神的にサポートし、保護者が安心して子ども産み育てることができる環境づくりや思春期の子どもたちに対しても適切な保健対策が必要です。

これからも、子どもの誕生を心から喜び、子どもの健康と健やかな成長を支援します。

【施策の方向】

- 1 子どもの健康をつくる・守る
- 2 思春期保健対策を充実する
- 3 児童虐待を防止する
- 4 子どもの生命の安全を守る

基本目標2 子どもの遊びと学びを豊かにする

子どもは、学校等における集団生活での子ども同士の触れ合い、クラブ活動等による異年齢児との触れ合いにより様々なことを学び、社会で生活していくための力を身に付けていきます。また、地域社会における、世代間の交流や様々な体験活動等を通して成長していきます。

今後は、地域のつながりを強め、子どもがよく学び、よく遊ぶことができる場や仕組みづくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 1 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する
- 2 スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

基本目標3 家庭における子育てを支援する

保護者は、子育てについて楽しいと感じていますが、子育ての孤立化により、負担感・不安感を感じています。また、子育てにかかる経済的な負担を重く感じている家庭も少なくありません。そこで、保護者の負担感・不安感の軽減を図るために、精神的・経済的な支援等が必要です。

今後は、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安や経済的な負担を軽減するための施策を推進します。

【施策の方向】

- 1 家庭における子育て力を高める
- 2 子育て家庭への経済的支援を推進する

基本目標4 子育て支援施設及び保育サービスを充実する

家庭生活や職業生活の変化により、日中に子どもの世話をする人がいない共働き家庭や、就労を希望する女性が増加しています。また、子どもの病気や保護者自身が病気になった場合、冠婚葬祭、息抜き、外出をしたい場合等、家族だけで対応することが困難な状況にあります。こうした中、安心して子どもを預けられる施設や多様な保育サービスへのニーズが一層高まっています。

今後は、すべての保護者が、安心して笑顔で子どもと関わることができるよう、子育て支援施設や保育サービスの充実に取り組みます。

【施策の方向】

- 1 保育所（園）を充実する
- 2 幼稚園を充実する
- 3 学童クラブを充実する

基本目標5 地域の子育て環境を豊かにする

子どもは「社会の宝」であるといった視点から、家庭における支援とともに地域での積極的な子育て支援が必要です。

職業生活と家庭生活の両立を支援するために、行政サービスの充実に加え、地域ぐるみで子育てに参加することや企業からの支援が必要です。

今後は、みんなで子育て家庭を支援する地域環境や仕組みづくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 1 「子育て」「育ち」を支援する地域環境をつくる
- 2 安心して働ける労働環境の充実を図る

4. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

基本理念：ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり

基本理念に基づく取組

計画の視点	基本目標	施策の方向	施策の展開
視点1 子どもの権利を守り育てる	目標1 子どもの生命と健康を守る	1 子どもの健康をつくる・守る	(1) 妊娠・出産期における母子の健康づくり (2) 安心して出産・育児ができる環境づくり (3) 乳幼児及び児童・生徒の健康と命を守る (4) 歯を守る活動の充実 (5) 食育の推進 (6) 障害のある子の療育体制の整備 (7) 小児医療の充実
		2 思春期保健対策を充実する	(1) 成長期における健康づくり (2) 母体・生命尊厳意識の育成
		3 児童虐待を防止する	(1) 早期発見・早期対応・ケア体制の整備 (2) 市民への「子ども虐待」についての理解の促進
		4 子どもの生命の安全を守る	(1) 交通事故から子どもを守る (2) 犯罪から子どもを守る地域づくりの推進
	視点2 子育てを支援する 明るい家庭づくりと	目標2 学びを豊かにする 子どもの遊びと	1 生きる力を育てる学校教育と 野外活動・体験活動を推進する
2 スポーツ・レクリエーション・ 文化地域活動を充実する			(1) スポーツ活動の充実 (2) レクリエーション・文化活動・子ども会等 自主的活動の充実
目標3 子育てを支援する 家庭における		1 家庭における子育て力を 高める	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 子育て支援体制の充実
	2 子育て家庭への経済的支援を 推進する	(1) 医療費等の軽減 (2) 子育てにかかる経済的負担の軽減	
視点3 子育てを支援する 地域ぐるみで	目標4 子育て支援施設 を充実する 及び保育サービス	1 保育所(園)を充実する	(1) 保育所(園)の充実 (2) 多様な保育需要に応えるサービスの充実
		2 幼稚園を充実する	(1) 幼稚園の充実
	3 学童クラブを充実する	(1) 学童クラブの充実	
	目標5 環境を豊かにする 地域の子育て	1 「子育て」「育ち」を支援 する地域環境をつくる	(1) 子育て支援の輪の拡大 (2) 男女共同参画社会の構築 (3) 子どもと家族にやさしい環境の整備
2 安心して働ける労働環境の充 実を図る		(1) 職場における理解の推進 (2) 子育て後の再就職・再雇用の促進	

5. 重点プロジェクト

親も子ども安心して集える場所づくり

近所づきあいの希薄化や核家族化の進展等によって子育ての孤立化が進み、「身近に子育ての悩みを気軽に相談できる人がいない」、「精神的・肉体的に辛いときに助けてくれる人がいない」などの悩みを持つ親が増加しています。

そこで、子育て中のすべての家庭が、安心して子育てができるよう、ともに集い悩みや不安を解消できる場所づくりを目指します。

また、地域環境や社会情勢が大きく変化する中で、子どもが成長していくための場所が減少してきています。また少子化の影響もあり、放課後、近所の子ども同士で集まって遊ぶことも珍しくなってきました。子どもたちは、友達とのふれあいや自然の中での遊びを通じて育っていくものであるため、子どもたちが安心して遊べる場所、集う場所などの整備が求められています。

そこで、子どもが安心して遊べる居場所づくりに取り組みます。

番号	重点事業
64	放課後子ども教室
88	地域子育て支援センター事業
90	子育てサークル育成支援事業
93	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業

重点事業の「番号」は、第4章「3. 施策の展開」以降の「個別事業」の番号と対応します。

子育てしやすい環境の整備

アンケート調査結果からもわかるとおり、就業していない母親の多くが「機会があれば働きたい」と考えていますが、現実に共働きをしている家庭のニーズをみると、通常の保育サービスを超えた支援が充分に行き渡っていない状況がうかがえます。また、核家族化が進展したことで、冠婚葬祭や買い物、通院など、保護者が一時的に子どもを預けて外出したい時に、子どもをみてもらえるような親族や知り合いが近辺にいない家庭が増えています。そのため、子育て経験がある、地域のボランティア等の協力を得ながら、一時的に子どもを預けられる環境の整備が求められています。そこでファミリーサポートセンター事業や、一時保育事業を推進するなど、多様な保育サービスの充実を目指します。

就業先においては、育児休業制度等の各種制度の利用率も低く、また企業の子育て支援に対する理解も高いとはいえないのが現状であり、働きながら子育てすることがまだまだ困難な状況です。さらに、共働きでフルタイムで就業する子育て家庭では、男性も育児に積極的に参加できるような両立支援策が求められています。

そのため、市内の企業・家庭に対して、仕事と子育ての両立支援の充実が図られるよう、各種啓発事業を推進します。

番号	重点事業
89	ファミリーサポートセンター事業
114	延長保育事業
115	休日保育事業
117	一時保育事業
118	病児・病後児保育事業
125	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
141	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

相談支援体制の充実

子育てに関する行政サービスは、保健・福祉・教育など複数の機関にまたがり、各種支援や所有している情報も多岐に渡っています。そのため、縦割りのになり上手につながらないという課題があります。そこで、「子ども地域支援連携会議」を開催し、子どもを取り巻く関係機関の各々が所有する情報を交換し、役割分担を明確にしてシステム化を図り、連携の強化に努めています。地域全体として子どもの健全な成長を促すために、とどまることなく一貫した支援が提供できるよう、細やかな子どもの支援体制の構築を目指します。

また、児童虐待防止のためのネットワークとして児童福祉関係機関、保健医療関係機関、教育関係機関、警察・司法関係機関、人権擁護関係機関などで構成される「要保護児童対策地域協議会」を中心に、各機関が虐待防止に迅速に取り組んでいけるよう、連携体制の充実を図ります。

番号	重点事業
5	こんにちは赤ちゃん事業
7	子育て情報の総合的な提供
11	にこにこ教室
12	育児不安を持つ母親のグループミーティング事業
18	母子訪問指導
20	子ども地域支援連携会議
43	要保護児童対策地域協議会の運営
62	スクールカウンセラーの配置
87	女性相談

第4章 行動計画

第4章 行動計画

1. 人口の見通しについて

(1) 人口推計の基本的な考え方

人口データについて

人口データについては、住民基本台帳の値を用います。

【理由】

- 1) 国勢調査の最新値は平成 17 年であり、データの古い。
- 2) 後期行動計画策定に向けた検証をするにあたり、前期行動計画期間内の人口の推移を加味する必要がある。
- 3) 市民サービスの必要供給量を推測するための推計であるため、住民登録ベースがより適切である。

推計期間

推計期間については、平成 29 年までを推計の対象とします。

【理由】

- 1) 後期行動計画の目標年次が平成 26 年までであること。
- 2) 新待機児童ゼロ作戦の最終年が平成 29 年までであること。

推計方法

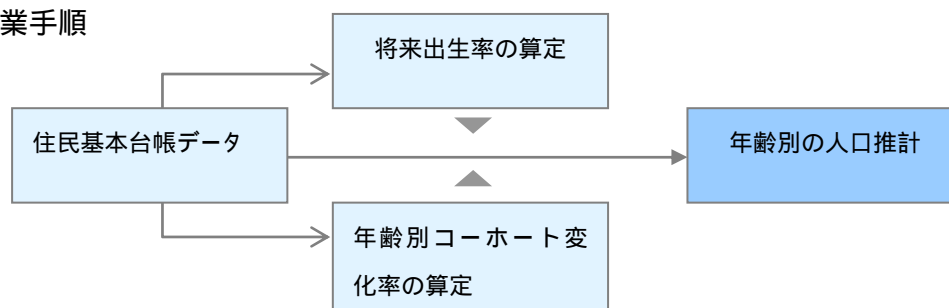
コーホート変化率法とします。

コーホートとは、同年（又は同じ時期）に出生した集団のことをいいます。

コーホート変化率法とは、コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して人口を推計します。

0～4 歳の子ども人口は、15～49 歳女子人口との比率（将来出生率）により推計します。

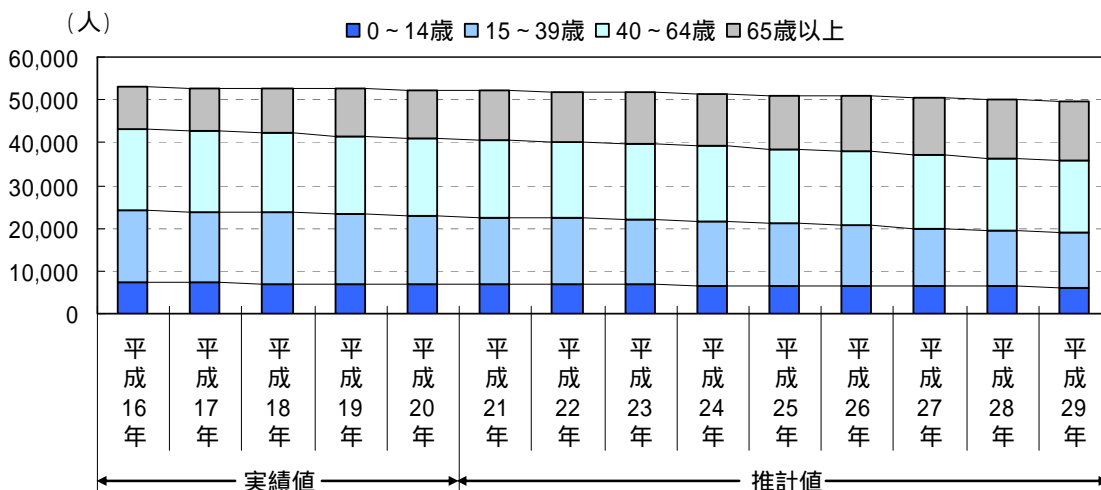
作業手順



(2) 人口推計

総人口の推計

人口推計の結果、総人口は、平成 21 年以降も減少するものと予想され、平成 26 年においては、5 万人台に、平成 29 年には 4 万 9 千人台になると予想されます。
 年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者人口のみ増加傾向を示しており、それ以外の階層は全て減少傾向を示しています。



	実績値				
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～14歳	7,254人	7,131人	7,038人	6,926人	6,895人
15～39歳	16,965人	16,782人	16,640人	16,399人	16,116人
40～64歳	18,871人	18,766人	18,587人	18,285人	18,170人
65歳以上	9,990人	10,185人	10,530人	10,860人	11,158人
総人口	53,080人	52,864人	52,795人	52,470人	52,339人

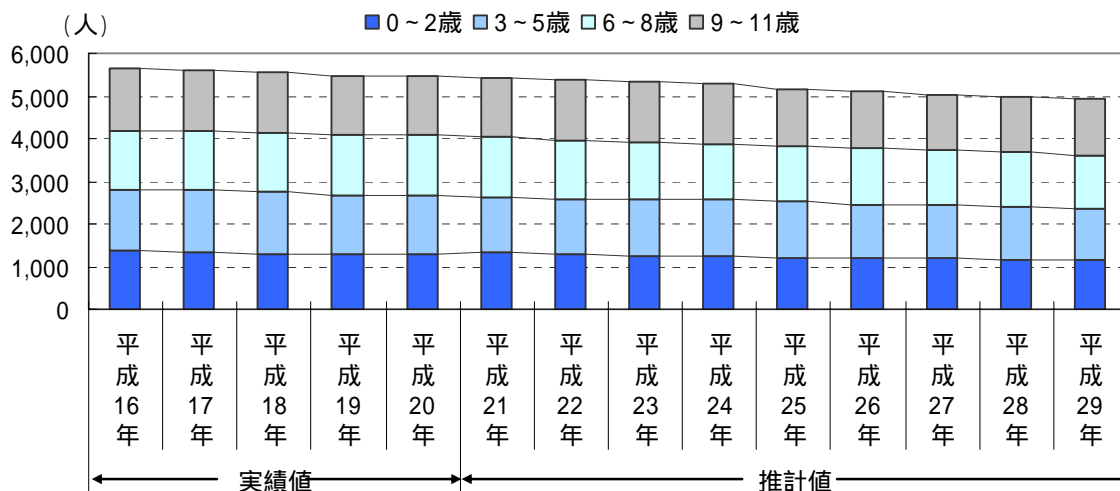
	推計値								
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	6,848人	6,741人	6,704人	6,649人	6,577人	6,532人	6,330人	6,330人	6,246人
15～39歳	15,782人	15,492人	15,114人	14,767人	14,405人	13,997人	13,586人	13,258人	12,936人
40～64歳	18,026人	17,955人	18,021人	17,762人	17,479人	17,251人	17,041人	16,771人	16,547人
65歳以上	11,471人	11,709人	11,808人	12,195人	12,622人	12,996人	13,382人	13,754人	14,028人
総人口	52,127人	51,897人	51,647人	51,373人	51,083人	50,776人	50,339人	50,113人	49,757人

	増減率(平成20年を100とした場合の指数)									
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	100.0%	99.3%	97.8%	97.2%	96.4%	95.4%	94.7%	91.8%	91.8%	90.6%
15～39歳	100.0%	97.9%	96.1%	93.8%	91.6%	89.4%	86.9%	84.3%	82.3%	80.3%
40～64歳	100.0%	99.2%	98.8%	99.2%	97.8%	96.2%	94.9%	93.8%	92.3%	91.1%
65歳以上	100.0%	102.8%	104.9%	105.8%	109.3%	113.1%	116.5%	119.9%	123.3%	125.7%
総人口	100.0%	99.6%	99.2%	98.7%	98.2%	97.6%	97.0%	96.2%	95.7%	95.1%

児童人口の推計

12歳未満の児童人口は、平成20年人口との比較で見ると、平成26年には6.8%減少することが予想されます。

就学前、小学生の各年齢階層別にみても、各層とも、減少傾向を示すことが予想されます。



		実績値				
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0~5歳	0~2歳	1,373人	1,345人	1,305人	1,289人	1,301人
	3~5歳	1,432人	1,467人	1,443人	1,379人	1,364人
6~11歳	6~8歳	1,375人	1,368人	1,386人	1,405人	1,441人
	9~11歳	1,482人	1,437人	1,433人	1,373人	1,362人
計		5,662人	5,617人	5,567人	5,446人	5,468人

		推計値								
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0~5歳	0~2歳	1,323人	1,303人	1,251人	1,234人	1,218人	1,201人	1,187人	1,174人	1,164人
	3~5歳	1,312人	1,298人	1,318人	1,337人	1,316人	1,265人	1,248人	1,231人	1,214人
6~11歳	6~8歳	1,417人	1,367人	1,341人	1,289人	1,276人	1,294人	1,314人	1,294人	1,243人
	9~11歳	1,382人	1,411人	1,441人	1,416人	1,366人	1,340人	1,289人	1,276人	1,294人
計		5,434人	5,379人	5,351人	5,276人	5,176人	5,100人	5,038人	4,975人	4,915人

		増減率(平成20年を100とした場合の指数)									
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0~5歳	0~2歳	100.0%	101.7%	100.2%	96.2%	94.9%	93.6%	92.3%	91.2%	90.2%	89.5%
	3~5歳	100.0%	96.2%	95.2%	96.6%	98.0%	96.5%	92.7%	91.5%	90.2%	89.0%
6~11歳	6~8歳	100.0%	98.3%	94.9%	93.1%	89.5%	88.5%	89.8%	91.2%	89.8%	86.3%
	9~11歳	100.0%	101.5%	103.6%	105.8%	104.0%	100.3%	98.4%	94.6%	93.7%	95.0%
児童人口計		100.0%	99.4%	98.4%	97.9%	96.5%	94.7%	93.3%	92.1%	91.0%	89.9%

2. 主要保育サービスの目標事業量について

地域における子育て支援の施策のうち、主要保育サービスの目標量は以下のとおりです。主要保育サービスの大半のニーズ量は、アンケート調査の結果を、国より発行されたワークシートを使用して算出しています。

目標事業量は、ニーズ量と市の地域特性等を勘案し、設定しています。

なお、ニーズ調査結果は、平成29年のサービスニーズ量を想定して算出しました。

(1) 平日昼間の保育サービス

認可保育所

事業の内容

保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所（園）での保育を実施します。

現在の状況

現在定員1,005名の受け入れを実施しています。

今後の対応

ニーズ調査結果を受けて、定員の拡充を図ります。

現状	H26目標事業量（定員数）
定員（H21見込み）	
1,005人	1,136人

家庭的保育事業

事業の内容

保育者の居宅で、保育所（園）または児童入所施設と連携を図りながら少人数の低年齢児の保育を行う事業です。

現在の状況

実施していません。

今後の対応

事業に対するニーズ把握に努め、必要に応じた実施を検討します。

現状	H26目標事業量（利用児童数）
定員（H21見込み）	
-	2人

幼稚園の預かり保育

事業の内容

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する方を対象に行う教育活動です。

現在の状況

平成20年度は、30人/月（4園にて）の利用実績がありました。

今後の対応

ニーズ調査結果を勘案して、拡充を図ります。

現状		H26目標事業量（利用児童数）
利用実績（H21見込み）		
30人/月		110人

（2）夜間帯の保育サービス

延長保育事業

事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行います。

現在の状況

現在、1時間延長、30分延長をあわせて9か所で実施しています。

今後の対応

今後も、継続的に実施し、平成26年度には11か所での実施を検討します。

現状		H26目標事業量
定員	か所数	
306人	9か所	391人（11か所）

（3）休日保育事業**事業の内容**

日曜、祝日など、休日の保育ニーズに対応するため、保育所（園）において休日保育を行います。

現在の状況

平成20年度は183人（3か所）の利用実績がありました。

今後の対応

ニーズ調査結果を勘案して拡充を図り、4か所で受け入れを検討します。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26目標事業量
	定員	か所数	
247人	183人	3か所	223人（4か所）

(4) 病児・病後児保育事業**事業の内容**

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間や、保育中に微熱などの体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が医務室等において緊急的な対応を図る事業です。

現在の状況

現在は実施していません。

今後の対応

ニーズ調査結果を勘案して、3か所での受け入れを検討します。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26目標事業量
	利用人日	か所数	
5,584人日	-	-	3,490人日（3か所）

ここでいう「人日」とは、「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」×「12(ヶ月)」で、年間の総延利用日数のことをさします。以降の表記においても同様の意味です。

(5) 一時預かり事業**事業の内容**

家庭で子育て中の保護者が就労、通院、研修などで週1日から3日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、就学前の子どもが一時的に保育を受けられる制度です。

現在の状況

現在、保育所（園）5か所で実施しています。

今後の対応

ニーズ調査をみると平成29年度では44,512人日の利用希望がみられます。よって平成29年度6か所の開設を目指し整備を進め、平成26年度の目標量は、現在のか所数で対応することとします。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26目標事業量
	利用日数	か所数	
44,512人日	20,436人日	5か所	35,484人日（5か所）

(6) 放課後児童健全育成事業**事業の内容**

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。登録制で毎日学校から直接行くことができます。

現在の状況

現在、定員210人で、6小学校（7か所）で開設しています。

今後の対応

ニーズ調査をみると、平成29年度では288人の利用希望がみられます。平成26年度には12か所で開設し、定員枠を現在の210人から259人に増やす予定です。

ニーズ調査 結果（H29）	現状		H26 目標事業量
	定員	か所数	
288人	210人	7か所	259人（12か所）

(7) 放課後子ども教室**事業の内容**

小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画のもと、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組む事業です。

現在の状況

現在市内3か所で実施しています。

今後の対応

今後5か所で実施していきます。

現状		H26 目標事業量
定員	か所数	
-	3か所	5か所

(8) 地域子育て支援拠点事業**事業の内容**

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

現在の状況

市内3か所で実施しています。

今後の対応

当面は、現在の3か所で対応します。

現状		H26 目標事業量
定員	か所数	
-	3か所	3か所

(9) ファミリーサポートセンター事業

事業の内容

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

現在の状況

登録（協力・利用）会員が100名未満のため、国庫補助事業としては実施していません。

今後の対応

1か所の設置を目指します。

現状		H26 目標事業量
定員	か所数	
-	-	1 か所

3. 施策の展開

基本目標1 子どもの生命と健康を守る

(1) 子どもの健康をつくる・守る

妊娠・出産期における母子の健康づくり

【現状と課題】

母子保健の出発点となる妊娠届出、母子健康手帳の交付時に保健指導を行っています。必要に応じ、保健師、栄養士による保健相談や訪問指導を行うことで、妊婦の不安の軽減と健康管理の必要性を認識できるように努めています。

母子保健の指導は妊娠早期に行うことが効果的ですが、妊娠後期や出産後の妊娠届出が毎年数件あります。

喫煙する妊婦が約5%（H18～H20年度の実績）となっており、喫煙が母体と胎児や子どもの健康に与える影響について考慮し、配偶者等へも喫煙について指導しています。

妊婦の健康診査については、平成21年度から医療機関及び助産所に委託して実施しています。

妊娠・出産・育児に際した母親は、ライフスタイルの大きな変化を要求され、ストレスや不安を抱えることが多いことから、精神的な支援をしています。

10代の若年妊婦や、35歳以上の高齢初妊婦等、ハイリスク妊婦には、個別訪問による保健指導を行っています。

乳児を持つ家庭への育児支援として4カ月までの乳児全戸訪問事業を実施しています。その中で、新生児期の訪問希望者に対しては在宅助産師（子育てアドバイザー）・保健師による訪問指導を実施しており、2～4カ月までの時期には看護師・保育士（子育てアドバイザー）・保健師による訪問指導を実施しています。訪問カバー率は95%以上と高く、要支援家庭への早期支援へつなぎやすくなりました。今後とも4カ月までの乳児全戸訪問事業の周知徹底を図り、対象者の訪問への理解を高めることが必要です。

【今後の取り組み】

母子健康手帳の交付時における保健指導や、健康教育の機会を利用した保健指導を強化します。

保健師や助産師等、専門家による家庭訪問を実施し、妊産婦の健康に応じた保健指導を強化するとともに、妊産婦の心身の健康保持活動を支援します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。 又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 (実施方針) 妊娠早期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 (対象) 届出た妊婦・夫・家族	妊娠 11 週以下の妊娠届出率 79% (H18～20 年度平均)	妊娠 11 週以下の妊娠届出率 85%	健康増進センター
2	妊婦委託健康診査の助成	妊婦の疾病予防・早期発見のために、より積極的に適正かつ必要な妊婦健康診査を受診できるよう、標準的な妊婦健康診査 14 回に助成の範囲を拡充して、医療機関・助産所に委託して実施している。 (実施方針) 医療機関・助産所との連携を強化し、妊娠・出産のリスクを下げる。 (対象) 妊婦	妊婦健康診査受診券の利用率 72.9% (H21 年 11 月末現在)	利用率 80%	健康増進センター
3	妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 (実施方針) 有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 (対象) 訪問が必要な妊婦	訪問数 22 件(H20)	必要な方へ全数訪問	健康増進センター
4	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、保健師・助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 (実施方針) 安心して育児ができるように支援していく。 (対象) 訪問希望者	訪問延数 103 件(H20)	必要な方へ全数訪問	健康増進センター
5	こんにちは赤ちゃん事業	4カ月までの乳児の居る全家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境に合わせた支援を実施、不安や悩みの軽減、子育ての情報提供を行う。 (実施方針) 乳児家庭の孤立化を予防し、乳児の健全育成を支援する。 (対象) 生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭	訪問率 97%	訪問率 100%	健康増進センター

安心して出産・育児ができる環境づくり

【現状と課題】

家族が妊娠・出産を受容し、赤ちゃんの誕生を「より豊かな人間関係を育むスタート」として捉え、積極的に子育てする家庭づくりが大切です。このため、妊娠中から父親・母親としての意識を高め、夫婦が協力して子育てができるような家庭づくりを支援するために、夫婦を対象とした育児セミナーを実施しています。

初産婦は、授乳の仕方、新生児への接し方などに戸惑い、育児に対する不安が特に大きいことから、新生児訪問などを実施しています。

出産後の産婦は、育児に対する不安も強く、また外出の機会も少ないことから、育児学級を開催し、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図っています。

アンケートによると、育児に参加している父親は8割と高いものの、ほとんどしない父親も1割程度となっています。日々変化している子どもの成長に、母親、父親ともに関わることができる家庭環境づくりが必要となっています。

【今後の取り組み】

家庭における育児情報の提供、子育て意識の啓発を行います。

育児不安の軽減や子どもの健全な発達を支援する子育て教室の内容充実を図ります。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
6	育児セミナー	夫婦が協力して子育てする家庭を育むために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 (実施方針) 父親の育児参加を呼びかけていく。 (対象) 妊婦と夫	年間4回 参加者27組 (H20)	参加者の増加	健康増進センター
7	子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のホームページ、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 (実施方針) 必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 (対象) 妊婦及び保護者全員	子育て情報誌の発行 市ホームページからの情報発信 パンフレットの作成・配布	情報の一元化	健康増進センター 子育て支援センター
8	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 (実施方針) 教室の参加者へのアンケート等によりニーズを把握し、教室に活かしていく。 (対象) 乳幼児とその保護者	専門家の講話	参加者のよい評価	健康増進センター
9	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 (実施方針) 育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 (対象) 生後1カ月～生後6カ月未満	年間4回 参加者58組 (H20)	参加者の満足度の向上	健康増進センター

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
10	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限らない可能性をのばすことを目的とする。 (実施方針) 健診児にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本を通して親子のきずなの強化を図る。 (対象) 市内在住の乳幼児	年 12 回実施 470 件 (H20)	継続	ゆうき図書館 社会福祉課
11	にこにこ教室	経過観察が必要なフォロー児に対して、発達フォロー教室を開催し、集団指導を行い、児の心身の発達を促進し、保護者に対し発達を促進させるためのかわりについて指導する。また、要フォロー児の観察の場ともし、障害について早期に把握し、あすなる教室への橋渡しなど、早期療育につなげる。 (実施方針) 要フォローの親子に対して適切な関わりを通し、発達を促すとともに、発達障害の早期発見、早期療育につなげる。 (対象) 発達障害児と判断がつきにくく継続的観察が必要な親子 保護者の関わり方によって、成長発達が促される可能性がある親子	年間 12 回 必要な親子 全員	継続	健康増進 センター 子育て支援 センター
12	育児不安を持つ母親のグループミーティング事業	育児不安や母子関係等何らかの問題を抱える母親に対し、各々が抱える問題を語る場を提供し、仲間づくりと各々の抱える問題への支援を実施、適切な育児への動機付けと精神安定を図る。 (実施方針) 語り合いを通し、育児不安の軽減や母親自身の問題解決の糸口へつなげることで、健全な育児への支援となる。 (対象) 育児不安や困難を持つ母親	年間 12 回 必要な母親 全員	継続	健康増進 センター

乳幼児及び児童・生徒の健康と命を守る

【現状と課題】

子どもが正常な発達・発育をしているかを確認し、万一疾病や障害があれば早期発見・早期対応していくために、子どもの発達段階に応じた健康診査と予防接種を、健康増進センター、学校及び医療機関などで実施しています。

乳児健診受診率は80%弱となっており、受診率の向上が必要となっています。

5カ月児健診・1歳6カ月児健診・3歳児健診については、受診率は90%以上を維持しており、今後も健診を通じた保健指導と育児支援を一層充実していく必要があります。

アンケートによると未就学児童の約4割の保護者が、応急処置の学習を経験する機会がなく、心肺蘇生法についても十分に認知されていません。家庭内の事故の防止について、保護者が適切に対応できるように支援していく必要があります。

【今後の取り組み】

健康診査における保健相談及び指導の強化とともに、総合的な母子の健康づくりの場として充実していきます。

乳幼児健診、各種予防接種の未受診者や、その他必要な人への個別訪問指導を強化します。

乳幼児期から学童期における様々な問題に対応するため、関係機関が連携し支援を強化します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
13	乳児委託健康診査の助成	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達の節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認及び異常の早期発見に努める。 (実施方針) こんにちは赤ちゃん訪問及び、5カ月児健診時の動奨を強化する。 (対象) 乳児 (3～6カ月児・9～11カ月児)	3～6カ月児健診受診率 81% 9～11カ月児健診受診率 72% (H16～20年度平均)	3～6カ月児健診受診率 90% 9～11カ月健診受診率 90%	健康増進センター
14	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 (実施方針) 育児に対する不安の軽減と育児への意欲を高め、子育てを自分らしく楽しめる保護者が増えるよう支援を行う。 (対象) 5～6カ月児	年間12回 受診率 96% (H16～20年度平均)	年間12回 受診率 96%以上維持	健康増進センター
15	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 (実施方針) 保護者の育児力を高め、児の成長発達を促す支援を行う。 (対象) 1歳6カ月児	年間12回 受診率 96% (H16～20年度平均)	年間12回 受診率 96%以上維持	健康増進センター

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
16	3歳児健康診査	<p>幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。</p> <p>(実施方針) 要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。</p> <p>(対象) 3歳4カ月児</p>	<p>年間12回 受診率92% (H20)</p>	<p>年間12回 受診率93% 以上維持</p>	健康増進センター
17	各種予防接種	<p>感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済をはかる。</p> <p>【集団接種】 BCG ポリオ</p> <p>【個別接種】 三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎</p> <p>(対象) 乳幼児、小学生、中学生、高校生</p>	<p>BCG 95.4% ポリオ 90.4% 三種混合 92.5% 二種混合 69.1% 麻しん風しん混合 86.7% 日本脳炎 H17「急性散在性脳脊髄炎」が発症したので積極的勧奨を行わないよう勧告された</p>	<p>BCG 98% ポリオ 100% 三種混合 98% 二種混合 98% 麻しん風しん混合 95% 日本脳炎 70%</p>	健康増進センター
18	母子訪問指導	<p>継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。</p> <p>(対象) 継続フォロー者・健診未受診者など</p>	<p>訪問数 85件(H20)</p>	<p>必要な方 全員カバー</p>	健康増進センター
19	乳幼児救急法教室 事故防止対策事業	<p>保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。</p> <p>(実施方針) 保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。</p> <p>(対象) 乳幼児とその保護者</p>	<p>年3回 定員各10名</p>	<p>今後は家庭内の事故防止対策を強化した内容に転換していく</p>	健康増進センター
20	子ども地域支援 連携会議	<p>心身ともに健康な子どもの育成を目標に、保健・福祉・教育関係機関の横のつながりを強化し、それぞれが所有する情報を交換し合い、役割分担を明確にして支援体制をつくり、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。また、関係者に対し、子どもの健康づくりや子育て支援に必要な研修の場を設け、専門スタッフの資質向上を図る。</p> <p>(実施方針) 保健・福祉・教育関係者と連携し、実務担当者が中心となり発達段階に即した適切な子ども支援体制を積極的に進めていく。</p> <p>(対象) 保健・福祉・教育関係職員・保育所・幼稚園・小中学校職員、障害児(者)療育関係者、その他(理学療法士・作業療法士・ケースワーカー等)</p>	<p>年間3回 研修会1回</p>	<p>拡充</p>	<p>健康増進センター 社会福祉課 子育て支援センター 指導課</p>
21	小中学校養護教諭 連絡調整 (学校保健業務との 連携の強化)	<p>児童・生徒の健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。</p> <p>(実施方針) 市内全学校と連携し早急に取り組む必要がある課題を検討する。</p> <p>(対象) 小中学校養護教諭、学校教育課、健康増進センター</p>	<p>連絡会議等 8回実施</p>	<p>継続</p>	<p>学校教育課 健康増進センター</p>

歯を守る活動の充実

【現状と課題】

現在、2歳児歯科健診のほか、5カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診時においても歯科健診及び歯科保健指導を行っているところです。歯科健康教育や相談の機会をより多く設けることで、保護者に対し、歯科保健の重要性や日常における注意点を気づかせ、むし歯予防の工夫を促すきっかけとなっています。

本市の特徴として、3歳児でのむし歯罹患率が未だ高いことがあげられます。乳幼児期から望ましい食事や間食、口腔衛生等の生活習慣を獲得、実行することは、生涯に渡る健康への基本となります。このことから、適切な時期におけるフッ素塗布を含めた歯科指導や生活習慣に関する教育を行うことが必要となっています。

歯科のハイリスク児を持つ家庭は、歯磨きの問題だけでなく、食事やおやつの内容と食べ方、生活リズム等、日々の習慣に乱れのある場合が多いことから、特に、個々の習慣や成長に合わせたきめ細かなフォローや指導を行うことが必要となっています。

【今後の取り組み】

各乳幼児健診における歯科保健指導を強化し、むし歯罹患率の減少に努めます。

健診未受診者への勧奨や、健診等で把握したむし歯が多い子どもに対しての継続的な指導を強化します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
22	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見及び早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 (実施方針) むし歯罹患率を減少するだけでなく、児の健やかな成長発達を支援する。 (対象) 2歳6カ月児	年間12回 受診率 83% 虫歯罹患率 22% (H16~20 年度平均)	年間12回 受診率 85% 虫歯罹患率 15%	健康増進 センター
23	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 (実施方針) 内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 (対象) 就学時の保護者	市内 9小学校 466名実施	市内 9小学校 就学児保護者 全員	健康増進 センター

食育の推進

【現状と課題】

幼少の早い時期から望ましい生活習慣を身につけるためにも、基本となる「食」への関心を高めるとともに、子どもが健やかに育つ環境の一層の充実を図っていく必要があります。

食事によって身体がつくられ、食事の質によって健康の質が変わることから、望ましい食生活を送ることができる「正しい食」の知識や能力を、幼児期から身につけることが必要となっています。

現在、各種健康診査における栄養指導のほか、3歳児健診時には食に関する調査とその結果に基づいた「バランス診断表」を作成し、栄養指導をしています。子どもの食事状況を親がその場で確認でき、栄養指導に効果が現れています。

学校や保育所等の施設においては、給食や教科指導においてバランスのとれた食事の重要性や望ましい生活習慣を身につける必要性を指導しています。

アンケートによると、妊娠中の食生活に特に気を遣っていない人が、1割弱となっています。妊娠期から乳幼児の発達段階に応じた食や、栄養についての指導を行うことが必要となっています。

【今後の取り組み】

離乳食教室を始め、各種相談事業・教育事業・健康診査事業における保護者への食や栄養指導の機会を充実します。

親子料理教室や学校における調理実習、給食等の機会を利用し、望ましい食習慣を身につける指導を行います。

栄養教諭制度を活用し、食育を促進します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
24	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 (実施方針) 保護者に対して発達段階に応じた離乳食の実技指導を行うとともに、離乳食に関する不安や負担感を解消し、乳児の健やかな発育を支援する。 (対象) 前期 6 カ月までの乳児を持つ親 後期 10 カ月までの乳児を持つ親	前期 4 回 63 組 後期 4 回 39 組 (H20)	継続	健康増進センター
25	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 (対象) 3歳児健診受診者	年 12 回 354 名 (H20)	継続	健康増進センター
26	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 (実施方針) 食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進めるとともに給食センター等と共同開催を目指し、実施回数を増やす。 (対象) 小学生の親子	年 2 回 参加者 53 名	年 5 回	健康増進センター

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
27	保育所(園)給食による食育の推進	保育所(園)において、その発達段階に応じ、食事の大切さ、楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 (実施方針) 市内全保育所(園)で定めた食育全体目標に沿って実施する。 (対象) 保育所(園)入所児童・保護者	クッキング保育 9箇所 野菜の栽培収穫 11箇所 給食だより 11箇所	クッキング保育 11箇所 野菜の栽培収穫 11箇所 給食だより 11箇所	社会福祉課
28	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。 (対象) 児童・生徒・保護者	全小・中学校 において実施	継続	指導課 給食センター

障害のある子の療育体制の整備

【現状と課題】

早期療育の視点から障害児に関する施策の実施・充実に努めているところです。
 発達障害児支援として通園施設「あすなる教室」への助成を行っています。
 障害児の保育については、市内全保育所（園）で受け入れが可能となっています。
 学童クラブにおける障害児の受け入れは、状況に応じて実施しています。

【今後の取り組み】

障害児に関する施策の充実を図ります。
 「あすなる教室」の充実のため、助成を行います。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
29	発達障害児支援 (あすなる教室)	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導を行っているあすなる教室に補助金を交付する。 (対象) あすなる教室	実施	継続	社会福祉課
30	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所（園）への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 (実施方針) 市内の保育所（園）すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 (対象) 市内全保育所(園)	全保育所(園)で実施	継続	社会福祉課
31	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり) (対象) 身体障害者手帳の交付を受けた障害児	実施	継続	社会福祉課
32	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 (実施方針) 各小中学校を通じてPRを実施する。 (対象) 小学生(9歳以上)・中学生	実施	継続	社会福祉課
33	障害者日中一時支援事業	障害のある児童を事業所等で、親の就労及び休息時に短期間預かる事業 (対象) 身体・知的・精神障害のある児童	実施	継続	社会福祉課

小児医療の充実

【現状と課題】

市内の内科・小児科は、12医療機関となっています。

アンケートで多くに望まれていた休日・夜間対応の小児救急医療に関しては、筑波メディカルセンター病院で、平成16年8月1日より実施しています。

アンケートによると、かかりつけ医のいる割合は、未就学児童で96.1%、小学生児童で88.2%となっています。

【今後の取り組み】

健診等において、日常的な健康管理、専門機関への紹介等を行う「かかりつけ医」の重要性に関する普及啓発を図ります。

休日・夜間小児救急医療体制について、情報提供を行います。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
34	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における入院治療等を必要とする小児の重症救急患者の医療の確保を県西3市で組織する小児救急医療事業により維持する。 筑波メディカルセンター病院 日・祝祭日:午前9時～午後5時 夜間 365日:午後6時～午後10時 (対象)市内全域の小児	母子健康手帳セット及び子育て支援情報誌、他健康教室等において情報を提供	継続	健康増進センター
35	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 (実施方針)広報に努める。 (対象)一般県民	母子健康手帳セット及び子育て支援情報誌、他健康教室等において情報を提供	継続	健康増進センター
36	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。 (対象)乳幼児の保護者	健康教室や乳幼児健康診査において啓発	継続	健康増進センター

(2) 思春期保健対策を充実する

成長期における健康づくり

【現状と課題】

アンケートによると、喫煙については、中学生・高校生の約5%が経験をしています。喫煙が身体に与える影響について、小学校5年生に対し啓発教育を行っています。飲酒については、約2割弱の中学生・高校生が経験をしています。飲酒が身体に与える影響について、学校において必要な知識を指導しています。タバコ、飲酒、シンナー等の薬物防止等については、薬物乱用防止教育を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等の中で行っています。タバコ、飲酒、シンナー、薬物に関する知識は、理解している割合が全体の9割以上と高くなっています。ダイエットの経験については、2割を超えています。身体と精神の著しく発達する時期において、自らの健康をつくる能力の育成が一層必要です。

【今後の取り組み】

学校における思春期保健事業を、関係機関と協力・連携して実施していきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
37	喫煙対策事業	母子健康手帳交付時及び乳幼児健診において、保護者へ喫煙に関して問診をし、必要時に保健指導を実施する。また、小学校高学年に対し、タバコを吸わないことの価値観を啓発するためにタバコの害に関するパンフレットを配布する。 (実施方針) 妊婦・育児中の保護者が喫煙の害について正しい意識を持てるよう支援する。また学童においても正しい知識の普及を図る。 (対象) 妊婦・乳幼児の保護者、児童・生徒及び保護者、教職員など	市内9小学校の5年生448名に対し、喫煙の意識啓発のパンフレットを配布 母子健康手帳交付時に妊婦、夫に妊娠・育児中の喫煙に関する害の指導を実施	継続	健康増進センター
38	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等の薬物乱用防止教育を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等の中で実施する。 (実施方針) 積極的に推進していく。 (対象) 小学生・中学生	全小・中学校において実施(年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課
39	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 (実施方針) 学校敷地内禁煙の徹底を図る。 (対象) 小学校・中学校	完全実施	継続	学校教育課 指導課

母体・生命尊厳意識の育成

【現状と課題】

10代の妊婦の中には、同年代の友人の生活との大きな違いに不満や不安を訴える人や、不摂生な生活をおくっている人もおり、妊娠するという事について予め知識を得ておくことが必要です。

アンケートによると、中高生の性感染症や避妊についての知識は、タバコや飲酒についての知識より乏しいものとなっています。

10代での望まない妊娠を減らすとともに、性感染症についても啓発することが必要です。少子化の影響や地域での人間関係の希薄化に伴い、異年齢児との交流する機会が少なくなっています。

【今後の取り組み】

性教育を通して母体・生命の尊厳について伝え、女子生徒・男子生徒ともに自分の望む時期に妊娠・出産・育児をするという認識を持てるよう支援します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
40	性教育事業	<p>体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。</p> <p>(実施方針) 養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。</p> <p>(対象) 小学校、中学校</p>	全小・中学校において実施 (年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課
41	幼児等とのふれあい事業	<p>中学校の学習の一環として、幼稚園や保育所(園)に生徒が出かけ、幼児との遊びや生活の支援を通して交流を深め、幼児の発達の理解や関わり方を身に付け、より良い家庭生活を営むことができるような人材を育成する。</p> <p>[技術家庭科、総合的な学習の時間(職場体験学習)等]</p> <p>(対象) 中学生</p>	全中学校において実施	継続	指導課
42	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	<p>児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。</p> <p>(実施方針) 小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。</p> <p>(対象) 小学生・中学生・高校生</p>	実施保育園 5箇所	実施保育園 8箇所	社会福祉課

(3) 児童虐待を防止する

早期発見・早期対応・ケア体制の整備

【現状と課題】

全国的に相次いで児童への虐待事件が発生しています。

結城市福祉事務所において通告されている虐待のおそれがあるとの相談件数は、平成20年度が22人、平成21年12月末で13人となっており、増加の傾向にあります。平成21年度の虐待については、身体的虐待8件、ネグレクト3件、心理的虐待2件といった内容です。

未就学児童の保護者の3割は、虐待をしているのではないかと思う経験をしています。未就学児童の保護者の3割は、子育てについて、よくイライラしていると回答しており、虐待の予防として、育児負担の軽減と、心のケアをしていくことが必要となっています。児童虐待については、各種相談業務での情報の収集や、健康増進センターや保育所(園)、学校また児童相談所等と連携を取りながら早期発見に努め、早期対応していくことが重要です。

【今後の取り組み】

早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会(平成19年設置)を中心に虐待の防止に向けて適切な支援を図っていきます。

児童虐待の予防として、相談業務を充実していきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
43	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 (実施方針) 必要に応じた要保護児童対策地域協議会の開催 (対象) 関係者	実施	継続	社会福祉課
44	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 (実施方針) 業務の周知を図る。 (対象) 児童(0～18歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	実施	継続	社会福祉課

市民への「子ども虐待」についての理解の促進

【現状と課題】

虐待のほとんどが家庭内で行われ、顕在化しにくいいため、地域社会や関係機関による発見通告が重要となります。

児童虐待防止の啓発は、子育て・子育てがしやすい地域づくりのために、「子どもの最善の利益」を尊重し、実現する立場から進めることが必要です。このために家庭をはじめ、施設や学校、地域に「児童虐待の防止等に関する法律」や「子どもの権利条約」の内容を普及させていくことが重要となっています。

アンケートによると「児童虐待の防止等に関する法律」について内容まで知っている未就学児童の保護者が約15%にとどまり、多く人が内容を把握していませんでした。広報、ホームページ等、あらゆる媒体を活用して、市民にわかりやすく、周知していくことが必要となっています。

【今後の取り組み】

「児童虐待の防止等に関する法律」「子どもの権利条約」の内容について、普及啓発を推進します。

市広報などあらゆる媒体を活用して、市民への「通告義務」の周知を図ります。

児童虐待予防の観点から、関係者や市民に虐待の研修会や講演会などを実施します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
45	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。また、市民に対し児童虐待通告義務の周知を図る。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会において広く周知していく。 (対象) 市民	お知らせ版、市ホームページ等で実施	継続	社会福祉課
46	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 (実施方針) 要保護児童対策地域協議会により方針を決定する。 (対象) 関係者及び市民	年1回開催	継続	社会福祉課

(4) 子どもの生命の安全を守る**交通事故から子どもを守る****【現状と課題】**

園児・幼児対象の交通安全教育については、結城警察署との連携を図り、腹話術及び人形劇による交通安全指導を行なっています。また、幼児・園児向けにビデオや紙しばい等の貸出を行っています。

市内小・中学校及び養護学校については、結城警察署による講話並びに結城市交通安全母の会によるダミー人形による衝突実験、自転車の乗り方及び横断歩道の正しい渡り方といった具体的な指導を行っています。

交通安全教育については、子どもたちへの指導だけではなく、保護者への指導も行い、家族ぐるみ、地域ぐるみで交通事故の撲滅を図っていくことが求められています。道路危険箇所マップの作成を行い、地域交通環境の安全確保に努めます。

【今後の取り組み】

子どもたちと保護者に対して、交通安全教育と指導を一層充実します。

ドライバーと事業所に対して、安全運転の徹底を要請します。

チャイルドシートの着用について、正しい使用法の啓発を行います。

通学路の安全確保を図るため、毎年1校を選定し、通学路の環境整備を行います。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
47	交通安全教育	実践的指導を行うことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 (実施方針) 直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通事故の撲滅を図る。 (対象) 園児・幼児・児童・生徒	交通安全教室 (小中学校、養護学校) 14回(H20) 幼児交通安全教室 1回(H20)	継続	防災交通課
48	通学路安全点検	小学校独自の通学路点検結果に基づき、筑西土木事務所、市土木課、学校教育課、警察署、母の会、交通安全協会の代表者とともに通学路安全点検を実施し、交通安全施設整備を図ることにより、安全な通学路を目指す。 (実施方針) 通学路の交通安全施設整備を図る。 (対象) 毎年1校を選定して実施	毎年1校 実施	継続	学校教育課 防災交通課
49	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路において、各自治会長から申請のあった箇所に交通安全施設通学路街路灯を整備する。また、各自治会で設置する防犯灯に補助金を交付することによって安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。 (実施方針) 各自治会と相互協力し、交通安全及び犯罪抑止を図る。 (対象) 市内全域	実施	継続	防災交通課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
50	交通安全対策事業	パンフレット及び啓発品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 (実施方針) 交通関係機関団体と相互協力し、交通事故防止を図る。 (対象) 各交通関係機関団体	交通安全運動 年4回 (春・夏・秋・年末)	継続	防災交通課
51	事業所等への安全運転徹底の要請	安管だより・広報啓発品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、安全運転競技大会を開催し、安全運転の推進を図るとともに、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を図る。 (実施方針) 各事業所の従業員に対し交通マナーの向上を図る。 (対象) 安全運転管理者協議会加入事業所	実施	継続	防災交通課
52	世代間交流事業 (交通・防犯危険箇所 地図作成)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所や見知らぬ人から声を掛けられたなどの箇所について点検、地図を作成する。 (実施方針) 児童・保護者・高齢者三世代の交流を図る。 (対象) 児童・保護者・高齢者	小学校1校 実施	継続	防災交通課

犯罪から子どもを守る地域づくりの推進

【現状と課題】

全国的に子どもを狙った凶悪犯罪が多発していることから、警察署等関係機関と連携を図り、教職員、保護者、児童を対象として、不審者侵入時の対応訓練や、声をかけられたときの対処方法などの講習を実施しています。

現在、地域が協力して、子どもたちを事件や事故から守るため、緊急避難家庭「子どもを守る110番の家」を設置しています。平成21年10月現在、登録軒数は775軒となっています。

今後は、さらに地域ぐるみで子どもの安全確保や防犯活動を充実させて犯罪を未然に防ぎ、本市から子どもの被害者は一人も出さない地域づくりを図っていくことが必要となっています。

【今後の取り組み】

「子どもを守る110番の家」の登録を推進し、子どもの緊急避難及び保護、関係機関への連絡体制の充実を図ります。

学校等への不審者進入時の対応、「子どもを守る110番の家」への避難、110番通報など結城警察署等の協力で引き続き実施します。

地域安全マップの更新、防犯パトロール等、住民の防犯意識の高揚と地域や施設の安全確保に努めます。

青少年育成団体や更生保護団体等と協力し、明るい地域づくりに努めます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
53	「子どもを守る110番の家」の登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備えるとともに、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 (実施方針) 通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、引受家庭の促進を図る。 (対象) 緊急事態時に対応できるよう、日中、家に大人がいる家庭で、引受家庭として、適当であると認められる家	775軒登録 H21.10.1現在	現状維持	生涯学習課
54	地域安全マップ	地域安全マップの作成活動を通して、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 (対象) 市内各小学校、児童、保護者	各小学校において作成	継続	学校教育課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
55	防犯パトロール	防犯サポーターを設置し、青色回転灯 装備車両で小中学校の下校時間帯に 防犯パトロール活動を展開し、犯罪抑 止を図るとともに、自主防犯組織の育 成を図る。 (実施方針) 凶悪犯罪から児童・生徒を 守る。 (対象) 児童・生徒	土・日・祝祭日 及び各季休み 期間を除いた 小中学校 登校日に実施	継続	防災交通課
56	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校 新1年生に防犯ブザーを配布する。 (対象) 小学校新1年生	小学校新1年生 476名に配布	継続	学校教育課
57	関係団体活動への 支援	青少年育成関係団体と連携し、子ども たちの健全育成と社会環境浄化を図る。 (対象) 結城市青少年相談員連絡協議 会、青少年育成結城市民会議	青少年の非行 化防止運動、 子どもを犯罪 から守るため の防犯活動を 実施	継続	生涯学習課

基本目標2 子どもの遊びと学びを豊かにする

(1) 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する

教育環境の整備

【現状と課題】

本市の恵まれた自然や歴史、文化、伝統などの地域環境を活かしながら、学校、家庭、地域が一体となって、個性と心豊かな子どもの育成に努めているところです。

確かな学力の定着に向けて、TT（チームティーチング）や少人数指導を充実させ、習熟度に応じた学習を積極的に行っています。また情報教育、ALT（外国語指導助手）を活用した国際理解教育など、時代の要請にあった教育を推進しています。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対しては、知的障害学級を小学校5校、中学校3校に、情緒障害学級を小中学校13校全校、ことばの学級を2校設置し、支援を行っています。

中学校3校にはスクールカウンセラーを配置し、生徒の心のサポートを行っています。学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを進めています。また、外部評価等を導入して、学校の説明責任と結果責任を果たすことに努めています。

いじめや不登校児童への対応については、平成7年度より適応指導教室フレンド「ゆうの木」を開設し相談事業を行っており、心のケアを行う体制の充実に努めています。

【今後の取り組み】

家庭と学校が連携し、児童生徒一人ひとりに適切な指導を行い、生きる力を身につける教育を推進します。

開かれた学校、特色ある学校づくりを進めます。

児童・生徒の「心のケア」、「心の居場所」づくりに努めます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
58	TT 配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 (実施方針) 小学校及び中学校の35人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 (対象) 小学生・中学生	非常勤講師 13名	継続	学校教育課 指導課
59	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特別支援教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 (実施方針) 県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 (対象) 小学生・中学生	知的障害学級 小学校に5校 中学校に3校 情緒・自閉障害学級 全小中学校に 配置 言語障害学級 小学校に2校 通級指導教室 小学校に3教室 介助員:7名配置	継続	学校教育課 指導課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
60	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 (実施方針) 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 (対象) 市内小中学校の施設	実施	耐震診断・補強の実施	学校教育課
61	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 (実施方針) 当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 (対象) 小学校・中学校	評議員会議 各小中学校 年2～3回開催	継続	学校教育課 指導課
62	スクールカウンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 (実施方針) スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 (対象) 中学校	市内3中学校に カウンセラーを 配置	継続	指導課
63	フレンド「ゆうの木」	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 (実施方針) 不登校生徒が通いやすい環境を整える。 (対象) 小学生・中学生、保護者	相談員配置実績 相談員 2名 相談員助手 1名 配置 相談実績(相談のべ回数) 児童生徒 700回 保護者 200回	継続	指導課

学校と地域の連携による豊かな心の育成

【現状と課題】

自然にふれあう機会については、総合的な学習の時間における栽培活動のほか、本市の中核的農業後継者組織であるJA北つくば結城青年部が、市内園児や小学校を対象に農産物の収穫体験を行っています。

各種体験活動を通して、異年齢間の子どもたちや地域の大人たちとの交流を深め、子どもたちの健全育成を目指しています。

この他、地域ぐるみで実施する盆踊り大会への参加により、地域や世代間の交流を進めています。

【今後の取り組み】

野外活動・体験活動を推進し、また農業体験等の充実を図り、自然とふれあう機会の推進に努めます。

放課後子ども教室推進事業、ふるさと・体験事業を通して、子どもたちの成長に重要な体験や交流を推進します。

郷土文化や歴史にふれる活動を推進します。

学校と地域の連携を強化し、地域の専門家の育成と授業への活用、高齢者施設との交流など、体験活動の充実を図ります。

盆踊り大会を地域や世代間が交流する場と位置づけ、各種団体への積極的な参加を推進します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
64	放課後子ども教室	9校の小学校及び結城養護学校を活動拠点に、児童・生徒を対象に子どもたちの居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、高校生、大学生等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行うとともに安全な居場所づくりを行う。 (実施方針) 現在実施している3校(結城小、結城西小、絹川小)及び結城養護学校は引き続き継続し、未実施の小学校6校については、指導者を養成し、放課後子ども教室を開設する。 (対象) 登録児童・生徒	結城小: 50名登録 H20 33回 絹川小: 30名登録 H20 20回 結城西小: 24名登録 H20 22回 結城養護学校: 9名登録 H20 4回	全小学校(9校)と養護学校で実施	生涯学習課
65	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間において、国際理解、情報、環境、福祉、健康や伝統文化など地域や学校の特色に応じた課題について、主体的に探求する能力を身に付けさせ、自己の生き方を考えることができるようにする。 (実施方針) 社会体験や自然体験、栽培活動を体験する場所を確保する。 (対象) 児童・生徒	全小中学校で実施	継続	指導課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
66	「夏の体験学習」 (農業後継者育成対策事業)	「食農教育学習会」 トウモロコシ定植から収穫までの体験を通し、農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 (対象) 市内小学生	毎年1回実施	継続	農政課
67	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策事業)	「トウモロコシの収穫体験を実施」 収穫体験を通し、子どもたちの農業に対する関心と意識の向上を図る。 (対象) 市内園児	毎年1回実施	継続	農政課
68	ふるさと・体験事業	自然体験、創作活動、郷土かるた取り大会等の様々な活動を通して、子どもたちの感動や喜びといった情緒教育を醸成し、異年齢間、地域間、家族間の交流により絆を深める。 (対象) 小中学生	親子体験教室 19家族、45名 わくわく自然体験 46名 体験フェスタ 189名 結城郷土かるた 取り大会(H20) 団体15チーム 個人135名	継続	生涯学習課
69	学校ボランティア活動 推進事業	児童・生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る (実施方針) 老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 (対象) 児童・生徒	全小中学校で 実施	継続	指導課
70	三世交流事業	高齢者と子どもの交流を通して、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) (対象) 高齢者と小学生	年3回	継続	介護福祉課
71	結城盆踊り大会 開催事業	盆踊りを通して、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 (実施方針) 子ども会や保育所(園)、幼稚園の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 (対象) 保育所(園)、幼稚園、子ども会、市民団体	8月8日開催 子ども会、保育所(園)、幼稚園、市民団体 など16団体、 411名が参加	継続	商工観光課
72	親子歴史教室 開催事業	本市を代表する伝統的な織物である結城紬の糸の染色技術として伝えられてきた藍染めの技法を親子で体験する。 (対象) 幼児、児童、生徒及びその保護者	年1回 94名参加	継続	生涯学習課

遊ぶ場・学ぶ場の整備の推進

【現状と課題】

子ども数の減少により、子ども同士の遊びを通じた友達関係の形成や、社会性を培う機会が減少しています。また地域における人間関係の希薄化により、子どもが安心して集い、自由に活動できる安全な居場所・遊び場が不足しています。

「自主・自助」のまちづくりを目指す本市においては、児童期からの地域における人間関係づくりが特に大切であることを踏まえ、「子どもの居場所づくり」を推進することが必要となっています。

【今後の取り組み】

気軽に集える身近な公園の整備を推進します。

子どもたちの学びを支える図書館の充実及び学校図書館の整備を推進します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
73	都市公園整備事業	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 (実施方針) 計画的に整備していく。 (対象) 区画整理事業地内の都市公園 南部地区:16箇所北西部地区:9箇所	南部地区 12箇所整備済 北西部地区 1箇所整備済	継続	都市計画課
74	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 (実施方針) 公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 (対象) 都市公園 34箇所、その他の公園 32箇所	公園愛護協会 36団体	継続	都市計画課
75	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 (実施方針) 各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、児童が図書館に親しみを感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 (対象) 市内小中学生全員	学校司書数 7名	学校司書数 9名 電子ネットワークの整備	学校教育課
76	ゆうき図書館の運営	児童や生徒の読書活動を推進するため、利用しやすい環境の整備と児童向け図書の充実を図る。また、調べ学習支援に対応できる児童参考資料の充実を図る。 (対象) 乳幼児、児童、生徒、保護者	児童図書冊数 20,072冊	児童図書冊数 30,000冊	ゆうき図書館

(2) スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

スポーツ活動の充実

【現状と課題】

近年、日常生活の煩雑化に伴い、運動機会の減少による体力や運動能力の低下、また、人間関係の希薄化による地域コミュニティの崩壊など、市民を取り巻く生活環境は大きく変化しています。このような状況の中、スポーツの果たす役割は、ますます重要なものとなってきており、各種事業を通して世代間の交流と地域の連携をさらに深めることにより、心身の健康づくりを進める必要があります。

茨城県スポーツ振興基本計画には、「生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を図るため、成人の週1回以上の実施率を50%とする。」とあり、本市においても「市民週1スポーツ」を目標とし、子どもから高齢者までが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

【今後の取り組み】

生涯を通して気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及を図ります。

スポーツを通して地域の活性化とコミュニティづくりを進めます。

競技スポーツの振興と施設環境の充実を図ります。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
77	中学校各種球技大会	北関東中学校野球大会・茨城県栃木県中学校女子バレーボール大会・近隣中学校男子バレーボール大会・近県中学校ソフトテニス結城大会・近県中学校卓球結城大会・近隣中学校男子サッカー結城大会等各種大会を通して、青少年の健全育成と交流を図り、スポーツの普及に努める。 (対象)中学生	実施	継続	社会体育課
78	結城シルクカップロードレース大会	心身の健康と世代間の交流を図り、スポーツの普及発展を図る。 (対象)市民	実施	継続	社会体育課
79	市民各種スポーツ大会及び各種スポーツ教室の開催	心身の健康と世代間の交流を図るために、「市民週1スポーツ」を目標とし推進する。 (対象)市民	実施	継続	社会体育課

レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実

【現状と課題】

現在子ども会は、93クラブ、会員数は3,647人、育成者は870人となっています。活動は、地域における異年齢児との触れ合い・集団活動などで、家庭や学校では得られない、貴重な体験をする機会となっています。

三世代が交流できる市民参加型のまつり「祭りゆうき」を開催しています。幼児から高齢者までが、発表の場として参加しており、三世代が一同に集い盛り上がりを見せています。

【今後の取り組み】

子ども会活動を支援します。

市民の自主的活動を支援します。

子どもたちの音楽・芸術活動等の成果を発表する場、地域と交流する場として、市民まつり「祭りゆうき」の開催を支援します。

市民まつり「祭りゆうき」を地域や世代間の交流を深める場と位置づけ、市民が出演者や観客として、積極的に参加するよう支援します。

ゆうき図書館をなかなか利用できない四川地区の小学生を対象に利用支援を行います。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
80	祭りゆうき事業	市民手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認するとともに、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 (実施方針)文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 (対象)全市民	10月31日 ～11月1日 けやき公園及び アクロスで開催 参加者数 約38,000名	継続	商工観光課
81	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携をとりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。 (対象)小中学生	子ども会数 93団体	継続	生涯学習課
82	たのしい図書館ツアー	ゆうき図書館をなかなか利用できない四川地区の小学生を対象に公用バスで送迎して図書館の利用促進を図る。 (対象)四川地区の小中学生	年1回 79名参加 339冊貸出	継続	学校教育課 ゆうき図書館

基本目標3 家庭における子育てを支援する

(1) 家庭における子育て力を高める

情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化により、親から子、孫へと受け継がれてきたものが受け継がれなくなっており、家庭で子育てしている保護者は孤立してさまざまな不安や悩みを持ちながら子育てをしている状況にあります。

地域において子育て中の親同士が交流する機会も少なくなっており、子育てに関する情報の提供や相談体制の充実、親同士の交流機会の拡大などが必要となっています。

相談業務とサービス提供の連続性の確保が課題となっています。

【今後の取り組み】

ホームページを活用した情報提供体制と相談体制の構築を進めます。

関係各課で行っている相談事業の充実を図ります。

各種相談業務とサービス提供の連続性を強化するため、関係機関との連携を図ります。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
83	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 (実施方針) 子育て関連情報の充実を図る。 (対象) すべての子育て中の保護者	実施	継続	子育て支援センター
84	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 (実施方針) 相談体制の充実を図る。 (対象) すべての子育て中の保護者	未実施	実施	社会福祉課
85	健康相談	定例の「健康相談」(毎月2回、健康増進センター)、「栄養相談」(毎月1回、健康増進センター)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 (実施方針) 育児支援の充実を図る。 (対象) 乳幼児とその保護者	健康相談: 年間約22回 乳幼児及び保護者 135組 栄養相談 12回 心の相談 12回 電話相談 随時実施 273件 (H20実績)	継続	健康増進センター

【個別事業】 前期計画からの追加事業、 重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
86	のびのび子育て相談事業	<p>子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わりの重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。</p> <p>〈実施方針〉事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。</p> <p>〈対象〉乳幼児と保護者</p>	<p>5カ月児健診 12回 467名</p> <p>1歳6カ月健診 12回 477名 (H21より発達フォロー教室に変更)</p> <p>ポリオ予防接種 12回 477名</p> <p>おたより発行 年3回</p> <p>のびのび会議 年1回 (H20実績)</p>	継続	健康増進センター
87	女性相談	<p>DVを中心として多様な女性問題に対する相談窓口を開設するとともに、相談内容に合わせた関係機関相互の連携により問題解決を図る。</p> <p>〈対象〉すべての女性</p>	<p>女性相談： 毎月2回</p> <p>電話相談 随時実施</p>	継続	女性政策室

子育て支援体制の充実

【現状と課題】

子育て支援センターでは、地域の子育て情報の収集及び交流の場の提供に努め、子育て全般に関する相談に対し、よりよい子育てができるよう関係機関と連携を図りながら、総合的な子育て支援を実施しています。

子育て支援に関する情報を子育て中の親子が気軽に得られるよう、情報誌（冊子）や月だよりなどを作成しているほか、市ホームページからも提供しています。

母親の自主的な活動である子育てサークルは、グループ数も増加し、活発に活動しています。母親の子育て力の育成とともに、子ども同士の交流の機会も図られています。また、母親同士のネットワーク形成の機会となっています。

ボランティアにより地域の子育て中の親子の居場所、子育て仲間との出会いの場、子育て情報収集の場としてエンジョイ・プレイルームを実施しています。親同士の話し合いを基本に柔軟な運営をしており、回を重ねるごとに参加者が増えています。

学校・地域・家庭が互いに連携し、地域や家庭の教育力の強化と充実を図るため、学校・PTA・青少年育成市民会議（地域）が協力し、小学校単位で三世代が交流できる事業を行っています。

【今後の取り組み】

地域子育て支援センターの事業を充実させ、総合的に地域の子育て支援を推進します。

ファミリーサポートセンター事業の利用を促進し、地域の子育て力の強化に努めます。

子育てサークルや子育て支援講座など、保護者同士や地域との交流事業や子育ての学習の機会を充実します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
88	地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 (対象) 就学前及び未就園児を持つ保護者	市1箇所 民間2箇所	継続	子育て支援センター
89	ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(利用会員)を会員登録し、利用会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 (実施方針) 協力会員及び利用会員数の増加と利用促進を図る。(会員100名以上で国補助対象) (対象) 市民	協力会員 H20 48名 利用会員 H20 25名	登録会員 (利用・協力) 100名以上	社会福祉課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
90	子育てサークル育成支援事業	<p>子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。</p> <p>さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。</p> <p>(実施方針) グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。</p> <p>(対象) 0歳～未就園児親子</p>	6サークル 92組 207名	継続	子育て支援センター
91	家庭教育学級	<p>家庭教育力の向上のため、親の在り方について学習し、現代にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となって学級の実態に応じて、年7回程度の学習計画を立て、それを実践する。</p> <p>各学級生がお互いに協力しながら、学習に関わり、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。</p> <p>(実施方針) マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。</p> <p>(対象) 市内小中学校に通学している子どもをもつ親</p>	学級数 計21学級 年6～7回	継続	生涯学習課
92	三世代交流	<p>親・子・孫三代がともに参加でき、共通の体験・感動を通して世代間の交流を深めるとともに、地域及び家庭教育力の向上を図る。</p> <p>(実施方針) 地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。</p> <p>(対象) 青少年育成結城市民会議8支部・9小学校</p>	8支部 9小学校 H20参加者 6,360名	継続	生涯学習課
93	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	<p>子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。</p> <p>(実施方針) ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。</p> <p>(対象) 子育て中の親子、子育て支援者として活動している者</p>	エンジョイ プレイルーム 4箇所を実施 H20参加者 876名	参加者900名	生涯学習課 (公民館)

(2) 子育て家庭への経済的支援を推進する

医療費等の軽減

【現状と課題】

乳幼児のいる家庭にとっては、子どもの医療費が家計を圧迫する要因の一つとなっています。

疾病の早期発見・早期治療を進める環境づくりは、子どもの健康と成長にとって重要なことから、医療費の心配を軽減することが課題となっています。

【今後の取り組み】

妊産婦・乳幼児の医療費を助成し、医療費の軽減を図ります。

ひとり親家庭及び障害児のいる家庭の医療費を助成し、医療費の軽減を図ります。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
94	妊産婦・乳幼児の医療費助成(県事業)	妊産婦及び小学校入学前の乳幼児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円(月2回1,200円限度)、入院した場合は1日300円(月3,000円限度)の自己負担がある。(所得制限あり) (対象)妊産婦、小学校入学前の乳幼児	実施	継続	保険年金課
95	少子化対策医療費助成事務事業(市単独事業)	県の医療費助成制度の所得制限により、非該当となった妊産婦及び小学校入学前の乳幼児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円(月2回1,200円限度)、入院した場合は1日300円(月3,000円限度)の自己負担金がある。 (対象)妊産婦、小学校入学前の乳幼児(県事業の非該当者)	実施	継続	保険年金課
96	母子家庭等医療費助成(県事業)	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童(20歳未満の高校在学者または障害児を含む)を養育している者に対し医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円(月2回1,200円限度)入院した場合は1日300円(月3,000円限度)の自己負担金がある。(所得制限あり) (対象)18歳未満(20歳未満の高校在学者または障害児を含む)の児童及び父母	実施	継続	保険年金課
97	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。上限月額5,000円 (対象)身体障害児1、2、3級視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級療育手帳、A	実施	継続	社会福祉課

子育てにかかる経済的負担の軽減

【現状と課題】

経済状況が厳しい中、子育てにかかる費用が家計を圧迫しており、こうした経済負担が少子化の一因ともいわれています。

アンケートでも、経済的負担の軽減を望む声が最も多くなっており、経済的支援の充実が重要な課題となっています。

保育料については、国の基準との差額を市が支援することにより、保護者への負担を軽減しています。

【今後の取り組み】

就園・就学の学資金等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

家庭の生活の安定を図る児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当などを支給します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
98	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 (対象) 幼稚園児の保護者	該当園児数 H20 416名	継続	学校教育課
99	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。 (所得制限あり) (実施方針) お知らせ版等で周知を図る。 (対象) 離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者	実施	継続	社会福祉課
100	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。 第3子 5万円(結城市金券) 第4子以上 7万5千円(結城市金券) (対象) 第3子以降を出産した者	実施	継続	社会福祉課
101	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 (対象) 小学校及び中学校の児童生徒	小学校 H20 141名 中学校 H20 89名	継続	学校教育課
102	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。 (対象) 市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者	結城市奨学金 7名 乙女屋本店奨学金 2名 奥順奨学金 2名	継続	学校教育課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
103	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。(所得制限あり) 支給額 第1・2子 月額5,000円 (3歳未満は10,000円) 第3子以降 月額10,000円 (対象) 小学6年生までの児童の養育費	実施	継続	社会福祉課
104	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 (対象) 父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	実施	継続	社会福祉課
105	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象) 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	実施	継続	社会福祉課
106	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 (対象) 在宅の重度の障害児(20歳未満)を介護している保護者等	実施	継続	社会福祉課

基本目標 4 子育て支援施設及び保育サービスを充実する

(1) 保育所(園)を充実する

保育所(園)の充実

【現状と課題】

市内には、公立保育所が3箇所、私立保育園が8箇所あります。

年々入所(園)希望者が増加しており、共働きの増加や家族状況の変化により、今後も入所(園)希望者が増加することが予測されます。

今後は、保育所(園)の受け入れ体制及び保育内容の充実を図るとともに、児童虐待や食育等についても、必要な知識の習得を図るなど、保育サービスの質の向上が必要となっています。

【今後の取り組み】

保育所(園)定員の見直しや定員の弾力運用等により、受け入れ体制を強化します。

保育内容の充実や保育士の研修を行い、資質の向上を図り、保育サービスを充実します。

第三者委員会を設置することにより苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用を進めます。

公立私立保育所(園)が協力し、増加する保育に欠ける児童に対応します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
107	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (実施方針)受け入れ体制を強化していく。 (対象)保育所(園)	公立3箇所 定員200名 私立8箇所 定員805名 計1,005名	公立3箇所 定員200名 私立8箇所 定員845名 計1,045名	社会福祉課
108	保育内容と運営の充実	保育指針に沿って児童の処遇を行う。 (実施方針)保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 (対象)保育所(園)	園長会議 (保育連絡会) 年3回	必要に応じた 園長会議 (保育連絡会) の実施	社会福祉課
109	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 (実施方針)保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 (対象)保育士、調理師、栄養士	実施	継続	社会福祉課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
110	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 (実施方針) 公立保育所への設置を進める。 (対象) 保育所(園)	私立保育園 8箇所	全保育所(園) 11箇所	社会福祉課
111	保育所(園)情報の充実と公開 公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 (実施方針) 市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 (対象) 保育所(園)の利用を希望する市民	パンフレット作成 市ホームページ作成(入所案内、入所申込用様式のダウンロード可)	継続	社会福祉課
112	老朽化した保育所(園)の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所(園)施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築・修繕を行う。 (対象) 保育所(園)	大規模修繕 私立保育園 1箇所	改修・改築・修繕の実施	社会福祉課

多様な保育需要に応えるサービスの充実

【現状と課題】

保護者の就業形態は、多様化しており、子育てと仕事の両立を可能とする、ニーズに応じた保育サービスを提供することが求められています。

子どもが病気でも休みづらい職場環境にいる保護者が多くいます。子育てにやさしい職場環境づくりと保育サービスの充実は次世代育成支援推進の両輪となることから、これらの充実が求められています。

アンケートからも、冠婚葬祭や買い物等の理由で子どもを一時的に預けたいとする緊急時のニーズが見られ、対応するサービスの提供が求められています。

【今後の取り組み】

早期出勤や残業など、勤務時間の長い保護者の就労に対応し、延長保育を促進します。

保護者の日曜・祝日の就労に対応するため、休日保育を促進します。

保護者側からのニーズを的確に把握し、一時保育、病児・病後児保育等、新たな保育サービスが必要になる場合は、検討・対応していくこととします。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
113	乳児保育	入所対象年齢 0 歳から保育を行う。 (実施方針) ニーズに対応していく。 (対象) 保育所(園)	全保育所(園)	継続	社会福祉課
114	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長を行う。 (実施方針) すべての保育所(園)で開所時間が 11 時間を超えた延長保育を実施する。 (対象) 保育所(園)	11 時間を超え 30 分延長 6 箇所 1 時間延長 4 箇所	11 時間を超えて開所 11 箇所	社会福祉課
115	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (対象) 保育所(園)	3 箇所	4 箇所	社会福祉課
116	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。 ・世代間交流事業・異年齢児交流事業 (対象) 保育所(園)	世代間交流 6 箇所 異年齢児交流 5 箇所	世代間交流 8 箇所 異年齢児交流 8 箇所	社会福祉課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
117	一時保育	<p>普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所(園)において保育を行う。</p> <p>(対象) 保育所(園)</p>	5 箇所	継続	社会福祉課
118	病児・病後児保育	<p>病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かる。</p> <p>(実施方針) ニーズを考慮して検討を行い、設置を進める。</p> <p>(対象) 保育所(園)</p>	未実施	3 箇所	社会福祉課

(2) 幼稚園を充実する**幼稚園の充実****【現状と課題】**

市内では、私立幼稚園4箇所幼児教育を実施しています。

通常の教育時間の後、子どもを預かる「預かり保育」は、私立幼稚園4箇所が実施しています。

幼児教育の専門機関としての機能を充実し、幼児教育の拠点として地域に開かれた幼稚園づくりが求められています。

保護者の「親育ち」を支援する、交流や学習活動を進める必要があります。

【今後の取り組み】

幼稚園の教育内容を「教育要領」に基づいて充実していきます。

保護者や地域との連携を強化していきます。

園内研修の充実に努め、指導力の向上を図っていきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
119	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 (実施方針) 幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続する。 (対象) 幼稚園児、小学生	幼少交流実施校 9校 年1回~3回 実施	継続	学校教育課
120	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 (実施方針) 幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 (対象) 幼稚園保護者	市内私立幼稚園 4園 ・3歳児保育 ・預かり保育 ・地域交流事業	継続	学校教育課
121	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 (実施方針) 親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 (対象) 園保護者・未就園児と保護者	実施	継続	学校教育課
122	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 (実施方針) 子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。 (対象) 幼稚園入園を希望する市民	実施	継続	学校教育課

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
123	研修の参加	<p>必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。</p> <p>(実施方針) 研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。</p> <p>(対象) 幼稚園教諭</p>	実施	継続	学校教育課
124	幼稚園・保育所(園)での「家庭教育」の充実	<p>子育ての悩みや課題を少しでも解消させるとともに、親としての資質向上を図るため、子育て講座を実施する。</p> <p>(実施方針) 専属講師を配置して、体験的内容や方法を取り入れた講座を就学前の子どもを持つ親や幼稚園、保育所(園)の年中・年少児の保護者を対象に計画する。</p> <p>(対象) 幼稚園・保育所(園)の保護者</p>	<p>子育て講座の開催</p> <p>H20 3 講座</p> <p>参加者 151 名</p>	拡充	生涯学習課

(3) 学童クラブを充実する

学童クラブの充実

【現状と課題】

学童クラブは現在市内6小学校7箇所で開催しています。

学童クラブの運営は、保護者とボランティアが「運営委員会」を組織して、小学校の空き教室を利用して実施していきます。

核家族の増加、共働き世帯の増加により、学童クラブの需要が増加していますが、設置されていない学区があります。

【今後の取り組み】

学童クラブの設置を促進します。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
125	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (実施方針) すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 (対象) 小学校1～3年生の児童	6 小学校 7 箇所	9 小学校 12 箇所	社会福祉課

基本目標5 地域の子育て環境を豊かにする

(1) 「子育て」「子育て」を支援する地域環境をつくる

子育て支援の輪の拡大

【現状と課題】

アンケートによれば、多くの人は何らかの形で子育て支援や青少年健全育成に関わりたいと答えています。

そのための情報の入手や地域での理解促進等が求められています。

現在でも多くの市民が、地域で子育て支援に活躍していますが、今後さらに活躍の場が増えることが見込まれることから、活動の支援や人材の育成が課題となっています。

【今後の取り組み】

地域での子育て支援を推進していくために、活動の支援や人材の育成に努めます。

子どもと子育て家庭を温かく見守る雰囲気醸成に努めます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
126	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 (実施方針) 子育てに関する意識啓発事業として、定期的を開催していく。 (対象) 市民	不定期に開催	定期的に開催	社会福祉課
127	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する。 (対象) 市民	実施	継続	社会福祉課
128	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。 (対象) 市民	実施	継続	社会福祉課
129	民生委員児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である民生委員児童委員との連携を強化する。 (実施方針) 情報の提供や共有化による連携の強化。 (対象) ボランティア、民生委員児童委員	実施	継続	社会福祉課

男女共同参画社会の構築

【現状と課題】

平成16年11月に男女共同参画都市宣言を行いました。

男女共同参画社会の理念は、まだ市民に十分な理解を得られない状況にあることから、地域や企業、幅広い年齢層に働きかけて、男性も巻き込んだ大きな動きになるよう、たまたまゆプラン推進母体として活動する市民団体「ゆうき女性会議」と二人三脚で活動していくことが必要となっています。

男女共同参画推進については、若い世代の意見をいかに取り込むかが課題となっています。

【今後の取り組み】

男女共同参画基本計画「たまたまゆプラン」に基づいて推進します。

男女が互いに人権を尊重し個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会を目指し、学習会・講演会等を実施して、市民意識の啓発に取り組みます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
130	たまたまゆプランの周知活動	「ゆうき女性会議」が主体となって、たまたまゆプランの進捗状況のチェック、男女共同参画に関する学習会の企画運営活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進を図る。 《実施方針》活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 《対象》全市民	各種啓発活動 里山プロジェクト実施 男女共同参画宣言都市5周年記念シンポジウム 参加者数 281名	継続	女性政策室
131	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、講師及び実践者が団体及び事業所に出向いてPR活動を行う。 《実施方針》男性がいる団体など、より多くの団体及び事業所を対象に開催し、広く市民にPRする。 《対象》市内各団体及び事業所	今まで働きかけの少ない団体、事業所等を対象に実施 (3団体)	継続	女性政策室
132	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 《実施方針》講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 《対象》全市民	男女共同参画推進セミナー 4回開催 ワーク・ライフ・バランス推進講座の開催	継続	女性政策室
133	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 《実施方針》テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケート調査をし、推進状況を把握する。 《対象》全市民	男女共同参画宣言都市5周年記念シンポジウム開催	継続	女性政策室

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
134	たまたゆプランの推進	<p>男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基本に策定されたプランを推進する。</p> <p>基本構想：平成14年度～平成22年度組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラン推進委員会 ・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 <p>(実施方針) 社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。</p> <p>(対象) 全市民</p>	<p>たまたゆプランの進捗状況調査及び評価を実施</p> <p>評価結果をホームページ上へ掲載</p> <p>市民意識調査の実施</p>	<p>たまたゆプランの見直し</p> <p>男女共同参画推進条例の制定</p>	女性政策室
135	男女共同参画関連の広報活動	<p>広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。</p> <p>(実施方針) 市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。</p> <p>(対象) 全市民</p>	<p>「広報ゆうき」へ毎月掲載</p> <p>市ホームページへ市民意識調査結果公表</p>	継続	女性政策室

子どもと家族にやさしい環境の整備

【現状と課題】

青少年健全育成の観点から、有害図書の自動販売機については、青少年育成結城市民会議の協力によって台数及び設置場の把握に努めています。

酒やタバコについては、青少年に販売することがないように、コンビニエンスストア等に呼びかけています。

アンケートによると、トイレがオムツ替えや親子の利用に適していないとする乳幼児の保護者は3割を超え、小さな子どもとの食事に配慮された場所がないとする乳幼児の母親は約3割となっています。出かけた先での小さな子どもへの配慮が求められています。次世代に本市の豊かな自然環境を手渡すために、市においてはISO14001の要求事項に基づいて、環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の軽減を推進しています。こうした取り組みと環境保全意識を、全市民に浸透させていくことが課題となっています。

【今後の取り組み】

青少年相談員連絡協議会と協力しながら、青少年が集う店舗への重点的な巡回活動を行い、有害環境対策事業を推進します。

公共施設や公園等のバリアフリー化を推進します。

環境保全意識の高揚を図り、市の魅力の向上に努めます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
136	有害環境対策推進事業	平成21年4月に「茨城県青少年のための環境整備条例」の中の立入調査権の権限が市に移譲された。今年度より関係機関と連携しながら、書店、図書等自動販売機等の立入調査を実施し、有害図書の区分陳列及び、図書等自動販売機等の完全撤去を目指し、活動を推進する。 (対象)市内書店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機等	立入調査の実施 図書等自動販売機 市内書店 2箇所 年1回実施	立入調査 年1回実施	生涯学習課
137	都市公園整備事業 (ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 (実施方針)最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置整備していく。 (対象)区画整理事業地内の都市公園 (南部地区:16箇所、北西部地区:9箇所)その他都市公園	南部地区 12箇所整備済 北西部地区 1箇所整備済	整備する公園 すべてにおいて実施	都市計画課
138	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・地球温暖化対策事業(ISO14001推進事業) ・ごみ減量化対策事業 (対象)全市・全市民	全事業実施	継続	生活環境課

(2) 安心して働ける労働環境の充実を図る

職場における理解の推進

【現状と課題】

アンケートによると、子どもが病気になった場合でも仕事が休み辛いと答える保護者が6割となっています。

このことから、子育てと仕事を両立することが可能な職場環境づくりが早急に求められています。

国や県では、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しのため、一般事業主行動計画の策定や育児休業制度を企業の制度として定着するよう施策を行うとしています。

また、平成16年12月に国において策定された「子ども・子育て応援プラン」では、男性の子育て参加を図るため、有給休暇の取得促進、育児休業の取得促進及び子どもの出生時における5日程度の休暇制度の普及が計画に位置づけられています。

【今後の取り組み】

改正された育児休業制度を、市内事業所及び市民に周知します。

子育てと仕事の両立が可能な職場づくりを支援する国や各種財団等で行っている事業所への奨励金や助成金について、積極的に情報を提供します。

仕事と子育ての両立支援「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発をし、働き方の見直し、労働環境の整備、充実を進めます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
139	育児・介護休業制度等の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、育児・介護休業制度や一般事業主行動計画策定の義務化等についての周知を図る。 (対象) 事業所、市民	市のホームページに茨城労働局情報のリンク実施	継続	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課
140	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 (対象) 事業所	市のホームページに茨城労働局情報のリンク実施	継続	商工観光課 社会福祉課
141	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	事業所との交流会や、ワーク・ライフ・バランス推進講座を実施し、労働環境の整備、充実を図る。 (対象) 事業所、市民	ワーク・ライフ・バランス推進講座の実施	継続	女性政策室

子育て後の再就職・再雇用の促進

【現状と課題】

再就職を推進するため、筑西公共職業安定所にて、毎週月曜日発行される「ハローワーク求人情報」、「パンフレット」を市役所正面玄関、結城商工会議所及び市民情報センターに掲示し、利用者が筑西職業安定所に行かなくても、求人に関する新しい情報を容易に得ることができるようにしています。

【今後の取り組み】

求人情報の提供の充実を図ります。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
142	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関等に掲示し、新しい情報を容易に得ることができるようにする。 (対象) 求職中の市民	3箇所設置 市役所玄関前 結城商工会議所 市民情報センター 週1回更新	継続	商工観光課
143	雇用対策事業	商工観光課内に、誰もが求人情報等を閲覧できるパソコンを設置し、再就職を支援する。 (対象) 求職中の市民	パソコン1台設置	継続	商工観光課

第5章 計画の推進のために

第5章 計画の推進のために

本計画では、現在の子どもや子育て家庭のおかれた状況や、ますます進む少子化の状況を踏まえ、計画内容の着実な実行が必要とされます。そこで、以下のとおり計画を推進していきます。

1. 計画の推進体制の整備・推進

(1) 市民参加の推進

本計画に掲げる基本理念の実現にあたっては、住民各層や企業、子育て関連団体等の幅広い参加が必要となります。そこで、引き続き、住民、企業、関係機関、有識者、行政などをメンバーとする「次世代育成支援行動計画推進委員会」（以下「推進委員会」）を開催し、地域全体で次世代育成に取り組んでいきます。

(2) 庁内推進体制の整備

総合的な子育て支援策の実行に向けて、本市の総合計画をはじめ、他の部門別計画との整合性を保ち、庁内各部門の連携体制を確立するため「次世代育成支援行動計画推進庁内会議」（以下「推進庁内会議」）を開催して、子どもや子育て支援に関わる福祉、保健、教育、労働、建設など多くの分野でのネットワークの構築を進めます。さらに、全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画の推進を図っていきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
144	次世代育成支援行動計画推進委員会	次世代育成支援に関わる関係者・関係機関により、各年度の実施内容(後期)の点検及び意見交換を行う。	実施	継続	社会福祉課
145	次世代育成支援行動計画推進庁内会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画(後期)に基づく事業の実施状況の点検及び意見交換を行う。	実施	継続	社会福祉課

2. 子どもと子育て家庭を支える協働体制づくり

(1) 情報共有・情報公開の推進

計画策定後は、市の次世代育成支援対策について、ホームページや市の図書館での閲覧等を通して、広く市民への周知を図ります。

本計画に掲げた施策及び事業については、「次世代育成支援対策推進法」第8条第6項に基づき、毎年度実施状況を公表するものとされています。

本計画の実現に向けては、市民や地域社会を始め、企業や家庭、さらには各事業にかかわる子育て関連施設、学校、関係団体等と、行政が、今後さまざまな事業で協働する体制づくりが、より重要となります。

そのためには、計画の進捗状況などの情報を共有することが不可欠となりますので、毎年度計画の進捗状況について、把握・点検した上で、公表するものとします。

(2) 点検・評価・見直しの推進

子育てに関する情報共有のため、必要に応じて、「推進委員会」を開催し、計画の進捗状

況を把握・公表し、引き続き計画の推進に努めていきます。

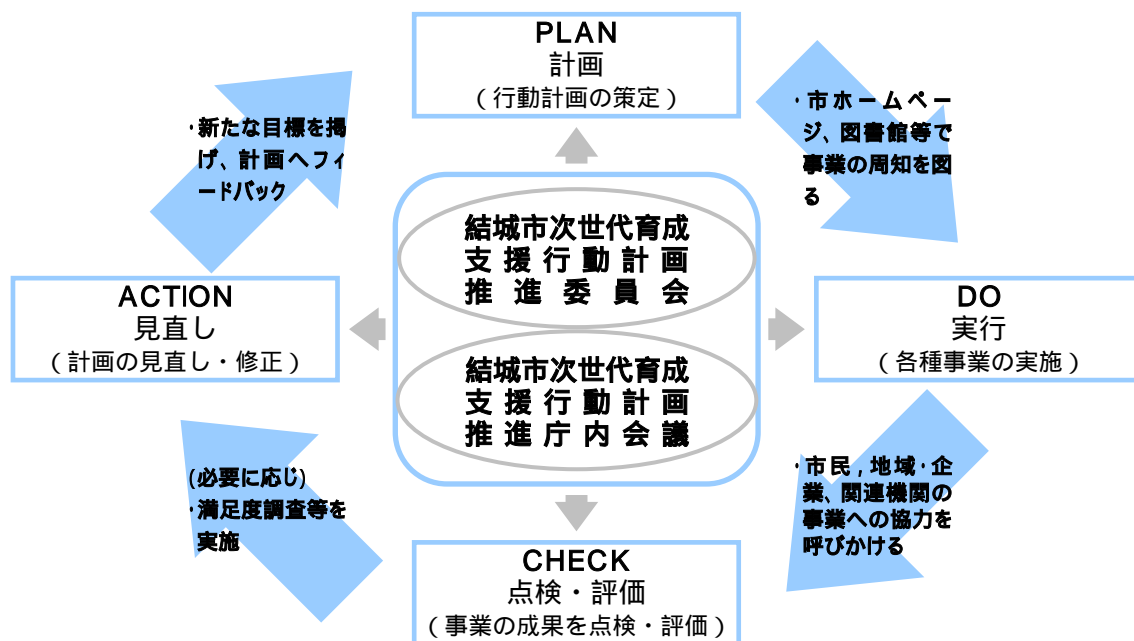
また、社会・経済情勢、市の財政状況等を勘案して、必要に応じて柔軟に見直しをすることとします。

見直しにあたっては、事業の実施状況を把握するとともに、「推進委員会」及び「推進庁内会議」が中心となって検討を行います。その上で、計画（PLAN） 実行（DO） 点検・評価（CHECK） 見直し（ACTION）のサイクルを確立し、状況に応じた柔軟で効果的な事業推進を図ります。

計画の点検にあたっては、必要に応じ、支援内容の理解度、認知度、利用度等を把握し、利用率を高めるための方策（満足度調査等）を検討し、施策に対する住民の満足度を高めるよう努めていきます。

【個別事業】 前期計画からの追加事業、 重点事業、 拡充する事業

	事業名等	事業内容	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
146	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	実施	継続	社会福祉課



図：推進委員会、推進庁内会議が中心となって計画を遂行するPDCAサイクルのイメージ

資料編

資料編

1. 施策・事業の一覧表

基本目標1 子どもの生命と健康を守る

(1) 子どもの健康をつくる・守る 前期計画からの追加事業、重点事業、拡充する事業

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
妊娠・出産期における母子の健康づくり	1	母子健康手帳の交付	妊娠 11 週以下の妊娠届出率 79% (H18～20 年度平均)	妊娠 11 週以下の妊娠届出率 85%	健康増進センター
	2	妊婦委託健康診査の助成	妊婦健康診査受診券の利用率 72.9% (H21 年 11 月末現在)	利用率 80%	健康増進センター
	3	妊婦訪問指導	訪問数 22 件 (H20)	必要な方へ全数訪問	健康増進センター
	4	新生児訪問指導	訪問延数 103 件 (H20)	必要な方へ全数訪問	健康増進センター
	5	こんにちは赤ちゃん事業	訪問率 97%	訪問率 100%	健康増進センター
安心して出産・育児ができる環境づくり	6	育児セミナー	年間 4 回 参加者 27 組 (H20)	参加者の増加	健康増進センター
	7	子育て情報の総合的な提供	子育て情報誌の発行 市ホームページからの情報発信 パンフレットの作成・配布	情報の一元化	健康増進センター 子育て支援センター
	8	母子保健健康教室	専門家の講話	参加者のよい評価	健康増進センター
	9	育児学級「すくすく子」教室	年間 4 回 参加者 58 組 (H20)	参加者の満足度の向上	健康増進センター
	10	ブックスタート事業	年 12 回実施 470 件 (H20)	継続	ゆうき図書館 社会福祉課
	11	にこにこ教室	年間 12 回 必要な親子全員	継続	健康増進センター 子育て支援センター

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
安心して出産・育児ができる環境づくり	12	育児不安を持つ母親のグループミーティング事業	年間12回 必要な母親 全員	継続	健康増進 センター
乳幼児及び児童・生徒の健康と命を守る	13	乳児委託健康診査の助成	3～6カ月児健診受診率81% 9～11カ月児健診受診率72% (H16～20年度平均)	3～6カ月児健診受診率90% 9～11カ月児健診受診率90%	健康増進 センター
	14	5カ月児健康診査	年間12回 受診率96% (H16～20年度平均)	年間12回 受診率96% 以上維持	健康増進 センター
	15	1歳6カ月児健診	年間12回 受診率96% (H16～20年度平均)	年間12回 受診率96% 以上維持	健康増進 センター
	16	3歳児健康診査	年間12回 受診率92% (H20)	年間12回 受診率93% 以上維持	健康増進 センター
	17	各種予防接種	BCG 95.4% ポリオ 90.4% 三種混合 92.5% 二種混合 69.1% 麻しん風しん混合 86.7% 日本脳炎 H17「急性散在性脳脊髄炎」が発症したため積極的勧奨を行わないよう勧告された	BCG 98% ポリオ 100% 三種混合 98% 二種混合 98% 麻しん風しん混合 95% 日本脳炎 70%	健康増進 センター
	18	母子訪問指導	訪問数 85件(H20)	必要な方 全員カバー	健康増進 センター
	19	乳幼児救急法教室 事故防止対策事業	年3回 定員各10名	今後は家庭内の事故防止対策を強化した内容に転換していく	健康増進 センター
	20	子ども地域支援 連携会議	年間3回 研修会1回	拡充	健康増進 センター 社会福祉課 子育て 支援センター 指導課
	21	小中学校養護教諭 連絡調整 (学校保健業務との 連携の強化)	連絡会議等 8回実施	継続	学校教育課 健康増進 センター

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
歯を守る活動の充実	22	2歳児歯科健康診査	年間12回 受診率 83% 虫歯罹患率 22% (H16～20 年度平均)	年間12回 受診率 85% 虫歯罹患率 15%	健康増進 センター
	23	就学時歯科教室	市内 9小学校 466名実施	市内 9小学校 就学児保護者 全員	健康増進 センター
食育の推進	24	離乳食教室	前期4回 63組 後期4回 39組 (H20)	継続	健康増進 センター
	25	3歳児健診時食生活調査	年12回 354名 (H20)	継続	健康増進 センター
	26	親子料理教室	年2回 参加者53名	年5回	健康増進 センター
	27	保育所(園)給食による 食育の推進	クッキング保育 9箇所 野菜の栽培収穫 11箇所 給食だより 11箇所	クッキング保育 11箇所 野菜の栽培収穫 11箇所 給食だより 11箇所	社会福祉課
	28	学校における食に関する 指導	全小・中学校 において実施	継続	指導課 給食センター
障害のある子の療育体制 の整備	29	発達障害児支援 (あすなる教室)	実施	継続	社会福祉課
	30	障害児保育	全保育所(園) で実施	継続	社会福祉課
	31	補装具の交付・修理費用 の助成	実施	継続	社会福祉課
	32	斜視・弱視児眼鏡等 購入修理助成	実施	継続	社会福祉課
	33	障害者日中一時支援 事業	実施	継続	社会福祉課
小児医療の充実	34	小児救急医療体制の 整備充実	母子健康手帳 セット及び子 育て支援情報 誌、他健康教 室等において 情報を提供	継続	健康増進 センター
	35	救急医療情報コント ロールシステムの 活用普及推進	母子健康手帳 セット及び子 育て支援情報 誌、他健康教 室等において 情報を提供	継続	健康増進 センター
	36	かかりつけ医の 普及・啓発	健康教室や乳 幼児健康診査 において啓発	継続	健康増進 センター

(2) 思春期保健対策を充実する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
成長期における健康づくり	37	喫煙対策事業	市内9小学校の5年生448名に対し、喫煙の意識啓発のパンフレットを配布 母子健康手帳交付時に妊婦、夫に妊娠・育児中の喫煙に関する害の指導を実施	継続	健康増進センター
	38	薬物乱用防止教育事業	全小・中学校において実施(年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課
	39	公立学校内における敷地内禁煙事業	完全実施	継続	学校教育課 指導課
母体・生命尊厳意識の育成	40	性教育事業	全小・中学校において実施(年間指導計画に基づき実施)	継続	指導課
	41	幼児等とのふれあい事業	全中学校において実施	継続	指導課
	42	異年齢児交流等事業(保育所地域活動事業)	実施保育園5箇所	実施保育園8箇所	社会福祉課

(3) 児童虐待を防止する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
早期発見・早期対応・ケア体制の整備	43	要保護児童対策地域協議会の運営	実施	継続	社会福祉課
	44	家庭児童相談室	実施	継続	社会福祉課
市民への「子ども虐待」についての理解の促進	45	児童虐待防止のための広報啓発	お知らせ版、市ホームページ等で実施	継続	社会福祉課
	46	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	年1回開催	継続	社会福祉課

(4) 子どもの生命の安全を守る

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
交通事故から子どもを守る	47	交通安全教育	交通安全教室(小中学校、養護学校)14回(H20) 幼児交通安全教室1回(H20)	継続	防災交通課

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
交通事故から子どもを守る	48	通学路安全点検	毎年1校実施	継続	学校教育課 防災交通課
	49	街路灯・防犯等の設置	実施	継続	防災交通課
	50	交通安全対策事業	交通安全運動 年4回 (春・夏・秋・年末)	継続	防災交通課
	51	事業所等への安全 運転徹底の要請	実施	継続	防災交通課
	52	世代間交流事業 (交通・防犯危険箇所 地図作成)	小学校1校 実施	継続	防災交通課
犯罪から子どもを守る地 域づくりの推進	53	「子どもを守る110番の 家」の登録推進	775軒登録 H21.10.1現在	現状維持	生涯学習課
	54	地域安全マップ	各小学校に おいて作成	継続	学校教育課
	55	防犯パトロール	土・日・祝祭日 及び各季休み 期間を除いた 小中学校 登校日に実施	継続	防災交通課
	56	防犯ブザーの配布	小学校新1年生 476名に配布	継続	学校教育課
	57	関係団体活動への 支援	青少年の非行 化防止運動、 子どもを犯罪か ら守るための防 犯活動を実施	継続	生涯学習課

基本目標 2 子どもの遊びと学びを豊かにする

(1) 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
教育環境の整備	58	TT 配置事業	非常勤講師 13 名	継続	学校教育課 指導課
	59	特別支援教育事業	知的障害学級 小学校に 5 校 中学校に 3 校 情緒・自閉障害 学級 全小中学校に 配置 言語障害学級 小学校に 2 校 通級指導教室 小学校に 3 教室 介助員 7 名配置	継続	学校教育課 指導課
	60	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	実施	耐震診断・ 補強の実施	学校教育課
	61	学校評議員制度	評議員会議 各小中学校 年 2～3 回開催	継続	学校教育課 指導課
	62	スクールカウンセラ ーの配置	市内 3 中学校にカ ウンセラーを配 置	継続	指導課
	63	フレンド「ゆうの木」	相談員配置実績 相談員 2 名 相談員助手 1 名 配置 相談実績(相談 のべ回数) 児童生徒 700 回 保護者 200 回	継続	指導課
学校と地域の連携による 豊かな心の育成	64	放課後子ども教室	結城小: 50 名登録 H20 33 回 絹川小: 30 名登録 H20 20 回 結城西小: 24 名登録 H20 22 回 結城養護学校: 9 名登録 H20 4 回	全小学校(9 校)と養護学校 で実施	生涯学習課
	65	「総合的な学習」推進 事業	全小中学校で 実施	継続	指導課
	66	「夏の体験学習」 (農業後継者育成対策 事業)	毎年 1 回実施	継続	農政課
	67	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策 事業)	毎年 1 回実施	継続	農政課

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
学校と地域の連携による豊かな心の育成	68	ふるさと・体験事業	親子体験教室 19家族、45名 わくわく自然体験 46名 体験フェスタ 189名 結城郷土かるた 取り大会(H20) 団体15チーム 個人135名	継続	生涯学習課
	69	学校ボランティア活動 推進事業	全小中学校で 実施	継続	指導課
	70	三世代交流事業	年3回	継続	介護福祉課
	71	結城盆踊り大会 開催事業	8月8日開催 子ども会、保育 所(園)、幼稚園、 市民団体 など16団体、 411名が参加	継続	商工観光課
	72	親子歴史教室 開催事業	年1回 94名参加	継続	生涯学習課
遊ぶ場・学ぶ場の整備の推進	73	都市公園整備事業	南部地区 12箇所整備済 北西部地区 1箇所整備済	継続	都市計画課
	74	公園の維持管理運営	公園愛護協会 36団体	継続	都市計画課
	75	子どもが使いやすい 図書館整備事業	学校司書数 7名	学校司書数 9名 電子ネットワー クの整備	学校教育課
	76	ゆうき図書館の運営	児童図書冊数 20,072冊	児童図書冊数 30,000冊	ゆうき図書館

(2) スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
スポーツ活動の充実	77	中学校各種球技大会	実施	継続	社会体育課
	78	結城シルクカップロード レース大会	実施	継続	社会体育課
	79	市民各種スポーツ大会 及び各種スポーツ教室 の開催	実施	継続	社会体育課
レクリエーション・文化活 動・子ども会等自主的活動の 充実	80	祭りゆうき事業	10月31日 ～11月1日 けやき公園及び アクロスで開催 参加者数 約38,000名	継続	商工観光課

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
レクリエーション・文化活動・子ども会等自主的活動の充実	81	子ども会活動の支援	子ども会数 93 団体	継続	生涯学習課
	82	たのしい図書館ツアー	年 1 回 79 名参加 339 冊貸出	継続	学校教育課 ゆうき図書館

基本目標3 家庭における子育てを支援する**(1) 家庭における子育て力を高める**

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
情報提供・相談体制の充実	83	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	実施	継続	子育て支援センター
	84	メールによる子育て応援相談室	未実施	実施	社会福祉課
	85	健康相談	健康相談：年間約22回 乳幼児及び保護者135組 栄養相談12回 心の相談12回 電話相談随時実施273件 (H20実績)	継続	健康増進センター
	86	のびのび子育て相談事業	5カ月児健診12回 467名 1歳6カ月健診12回 477名 (H21より発達フォロー教室に変更) ポリオ予防接種12回 477名 おたより発行年3回 のびのび会議年1回 (H20実績)	継続	健康増進センター
	87	女性相談	女性相談：毎月2回 電話相談随時実施	継続	女性政策室
子育て支援体制の充実	88	地域子育て支援センター事業	市1箇所 民間2箇所	継続	子育て支援センター
	89	ファミリーサポートセンター事業	協力会員H20 48名 利用会員H20 25名	登録会員(利用・協力)100名以上	社会福祉課
	90	子育てサークル育成支援事業	6サークル 92組 207名	継続	子育て支援センター

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
子育て支援体制の充実	91	家庭教育学級	学級数 計 21 学級 年 6～7 回	継続	生涯学習課
	92	三世代交流	8 支部 9 小学校 H20 参加者 6,360 名	継続	生涯学習課
	93	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	エンジョイ プレイルーム 4 箇所を実施 H20 参加者 876 名	参加者 900 名	生涯学習課 (公民館)

(2) 子育て家庭への経済的支援を推進する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
医療費等の軽減	94	妊産婦・乳幼児の医療費助成(県事業)	実施	継続	保険年金課
	95	少子化対策 医療費助成事務事業 (市単独事業)	実施	継続	保険年金課
	96	母子家庭等 医療費助成(県事業)	実施	継続	保険年金課
	97	心身障害児通院等 交通費助成	実施	継続	社会福祉課
子育てにかかる経済的負担の軽減	98	幼稚園就園奨励費の支給	該当園児数 H20 416 名	継続	学校教育課
	99	母子家庭等 児童学資金の支給	実施	継続	社会福祉課
	100	すこやか子育て奨励金の支給	実施	継続	社会福祉課
	101	就学の援助	小学校 H20 141 名 中学校 H20 89 名	継続	学校教育課
	102	奨学基金貸付制度	結城市奨学金 7 名 乙女屋本店奨学金 2 名 奥順奨学金 2 名	継続	学校教育課
	103	児童手当	実施	継続	社会福祉課
	104	児童扶養手当	実施	継続	社会福祉課
	105	障害児福祉手当	実施	継続	社会福祉課
106	在宅重度心身障害児福祉手当	実施	継続	社会福祉課	

基本目標4 子育て支援施設及び保育サービスを充実する

(1) 保育所(園)を充実する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
保育所(園)の充実	107	通常保育事業	公立3箇所 定員200名 私立8箇所 定員805名 計1,005名	公立3箇所 定員200名 私立8箇所 定員845名 計1,045名	社会福祉課
	108	保育内容と運営の充実	園長会議 (保育連絡会) 年3回	必要に応じた 園長会議 (保育連絡会) の実施	社会福祉課
	109	保育士等の研修参加	実施	継続	社会福祉課
	110	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	私立保育園 8箇所	全保育所(園) 11箇所	社会福祉課
	111	保育所(園)情報の充実と 公開 公立保育所の ホームページの開設	パンフレット 作成 市ホームページ作成(入所 案内、入所申 込用様式のダ ウンロード可)	継続	社会福祉課
	112	老朽化した保育所(園) の改修	大規模修繕 私立保育園 1箇所	改修・改築・修繕 の実施	社会福祉課
多様な保育需要に応える サービスの充実	113	乳児保育	全保育所(園)	継続	社会福祉課
	114	延長保育	11時間を超え 30分延長 6箇所 1時間延長 4箇所	11時間を超え て開所 11箇所	社会福祉課
	115	休日保育	3箇所	4箇所	社会福祉課
	116	保育所地域活動事業	世代間交流 6箇所 異年齢児交流 5箇所	世代間交流 8箇所 異年齢児交流 8箇所	社会福祉課
	117	一時保育	5箇所	継続	社会福祉課
	118	病児・病後児保育	未実施	3箇所	社会福祉課

(2) 幼稚園を充実する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
幼稚園の充実	119	幼小交流事業	幼少交流実施校 9校 年1回～3回 実施	継続	学校教育課
	120	幼稚園ふれあい事業	市内私立幼稚園 4園 ・3歳児保育 ・預かり保育 ・地域交流事業	継続	学校教育課
	121	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	実施	継続	学校教育課
	122	幼稚園情報の提供	実施	継続	学校教育課
	123	研修の参加	実施	継続	学校教育課
	124	幼稚園・保育所(園)での「家庭教育」の充実	子育て講座の開催 H20 3講座 参加者 151名	拡充	生涯学習課

(3) 学童クラブを充実する

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
学童クラブの充実	125	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	6小学校 7箇所	9小学校 12箇所	社会福祉課

基本目標5 地域の子育て環境を豊かにする

(1) 「子育て」「子育ち」を支援する地域環境をつくる

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
子育て支援の輪の拡大	126	子育て講演会	不定期に開催	定期的に開催	社会福祉課
	127	活動の場・機会の情報提供	実施	継続	社会福祉課
	128	ボランティア講習会の開催	実施	継続	社会福祉課
	129	民生委員児童委員との連携の強化	実施	継続	社会福祉課
男女共同参画社会の構築	130	たままゆプランの周知活動	各種啓発活動 里山プロジェクト実施 男女共同参画宣言都市5周年記念シンポジウム 参加者数 281名	継続	女性政策室
	131	男女共同参画団体別学習会	今まで働きかけの少ない団体、事業所等を対象に実施 (3団体)	継続	女性政策室
	132	男女共同参画推進講座	男女共同参画推進セミナー 4回開催 ワーク・ライフ・バランス推進講座の開催	継続	女性政策室
	133	男女共同参画推進講演会	男女共同参画宣言都市5周年記念シンポジウム開催	継続	女性政策室
	134	たままゆプランの推進	たままゆプランの進捗状況調査及び評価を実施 評価結果をホームページ上へ掲載 市民意識調査の実施	たままゆプランの見直し 男女共同参画推進条例の制定	女性政策室
	135	男女共同参画関連の広報活動	「広報ゆうき」へ毎月掲載 市ホームページへ市民意識調査結果公表	継続	女性政策室

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
子どもと家族に優しい環境の整備	136	有害環境対策推進事業	立入調査の実施 図書等自動販売機 市内書店 2箇所 年1回実施	立入調査 年1回実施	生涯学習課
	137	都市公園整備事業 (ゆったりトイレ整備)	南部地区 12箇所整備済 北西部地区 1箇所整備済	整備する公園 すべてにおいて実施	都市計画課
	138	持続可能な社会の構築	全事業実施	継続	生活環境課

(2) 安心して働ける労働環境の充実を図る

施策		事業名等	現状(H21)	目標(H26)	推進主体
職場における理解の推進	139	育児・介護休業制度等の周知	市のホームページに茨城労働局情報のリンク実施	継続	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課
	140	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	市のホームページに茨城労働局情報のリンク実施	継続	商工観光課 社会福祉課
	141	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランス推進講座の実施	継続	女性政策室
子育て後の再就職・再雇用の促進	142	求人情報の提供	3箇所設置 市役所玄関前 結城商工会議所 市民情報センター 週1回更新	継続	商工観光課
	143	雇用対策事業	パソコン1台設置	継続	商工観光課

2. 計画策定体制

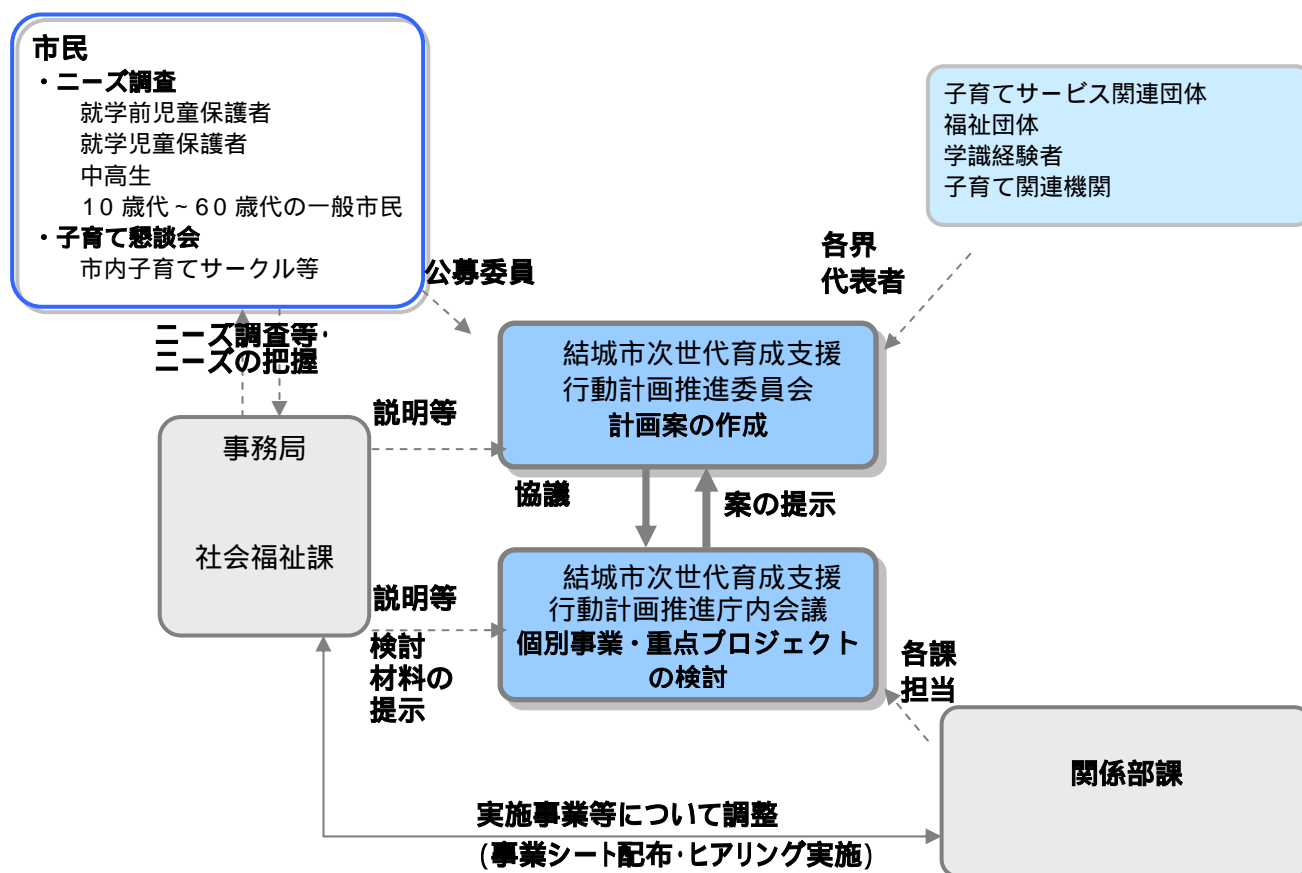
後期行動計画の策定にあたっては、以下の2つの組織を中心として検討を進めました。

結城市次世代育成支援行動計画推進委員会

役割：前期行動計画の進捗の評価、後期行動計画案の作成

結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議

役割：後期行動計画個別事業及び重点プロジェクトの検討



3. 結城市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市次世代育成支援行動計画(以下「地域行動計画」という。)を推進し、子育てしやすい地域環境の整備を進め、少子化の進行に歯止めをかけることを目的として、結城市次世代育成支援行動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 計画策定及び見直しのための必要な調査及び研究
- (2) 計画策定及び見直し案の作成
- (3) 計画推進のための諸課題の検討
- (4) 市民の意見を反映させた次世代支援対策実現のための協議
- (5) 計画の理念の普及及び啓発
- (6) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 関係行政機関代表
- (4) 公募による市民
- (5) その他必要と思われる機関代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議に意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成21年8月28日から施行する。

4. 結城市次世代育成支援行動計画推進委員会委員名簿（敬称略）

番号	区分	所属団体	氏名	備考
1	学識経験者	結城市議会	中田文雄	
2	学識経験者	結城市医師会	宮田 彰	
3	学識経験者	結城市歯科医師会	戒田敏之	
4	関係団体代表	結城市子ども会育成連合会	藤郷正樹	
5	関係団体代表	結城市社会福祉協議会	岩田 満	
6	関係団体代表	結城商工会議所	植木恒子	
7	関係団体代表	結城市民生委員児童委員協議会	河田善吉	
8	関係団体代表	結城市自治協力員連合会	富田 博	
9	関係団体代表	結城市老人クラブ連合会	星野 尚	
10	関係団体代表	ゆうき女性会議	稲葉里子	
11	関係団体代表	青少年育成結城市民会議	川面七郎	
12	関係団体代表	結城市青少年相談員連絡協議会	須藤一夫	
13	関係団体代表	結城市PTA連絡協議会	小幡幸子	
14	関係団体代表	結城市校長会	鶴見貞雄	
15	関係団体代表	幼稚園代表	滝田昌孝	
16	関係団体代表	結城市保育連絡会	宮田サキ子	
17	関係団体代表	結城市食生活改善推進員連絡協議会	中山かつ	
18	関係団体代表	結城市心身障害児者父母の会	高橋 健	
19	関係団体代表	結城市身体障害者福祉団体連合会	佐藤敬信	
20	関係団体代表	結城市母子福祉会	池田光代	
21	関係行政機関	結城警察署	仲川栄二	
22	関係行政機関	筑西児童相談所	山口康裕	
23	関係行政機関	筑西保健所	綿引久子	
24	関係行政機関	茨城県県西県民センター県民福祉課地域福祉室	塚越 浩	
25	公募	一般公募	坂本健太郎	
26	公募	一般公募	五月女宏美	

委員長 副委員長

5. 結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議設置要項

(設置)

第1条 結城市次世代育成支援行動計画(以下「地域行動計画」という。)に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となる事項を協議するため、結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議(以下「推進庁内会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進庁内会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域行動計画の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他次世代育成支援について必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進庁内会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、社会福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課内の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進庁内会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進庁内会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

付 則

この要項は、平成21年8月28日から施行する。

6. 結城市次世代育成支援行動計画推進庁内会議委員名簿

番号	課名	役職名	氏名
1	人事課	人事係長	増山智一
2	企画政策課	主幹	船水由美
3	女性政策室	主事	久須美裕之
4	協働推進課	協働推進係長	飯島敏雄
5	財政課	係長	大木博
6	生活環境課	生活環境係長	中塚富雄
7	防災交通課	交通対策係長	石川好次
8	城西保育所	主任保育士	藤田弥生
9	子育て支援センター	保育士	山室静子
10	介護福祉課	課長補佐兼高齢福祉係長	斉藤俊一
11	保険年金課	主任	北條寿美
12	健康増進センター	主任	軽部清美
13	農政課	係長	野村精二
14	商工観光課	主幹	渡邊陽左乃
15	都市計画課	係長	大越健志
16	学校教育課	学校教育係長	牛久恵智子
17	指導課	指導係長	松本亨
18	生涯学習課	主査兼生涯学習係長	叶谷正
19	社会体育課	体育係長	駒井勝男
20	ゆうき図書館	係長	新井芳明
21	給食センター	主幹	小林和恵

7. 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 21 年 2 月 23 日 (月) ～平成 21 年 3 月 6 日 (金)	就学前児童保護者、小学生児童 (保護者・児童本人)、中高生、一般市民へのニーズ調査実施
平成 21 年 8 月 20 日 (木)	第 1 回 推進委員会 ・次世代育成支援前期計画の進捗状況 ・ニーズ調査結果について ・主要事業の目標事業量について
平成 21 年 8 月 24 日 (月)	国、県への目標事業量の報告
平成 21 年 10 月 5 日 (月)	子育て懇談会開催
平成 21 年 10 月 19 日 (月)	第 1 回 推進庁内会議 ・次世代育成支援後期行動計画の策定方針 ・子育てを取り巻く現況 ・施策の体系について ・個別事業、主要保育サービスの目標事業量 ・重点プロジェクトについて
平成 21 年 10 月 29 日 (木)	第 2 回 推進委員会 ・施策の体系について ・拡充・新規事業について ・重点プロジェクトについて
平成 22 年 1 月 13 日 (水)	第 2 回 推進庁内会議 ・次世代育成支援後期行動計画 (素案) について ・具体的施策について
平成 22 年 1 月 21 日 (木)	第 3 回推進委員会 ・次世代育成支援後期行動計画 (素案) について ・具体的施策について
平成 22 年 2 月 5 日 (金) ～平成 22 年 3 月 1 日 (月)	パブリックコメント実施
平成 22 年 3 月 18 日 (木)	第 4 回推進委員会 ・パブリックコメントについて ・次世代育成支援後期行動計画 (成案) について
平成 22 年 3 月	計画の決定

結城市次世代育成支援後期行動計画
～ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり～

発行：平成 22 年 3 月

発行者：茨城県結城市

編集：結城市保健福祉部社会福祉課

〒307-8501 結城市大字結城 1447

TEL:0296-32-1111(代表)

FAX:0296-33-6628

E-mail: hukusi@city.yuki.lg.jp
